

独立行政法人日本スポーツ振興センターの
平成30年度における業務の実績に関する評価

令和元年8月
文部科学大臣

| 1. 評価対象に関する事項 | | |
|---------------|--------------------|-----------------|
| 法人名 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | |
| 評価対象事業年度 | 年度評価 | 平成 30 年度（第 4 期） |
| | 中期目標期間 | 平成 30～令和 4 年度 |

| 2. 評価の実施者に関する事項 | | | |
|-----------------|--------|---------|----------|
| 主務大臣 | 文部科学大臣 | | |
| 法人所管部局 | スポーツ庁 | 担当課、責任者 | 政策課 茂里毅 |
| 評価点検部局 | 大臣官房 | 担当課、責任者 | 政策課 塩崎正晴 |

| 3. 評価の実施に関する事項 | |
|----------------|---|
| 令和元年 7 月 4 日 | 独立行政法人日本スポーツ振興センターの評価等に関する有識者会合（第 1 回）を開催し、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長等から平成30年度の業務実績並びに自己評価の内容について説明を求めるとともに、監事から業務実績等に関する報告を聴取し、有識者会合委員から業務実績及び自己評価に関する意見をいただいた。 |
| 令和元年 7 月 25 日 | 独立行政法人日本スポーツ振興センターの評価等に関する有識者会合（第 2 回）を開催し、有識者会合委員から大臣評価案に対する意見をいただいた。 |

| 4. その他評価に関する重要事項 |
|------------------|
| 特になし |

| 1. 全体の評価 | | | | | | |
|-----------------------|---|-----------------------------|-------|---------|---------|---------|
| 評価 (S、A、B、C、 D) | B | (参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況 | | | | |
| | | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| | | B | | | | |
| 評価に至った理由 | 法人全体に対する評価に示す通り、全体として概ね中期計画等における所期の目標を達成していると認められるため。 | | | | | |

| 2. 法人全体に対する評価 | |
|---------------------|---|
| 法人全体の評価 | <p>「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」のうち、「国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項」及び「災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項」については、中期計画等に定められた以上の成果と業務の進捗が認められる。</p> <p>その他の項目についても、中期計画等に定められたとおり、概ね着実に業務が実施された項目が多数あることが認められる。</p> <p>これらのことを総合的に勘案し、全体として概ね中期計画等における所期の目標を達成していると認められることから、総合評価は「B」とする。</p> |
| 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項 | 特になし |

| 3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など | |
|--------------------------|--|
| 項目別評価で指摘した課題、改善事項 | <p>I-1：秩父宮ラグビー場について、使用団体への満足度調査のみならず、観客への調査も行うなど、多様な施設利用者のニーズを把握する取組が行われることを期待する。(p.7)</p> <p>国立登山研究所の業務について、引き続き一般登山者向けの安全登山に関する啓発活動が求められているため、効果的な取組を行うことができるよう検討・見直しを図る必要がある。公開講座をはじめとする主催事業については、引き続き、同時開催するイベント・団体の検討や、独自開催の講座の効果的な告知、開催方法・場所等の検討を強く期待する。また、一般登山者向け冊子についても配布先の拡大や変更、内容の見直し等を継続的に実施することを期待する。高等学校登山指導者向けテキスト及び高校生等向け参考資料の更なる活用等（生徒への指導方法等）や、高等学校等の山岳部顧問等を対象とした安全登山指導者研修会の内容の見直し等の改善を図るとともに、一般登山者向けの安全登山に関する啓発手法の考案と実践を期待する。(p.7)</p> <p>I-2：「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（平成 28 年 10 月 3 日スポーツ庁長官決定）」において、2019 年度より 2020 年東京大会に向けた「ラストスパート期」と位置付けており、優秀な成績の獲得に向けた支援を行うとともに、2020 年以降も見据えて強化戦略プランの質の向上等の支援</p> |

を行い、中央競技団体が強力で持続可能な強化活動を行えるよう貢献していくことが期待される。(p.14)

I-3 : スポーツ振興くじの売上確保に努めるとともに、社会のトレンド等を踏まえた新たな財源確保の方法を研究するなど、スポーツ振興財源の継続的な確保に向けた検討を行うこと、また、スポーツ振興助成の適正な執行及びニーズを踏まえたメニューの見直しに引き続き取り組むことを期待する。(p.23)

I-4 : ドーピング防止活動に係るインテリジェンス活動(ドーピング調査)を実効的なものとするため、JSCが国及びJADAと連携し、ドーピング防止活動における中核的機関として積極的に取組を推進することを期待する。一方、ドーピング通報窓口の認知度については、平成29年度より低下しており、かつ、70%程度にとどまっていることを踏まえ、更なる認知度の向上に注力されたい。(p.29)

スポーツ団体におけるガバナンス・コンプライアンスの向上に資するため、継続的にモニタリングを実施し、その結果を適切にフィードバックすることを期待する。また、第三者相談・調査制度について、オリンピック等を含むアスリートがより相談しやすい環境を構築すべく、効果的な周知やセキュリティに十分配慮したSNSの活用を行うことを期待する。(p.29)

スポーツ団体のガバナンス強化に向けて、収集した情報を活かして、更なる支援策等に係る検討を行うことを期待する。(p.29)

I-5 : 掛金改定も踏まえ、収支改善に向けて、これまでの自己分析等に基づく学校の管理下の災害の減少につながる更なる取組を期待する。(p.36)

I-6 : スポーツ庁に対する調査の結果、JSCから提供された情報が有効であったとの回答が100%とされているが、さらなる改善を強く期待しており、収集・分析すべき情報について事前にニーズを確認し、適切なタイミングで提供するなど対応が望まれる。(p.42)

地方公共団体に対してメールで提供した情報については、有効と評価した団体が45.7%であり、メールでの情報発信方法によっては、その有効な活用策を伝えきれていない場合もあると考えられる。今後はメール送付の際においても、配信情報の活用方策や関連団体との連携の可能性などの情報を加えるなどし、自治体レベルでも有益な情報となる様、工夫・改善する必要がある。(p.42)

収集・分析した情報については、スポーツ庁、地方公共団体への提供はなされているものの、スポーツ団体への提供はなされていないため、今後、スポーツ団体とのネットワークを構築した上で、スポーツ団体へも戦略的・効果的な提供を行う必要がある。(p.43)

JSCによって提供された情報をもとに、各機関がより実際の企画立案及び活動に繋げられるよう期待する。(p.43)

スポーツを通じたSDGsマネジメント手法に関する実用的ガイドブック開発プロジェクトの更なる推進を期待するとともに、多くの地方公共団体等がスポーツを通じたSDGsの推進に取り組めるよう必要な支援を実施することに期待する。(p.43)

III-2 : 国への財政依存度を減少させるため、自己収入の増加に資する取組を加速させることを期待する。(p.53)

IV-1 : 新国立競技場の竣工が本年11月と迫っており作業が最終段階を迎えているところであるが、引き続き労務管理や職場環境の維持に十分配慮した上で円滑・着実な事業の実施に努めることを期待する。(p.59)

IV-3 : 職員の採用、管理職及び課長補佐職の登用に占める女性の割合はいずれも目標を達成しているものの、男女共同参画の更なる推進のため、母数の大小に配慮しつつ目標値の引き上げも含めた検討を行うなど、より一層の取組が行われることを期待する。(p.68)

IV-4 : 職員の理解促進と意識向上に取り組んでいるところであるが、情報セキュリティインシデントの発生件数により取組の効果を測るなど、情報セキュリテ

| | |
|---------------------|---------------------------------------|
| | インシデントの発生を防ぐ有効な取組が行われることを期待する。(p. 71) |
| その他改善事項 | 特になし |
| 主務大臣による改善命令を検討すべき事項 | 特になし |

| | |
|----------|------|
| 4. その他事項 | |
| 監事等からの意見 | 特になし |
| その他特記事項 | 特になし |

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表様式

| 中期計画（中期目標） | 年度評価 | | | | | 項目別 調書No. | 備考 |
|--|-----------|----------|----------|----------|----------|--------------|----|
| | H30 年度 | R元 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | | |
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | | | | | | | |
| 1 スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項 | B○ 重 | | | | | I-1 | |
| 2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項 | A重 | | | | | I-2 | |
| 3 スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項 | B○ 重 | | | | | I-3 | |
| 4 スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項 | B | | | | | I-4 | |
| 5 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実にに関する事項 | A | | | | | I-5 | |
| 6 国内外の情報の分析・提供等に関する事項 | B | | | | | I-6 | |
| II. 業務運営の効率化に関する事項 | | | | | | | |
| III. 財務内容の改善に関する事項 | | | | | | | |
| 1 予算の適切な管理と効率的な執行等 | B | | | | | III-1 | |
| 2 自己収入の拡大 | | | | | | III-2 | |

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、●年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

| 中期計画（中期目標） | 年度評価 | | | | | 項目別 調書No. | 備考 |
|---------------------|-----------|----------|----------|----------|----------|--------------|----|
| | H30 年度 | R元 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | | |
| IV. その他業務運営に関する重要事項 | | | | | | | |
| 1 長期的視野に立った施設整備の実施 | B | | | | | IV-1 | |
| 2 内部統制の強化 | B | | | | | IV-2 | |
| 3 適正な人員配置等 | B | | | | | IV-3 | |
| 4 情報セキュリティ対策の強化 | B | | | | | IV-4 | |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--|----------------------|-------------------------------------|
| I-1 | スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 政策目標 11 スポーツの振興 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 1 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | 重要度：「高」（施設利用者のニーズを踏まえた満足度の高い施設運営を行うことや新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の今後の在り方を検討していくことは、今後のスポーツ振興を図っていくために非常に重要なことであるため。） | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和元年度行政事業レビュー番号：0328 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|------------------|-----------------------|----------------------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間平均値等） | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 |
| 施設利用者の満足度 | 満足・やや満足 80%以上 | — | 85.0% | | | | | 予算額（千円） | 1,101,271 | | | | |
| 保有するスポーツ施設のスポーツ参画人口 | 前年度比増加 | (H29 年度) 577,206 人 | 570,501 人 (98.9%) | | | | | 決算額（千円） | 908,006 | | | | |
| | | | | | | | | 経常費用（千円） | 943,751 | | | | |
| | | | | | | | | 経常利益（千円） | 75,394 | | | | |
| | | | | | | | | 行政コスト（千円） | — | | | | |
| | | | | | | | | 行政サービス実施コスト（千円） | 744,010 | | | | |
| | | | | | | | | 従事人員数（人） | 24.3 | | | | |

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 ※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|---|--|--|------|-------------------|-----|----------|------|-----|------------|------|-----|--------------|------|------|-----|------|--|--|--|
| | | | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | B | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等</p> <p>保有するスポーツ施設において、スポーツを「する」「みる」「ささえる」場を提供し、スポーツの振興を図るためには、JSC が長年蓄積してきたノウハウを活用した管理運営を行うとともに、施設利用者が安心して使用でき、満足度の高いサービスを提供する必要があることから、施設利用者のニーズを的確に把握し、それに基づいた管理運営や改善に取り組むこととする。</p> <p>また、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、政府方針等に基づきながら、適切に対応していくことが必要である。</p> <p>＜具体的な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの向上を図るため、中期目標期間中に様々な施設利用者へ毎年度2回程度、サービス等の内容についてアンケート調査を行い、その結果から得られた情報を踏まえて必要な改善を実施し、その改善効果を把握する。 新国立競技場については、「新国立競技場の整備計画（平成27年8月28日新国立競 | <p>1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項</p> <p>JSC は、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるように、JSC が長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた安心感や満足度の高いサービスを提供する。</p> <p>さらに、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。</p> <p>(1) 毎年度、保有する大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設環境を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、様々な行事の利用に供する。</p> | <p>1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項</p> <p>JSC は、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるように、JSC が長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた、安心感や満足度の高いサービスを提供する。</p> <p>さらに、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。</p> <p>(1) 保有する大規模スポーツ施設（耐震改修等工事のために休業中の国立代々木競技場第一体育館及び第二体育館を除く。）について、安全で高水準な施設環境を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、様々な行事の利用に供する。</p> | <p>＜主な定量的指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者のニーズ等を踏まえた改善を実施し、その改善効果を把握するためアンケートやヒアリング等による満足度調査を行い、80%以上から「満足している」・やや満足している」との高評価を得る。 保有するスポーツ施設の活用を促進し、「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口を前年度比で増加させる。 <p>＜その他指標＞</p> <p>なし</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の満足度を高めるためには、イベント出場者、観客、イベント主催者等の様々な施設利用者のニーズを的確に把握し、そのニーズ等を踏まえた改善を行うとともに、改善の結果を評価し、更なる改善につなげる PDCA サイクルを機能させる必要がある。 前中期目標期間で実施したイベント主催者への満足度調査(5段階評価)において、スポーツ利用及び一般利用の施設・サービスに対する上位2段階の評価(満足・やや満足)の割合が平成25年度から28年度の平均が79.6%であったこと | <p>＜主要な業務実績＞</p> <p>1. 大規模スポーツ施設の稼働状況</p> <p>国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、様々な行事の利用に供し、施設利用者へスポーツ参画の機会を提供した。</p> <p>秩父宮ラグビー場：平成30年度稼働日数 100日（参考：平成29年度 101日）。うち、スポーツ利用81日（参考：平成29年度89日）</p> <p>2. 施設利用者のニーズを踏まえた改善</p> <p>(1) 平成30年度アンケートの実施結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>「満足」「やや満足」の割合 (%)</th> <th>回答数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秩父宮ラグビー場</td> <td>69.6</td> <td>4団体</td> </tr> <tr> <td>テニスコート(※1)</td> <td>92.7</td> <td>99件</td> </tr> <tr> <td>フットサルコート(※2)</td> <td>92.7</td> <td>138件</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>85.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：秩父宮ラグビー場内。以下同じ。 ※2：国立代々木競技場内。以下同じ。</p> <p>・アンケート項目について</p> <p>第4期中期目標期間について、第3期中期目標期間からの中長期的傾向や施設改修終了前後の意見を比較する観点から、「4段階」のアンケートにより利用者の満足度を把握することが利用者利便により繋がると考えられ、第3期中期目標期間同様、4段階（満足・やや満足・やや不満・不満）で実施することとした。</p> <p>(2) 利用者のニーズ等を踏まえた改善</p> <p>平成29年度に実施したアンケート結果を踏まえ、以下のとおり施設の改善を行った。</p> <p>(テニスコート)</p> <ul style="list-style-type: none"> コートベンチの更新 同伴ビジター利用者枠の拡大を試験的に実施 駐輪場にロードバイク用サイクルスタンドを設置 <p>(フットサルコート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトトップページヘバナーを設置し、他ページへの遷移がスムーズにできるよう改善 駐輪場にロードバイク用サイクルスタンドを設置 <p>(3) スポーツ参画人口の状況</p> <p>保有する下記のスポーツ施設の貸出やフットサル大会の開催を通</p> | 施設 | 「満足」「やや満足」の割合 (%) | 回答数 | 秩父宮ラグビー場 | 69.6 | 4団体 | テニスコート(※1) | 92.7 | 99件 | フットサルコート(※2) | 92.7 | 138件 | 平均値 | 85.0 | | <p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：B</p> <p>利用者へのアンケート等により明らかになったニーズに基づいて運用方法を見直すなど、サービスの向上を図った結果、アンケートによる満足度は、「満足」「やや満足」の割合が対象施設の平均値で85.0%と評価指標の目標数値である80%を超え、高評価を得ることができた。</p> <p>スポーツ参画人口の増加に向けた取組については、秩父宮ラグビー場については芝生コンディションを勘案して試合数を制限せざるを得ない状況があり、総入場者数は減少しているものの、フットサルコートについては、利用者のニーズに合わせた利用方法の見直しなどの努力により稼働率が向上し、総利用者数が対前年度比109.1%と大きく増加しており、施設合計では前年度比98.8%とほぼ同程度の利用者数を確保しスポーツ参画人口の増加に寄与した。</p> <p>新国立競技場の大会後の運営管理に関する検討は、国民からの関心も高く、非常に重要度の高い業務であるが、年度計画のとおり着実に検討を進めている。</p> <p>秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の今後の在り方については、JSCとして博物館を再開館することを前提に検討会議の意見を踏まえつつ「スポーツ博物館将来構想」を取りまとめ、第4期中期目標期間中においては既存資料の整理・価値付けや今</p> | <p>評定</p> <p>B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>＜今後の課題・指摘事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 秩父宮ラグビー場について、使用団体への満足度調査のみならず、観客への調査も行うなど、多様な施設利用者のニーズを把握する取組が行われることを期待する。 毎年の遭難者数は高止まりしており、引き続き一般登山者向けの安全登山に関する啓発活動が求められているため、効果的な取組を行うことができるよう検討・見直しを図る必要がある。 公開講座をはじめとする国立登山研修所の主催事業については、引き続き、同時開催するイベント・団体の検討や、独自開催の講座の効果的な告知、開催方法・場所等の検討を強く期待する。また、一般登山者向け冊子についても配布先の拡大や変更、内容の見直し等を継続的に実施することを期待する。 |
| 施設 | 「満足」「やや満足」の割合 (%) | 回答数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 秩父宮ラグビー場 | 69.6 | 4団体 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| テニスコート(※1) | 92.7 | 99件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フットサルコート(※2) | 92.7 | 138件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平均値 | 85.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p>技場整備計画再検討のための関係関係協議決定)、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」(平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム決定)等の政府方針を踏まえ、2020年東京大会後の運営の在り方の検討を行う。</p> <p>・スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、中期目標期間中に施設の早期営業等の利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営を行う。</p> <p>・秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について、平成30年度中に結論を出し、その結果を踏まえて具体的な取組を進める。</p> <p>・国立登山研修所については、高校登山部顧問教員等の資質向上のための研修会の開催、指導参考資料の作成をするとともに、一般登山者への安全な登山の基礎的な知識や技術の普及・啓発を含め、中期目標期間中に機能や役割について見直しを行う。</p> | <p>(2) 毎年度2回程度行うアンケート調査等を通じて得られた施設利用者のニーズを踏まえ、必要な改善を計画的に実施することによりサービスの向上を図る。また、アンケートやヒアリングの実施等により改善の効果を把握した上で、その結果を以後のサービスの提供に活用する。</p> <p>(3) 新国立競技場の2020年東京大会後の運営管理については、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」(平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)決定)に基づき、適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、民間のノウハウと創意工夫が最大限活用できるコンセッション事業の導入可能性調査・マーケティング等を行い、2019年年央を目途に、新国立競技場の設置者として民間事業化の事業スキーム案を作成し、ワーキングチームに報告する。</p> <p>(4) 毎年度実施するアンケート調査等により施設利用者のニーズを把握した上</p> | <p>(2) 施設ごとの利用状況に応じて、年2回程度行うアンケート調査及びヒアリング等を通じて得られた施設利用者のニーズを踏まえ必要な改善策を検討し、計画的に実施することによりサービスの向上を図る。</p> <p>また、アンケートやヒアリングの実施等により改善の効果を把握した上で、その結果を以後のサービス提供に活用する。</p> <p>(3) 新国立競技場の2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(以下「2020年東京大会」という。)後の運営管理については、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」(平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)決定)に基づき、適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、民間のノウハウと創意工夫が最大限活用できるコンセッション事業の導入可能性調査・マーケティング等を行う。また、当該検討の過程においては、適時に、ワーキングチームに報告を行う。</p> <p>(4) アンケート調査等により施設利用者のニーズを把握した上で、スポーツ機会</p> | <p>とを踏まえ、同水準以上の割合を指標として設定した。</p> <p>・スポーツ基本計画の目標であるスポーツ参画人口の拡大に資するため、JSCが保有するスポーツ施設の活用の促進を図り、その結果として、スポーツ施設におけるスポーツ参画人口を毎年度増加させていくことが目標であることから指標として設定した。</p> | <p>じて、「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の増加に取り組んだ。秩父宮ラグビー場は、芝生コンディションの関係で試合数を制限せざるを得ない状況があり、また、テニスコートは混雑状況により年間利用者の新規申込みを見合わせたことが影響し、前年度比でそれぞれ、96.2%、95.8%となったものの、フットサルコートは利用者のニーズに合わせた利用方法の見直しなどの努力により、利用者が対前年度比で109.1%と増加した。</p> <p>施設利用者(スポーツ参画人口)の状況 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>増減</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秩父宮ラグビー場</td> <td>430,625</td> <td>414,195</td> <td>△16,430</td> <td>96.2</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>27,309</td> <td>26,151</td> <td>△1,158</td> <td>95.8</td> </tr> <tr> <td>フットサルコート</td> <td>119,272</td> <td>130,155</td> <td>10,883</td> <td>109.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>577,206</td> <td>570,501</td> <td>△6,705</td> <td>98.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記人数は総入場者数、総利用者数であり設営撤去日のスタッフ等を含む。</p> <p>【参考】秩父宮ラグビー場試合日平均入場者数 平成29年7,127人 平成30年8,579人</p> <p>3. 新国立競技場の大会後の運営管理に関する検討</p> <p>「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」(平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム(座長:文科副大臣)決定)に基づき、民間事業化の「基本スキーム案」(事業の方式、業務の範囲・期間、運営権の対価など)を作成し、平成30年8月より、民間事業者からの意見募集を実施した。また、平成31年4月から実施するマーケットサウンディングに向けて、当該意見募集の結果を踏まえ、「基本スキーム案」の内容について更に検討を進め、業務の範囲や費用負担等に関する考え方をより具体化した「実施方針(素案)」を作成した。</p> <p>その検討に当たっては、ワーキングチームの事務局であるスポーツ庁に対し、適時適切に、情報共有や照会を行った。</p> <p>4. 弾力的な施設運営の検討</p> <p>民間事業者の提案に基づき、平成30年度から、一部の施設について、これまで休業していた年末年始に営業することにより、施設利用者のスポーツ参画機会の拡大に寄与した。</p> <p>・年末年始営業日 (テニスコート) 平成30年12月28日、29日(184名利用) (フットサルコート) 平成30年12月29日、30日、平成31年1月3日(1,101名利用)</p> <p>5. 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の今後の在り方検討及び所蔵資料等の整理</p> <p>(1) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の今後の在り方の検討</p> | 施設 | H29 | H30 | 増減 | 対前年度比 | 秩父宮ラグビー場 | 430,625 | 414,195 | △16,430 | 96.2 | テニスコート | 27,309 | 26,151 | △1,158 | 95.8 | フットサルコート | 119,272 | 130,155 | 10,883 | 109.1 | 計 | 577,206 | 570,501 | △6,705 | 98.8 | <p>後の博物館機能の具体化、基盤形成のための業務を中心に行うなど、今後具体的な取組を段階的に進めるための準備が整ったところである。また、資料の整理も年度計画どおり順調に進んでいる。</p> <p>国立登山研修所は、特に平成28年度末に発生した那須雪崩事故を受けて高校山岳部顧問等の知見・技術向上への取組が期待されていたことから、これまででなかった新たな研修会や指導者用テキスト等の作成を中心に取り組み、安全登山に関する情報発信を一層充実させることができた。テキストやハンドブックについて追加配布要望や問合せなども増えており、現場のニーズに沿って内容も適切なものだったと評価できる。</p> <p>以上のとおり、所期の目標を達成したことから、B評価とする。</p> <p><課題と対応></p> <p>今年度初めて実施した秩父宮ラグビー場利用団体へのアンケートについては、「満足」「やや満足」の割合が69.6%となり、低い評価となった。今後、利用者のニーズを踏まえた運営に取り組む。</p> <p>秩父宮ラグビー場におけるスポーツ参画人口は、芝生の状況により利用を制限せざるを得ない場合、利用日数が減り総入場者数への影響が大きいことから、引き続き両者のバランスを取りながら良好なコンディションを維持していく。</p> <p>秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の今後の在り方に関して、設置場所が未定となっているため、早期に設置場所の見通しを立てるべく、引き続き関係</p> | <p>・高等学校登山指導者向けテキスト及び高校生等向け参考資料の更なる活用等(生徒への指導方法等)や、高等学校等の山岳部顧問等を対象とした安全登山指導者研修会の内容の見直し等の改善を図るとともに、一般登山者向けの安全登山に関する啓発手法の考案と実践を期待する。</p> <p>・予算額と決算額の差異は、新国立競技場の大会後の運営管理検討業務に関して必要となる専門的知見の提供を委託業務の一部として業者に委託することにより、JSCにおいて専門人材を雇用する必要がなくなったことによるものが大きい。今後も契約方法の見直し等により経費の適正な執行に努めることを期待する。</p> <p><その他事項></p> |
|--|--|--|--|---|----|-----|-----|----|-------|----------|---------|---------|---------|------|--------|--------|--------|--------|------|----------|---------|---------|--------|-------|---|---------|---------|--------|------|---|--|
| 施設 | H29 | H30 | 増減 | 対前年度比 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 秩父宮ラグビー場 | 430,625 | 414,195 | △16,430 | 96.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| テニスコート | 27,309 | 26,151 | △1,158 | 95.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フットサルコート | 119,272 | 130,155 | 10,883 | 109.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 577,206 | 570,501 | △6,705 | 98.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|----------|--|-----------|--|----------|--|------------------|--|
| | <p>で、スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、スポーツ施設の早朝営業等の施設利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営について、費用対効果及び実現可能性を踏まえて検討し、可能なものから実施する。</p> <p>(5) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について平成 30 年度中に検討し、結論を出すとともに、検討結果を踏まえて具体的な取組を進める。</p> | <p>を十分に提供できるようにするため、スポーツ施設の早朝営業等の施設利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営について費用対効果及び実現可能性を踏まえて検討する。</p> <p>(5) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、以下の取組により、機能や役割など今後の在り方について検討及び所蔵資料等の整理を行う。</p> <p>① 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、法人内のプロジェクトチーム及び外部のアドバイザーによる検討内容を踏まえ、平成 30 年度中に機能や役割など今後の在り方について検討を行い、具体的な取組を進める。</p> <p>② 秩父宮記念スポーツ博物館が所蔵する資料を適正に管理するとともに、寄託資料について管理台帳を基に所有権の確認を行う。 すべての寄託資料のうち 50%以上</p> <p>③ 図書館が所蔵する図書・雑誌のうち、これまでデータリスト化されていない資料については、適正に管理するため、データリスト化を進める。 データリスト化されていない図書・雑誌のうち 50%以上</p> | | <p>2020 年東京大会を契機として、新国立競技場の中に整備する計画で平成 26 年 5 月から一時休館・移転していた秩父宮記念スポーツ博物館・図書館は、平成 27 年 8 月に新国立競技場整備計画再検討のための関係関係会議において整備計画が見直され、新国立競技場の施設については「原則として競技機能に限定」とともに「スポーツ博物館等のスポーツ振興を目的とした施設は設置しない。」とされたことから、今後の在り方について次のとおり検討を行い、平成 30 年度に将来構想として取りまとめた。</p> <p>■将来構想の検討経過</p> <table border="1" data-bbox="1048 368 1585 1102"> <tr> <td data-bbox="1048 368 1173 485">H30. 7 月</td> <td data-bbox="1173 368 1585 485">法人内（経営戦略室）にスポーツ博物館将来構想検討チームを設置するとともに、学識経験者等外部有識者 8 名からなるスポーツ博物館将来構想検討会議（検討会議）を設置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 485 1173 683">H30. 12 月</td> <td data-bbox="1173 485 1585 683">同検討会議において、JSC がスポーツ博物館を設置する意義、コンセプト及び事業内容等について 5 回にわたり議論され、JSC に対する意見として「審議のまとめ」が取りまとめられた。 ※会議開催 5 回（8/1、8/31、10/5、10/24、12/13）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 683 1173 1102">H31. 3 月</td> <td data-bbox="1173 683 1585 1102">国民やスポーツ関係学会からの新しい博物館・図書館の設置を求める要望や「審議のまとめ」の方向性を踏まえて今後の在り方を検討し、「スポーツの多様な価値を伝えるネットワークの拠点」をコンセプトとした新たなスポーツ博物館の将来構想を策定。スポーツ博物館の機能・役割として、スポーツの多様な価値について積極的な情報発信、貴重な資料の次世代への継承、スポーツ関係資料を有する博物館等の全国的なネットワークの拠点となることを目指し、第 4 期中期目標期間中においては既存資料の整理・価値付けや今後の博物館機能の具体化、基盤形成のための業務を中心に行うなど、段階的・計画的に再開館に向けた準備を進めることとした。</td> </tr> </table> <p>(2) 所蔵資料等の整理 昭和 34 年の開館以降、これまでに収集・保存している資料群については、未登録のものや所有権が不明となっているものも多数あり、所蔵資料の状況が十分把握できていない状況であったことから、管理の適正化を図るため、旧国立競技場の取壊しに伴い一時休館となった平成 26 年度から集中的に各種資料の整理を進めており、平成 30 年度は次の作業を中心に取り組んだ。</p> <p>① スポーツ博物館の所蔵資料の整理 平成 29 年度に明らかとなった未登録資料の整理として、箱内にまとめて保管されている未登録資料（500 箱）の全て（総数 4,837 件）を確認し、資料 1 件ごとに、資料調書の作成、登録番</p> | H30. 7 月 | 法人内（経営戦略室）にスポーツ博物館将来構想検討チームを設置するとともに、学識経験者等外部有識者 8 名からなるスポーツ博物館将来構想検討会議（検討会議）を設置 | H30. 12 月 | 同検討会議において、JSC がスポーツ博物館を設置する意義、コンセプト及び事業内容等について 5 回にわたり議論され、JSC に対する意見として「審議のまとめ」が取りまとめられた。 ※会議開催 5 回（8/1、8/31、10/5、10/24、12/13） | H31. 3 月 | 国民やスポーツ関係学会からの新しい博物館・図書館の設置を求める要望や「審議のまとめ」の方向性を踏まえて今後の在り方を検討し、「スポーツの多様な価値を伝えるネットワークの拠点」をコンセプトとした新たなスポーツ博物館の将来構想を策定。スポーツ博物館の機能・役割として、スポーツの多様な価値について積極的な情報発信、貴重な資料の次世代への継承、スポーツ関係資料を有する博物館等の全国的なネットワークの拠点となることを目指し、第 4 期中期目標期間中においては既存資料の整理・価値付けや今後の博物館機能の具体化、基盤形成のための業務を中心に行うなど、段階的・計画的に再開館に向けた準備を進めることとした。 | <p>者と協議していく。</p> | |
| H30. 7 月 | 法人内（経営戦略室）にスポーツ博物館将来構想検討チームを設置するとともに、学識経験者等外部有識者 8 名からなるスポーツ博物館将来構想検討会議（検討会議）を設置 | | | | | | | | | | | |
| H30. 12 月 | 同検討会議において、JSC がスポーツ博物館を設置する意義、コンセプト及び事業内容等について 5 回にわたり議論され、JSC に対する意見として「審議のまとめ」が取りまとめられた。 ※会議開催 5 回（8/1、8/31、10/5、10/24、12/13） | | | | | | | | | | | |
| H31. 3 月 | 国民やスポーツ関係学会からの新しい博物館・図書館の設置を求める要望や「審議のまとめ」の方向性を踏まえて今後の在り方を検討し、「スポーツの多様な価値を伝えるネットワークの拠点」をコンセプトとした新たなスポーツ博物館の将来構想を策定。スポーツ博物館の機能・役割として、スポーツの多様な価値について積極的な情報発信、貴重な資料の次世代への継承、スポーツ関係資料を有する博物館等の全国的なネットワークの拠点となることを目指し、第 4 期中期目標期間中においては既存資料の整理・価値付けや今後の博物館機能の具体化、基盤形成のための業務を中心に行うなど、段階的・計画的に再開館に向けた準備を進めることとした。 | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | <p>(6) 平成 30 年度において、高校登山部顧問教員等を対象とした研修会の開催や指導者用テキスト等の資料を作成するとともに、毎年度、安全な登山の基礎的な知識や技術に関する啓発資料等により、登山指導者や一般登山者への安全登山に関する情報発信を行う。</p> <p>(7) 国立登山研修所の主催事業を見直し、登山リーダー研修会等新たな枠組みによる登山指導者の育成を検討する。また、国立登山研修所の今後の機能や役割については、平成 33 年度末までに業務内容を検証し、国立登山研修所が実施すべき業務を整理するとともに、結果を踏まえた見直しの方向性について平成 34 年度末までに検証する。</p> | <p>(6) 国立登山研修所については、高校登山部顧問教員等の資質向上、安全登山に関する普及啓発及び登山指導者の養成に取り組む。</p> <p>① 高校登山部顧問教員等を対象とした研修会の開催や登山指導者用テキスト等の資料を作成する。また、安全な登山の基礎的な知識や技術に関するセミナーや啓発資料等により、登山指導者や一般登山者への安全登山に関する情報発信を行う。</p> <p>② 国立登山研修所が開催した平成 29 年度までの主催事業を見直し、新たな枠組みによる登山指導者の育成を図る。</p> <p>【I-7 共通の事項】 上記の1から6までに掲げる各事業について、国民の理解促進及び業務の透明性確保の観点から、マスメディア、ホームページ及びソーシャルメディア等を活用し、適時適切な情報発信を展開する。</p> | | <p>号の付与、デジタルカメラによる撮影を実施した。今後は、今回確認した情報に基づき資料登録台帳（目録）への登録作業を行い、整理を完了する予定である。</p> <p>② 寄託資料の所有権確認 寄託資料の所有権が不明なままでは資料の貸出等ができないことから、平成 29 年度に把握できた所有権が不明となっている 2,556 件の寄託資料のうち、56.9%（目標値：50%以上）に当たる 1,455 件について所有者の確認を行い、所有者と今後の資料の取扱い（寄託継続、寄贈切替、返還）について書面での確認を行い資料管理の適正化を図った。</p> <p>③ スポーツ図書館資料の整理 平成 29 年度末時点で抽出した、データリスト化されていない 10,350 冊の図書・雑誌のうち、67.6%（目標値：50%以上）に当たる 7,000 冊についてエクセルベースでのデータリスト化を行い、資料管理の適正化を図った。</p> <p>6. 国立登山研修所を活用した安全登山に関する情報発信 平成 28 年度末に発生した那須雪崩事故を受け、スポーツ庁に設置された「高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議」からの要請もあり、高等学校等の山岳部顧問等を対象として新たな研修会を開催するとともに、指導者用テキスト等の資料を作成し、関係者に配布した。国立登山研修所の施設利用者に対してはアンケート調査を行うなど、ニーズの把握に努めており、平成 30 年度はおおむね満足という回答であったことから、適切な研修環境を提供することができた。</p> <p>また、国立登山研修所の研修会講師が開発した「登山体操」（登山中の身のこなしに関わる身体能力を総合的に改善するための 3 分間の体操）について、映像資料をホームページや Facebook を通じて発信するなど、安全登山に関する情報を様々な媒体を通じて積極的に発信した。</p> <p>(1) 高校登山部顧問教員等を対象とした新規研修会の開催 次の研修会を新たに開催し、安全登山に関する普及啓発及び登山指導者の養成を図った。（平成 30 年度参加者数の合計：709 名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等登山指導者夏山研修会(18 人) ・安全登山講師研修会(26 人) ・安全登山サテライトセミナー【東京】(168 人)/【名古屋】(285 人)/【大阪】(181 人) ・積雪期登山基礎講習会(31 人) <p>(2) 指導者用テキスト及び高校生用登山資料の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで登山関係者向けのテキストしかなかったことから、平成 30 年度から新たに高等学校登山指導者用テキスト「安全で楽しい登山をめざして」を 1,800 部作成し、全国の山岳部のある高等学校等関係機関に配布した。 ・高校生用登山資料となる高校生用ハンドブック「高校山岳部はじめの一歩」を 25,000 部作成し、全国の山岳部のある高等学校等に配布した。 ・配布したテキスト等について、高等学校等から追加で配布を希 | |
|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|--|
| | | | | <p>望する声があることから内容についても一定の評価を得ていると考えられる。これらのテキスト等の提供を通じて、安全登山に関する適切な情報をこれまで以上に広く伝えることが出来た。</p> <p>(3) 登山指導者の育成、情報発信 登山指導者を養成及び山岳技術等の情報発信を行うため、高校登山部顧問教員も対象とし、以下の研修会を開催した。(平成30年度参加者数の合計：213名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山リーダー研修会【春山(25人)・夏山(27人)・冬山(18人)】 ・安全登山指導者研修会【東部地区】(58人)/【西部地区】(24人) ・山岳遭難救助研修会(40人) ・講師研修会(救助技術)(12人) ・講師研修会(冬山)(9人) <p>(4) 安全登山ハンドブックの配布 (公財)日本山岳ガイド協会と連携して安全な登山のための冊子(300,000部)を配布し、安全登山に関する啓発に努めた。 特に平成30年度は、より多くの一般登山者への情報提供につながるよう配布先を見直し、都道府県山岳連盟などの山岳関係団体や都道府県教育委員会などに加え、新たに登山用品店や山岳旅行を企画する旅行関係団体などにも配布し、一般登山者の目に触れる機会のより一層の拡大に努めた。</p> <p>(5) 国外の関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大韓民国国立公園管理公団北漢山生態探訪研究院との協約に基づき、登山事故防止と安全登山の普及のための情報提供等を実施した。 ・平成30年9月3日～8日の間、韓国から大韓民国国立公園管理公団北漢山生態探訪研究院等の6名を招聘し、研究協議と技術研修を行った。また、富山県生活環境文化部自然保護課や富山県警察本部地域部山岳安全課を交えての安全登山に関する情報交換会も今回初めて行った。 ・富山県及び県警の参加者からは、海外の状況を知る貴重な機会であり、近年増えている外国人観光客の登山者に対する安全を考える上で参考になったとの評価を受けており、韓国との連携の成果をJSCの事業にとどまらず広く波及させることができた。 <p>(6) 主催事業の見直し これまで大学生や中高年の方に限定していた研修会について、より多くの方に研修の機会を提供するため対象を広げて開催するなど、新たな枠組みによる登山指導者の育成に向けて検討を進めた。</p> | | |
|--|--|--|--|---|--|--|

4. その他参考情報

特になし

| | | | |
|--------------------|--|----------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
| I-2 | 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 政策目標 11 スポーツの振興 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 1 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | 難易度：「高」（「オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等」の極めて高い水準への寄与・貢献状況を目標にしていることに加え、優秀な成績を収めるためには、JOC、JPC 及び中央競技団体等と連携して取り組む必要があること、諸外国においても競技力強化の取組が進展しており、国際的に激しい競争が行われている状況等に鑑み、難易度を「高」とする。） | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 政策評価： 11 スポーツの振興 11-3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備 令和元年度行政事業レビュー番号：0328 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|------|------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間平均値等） | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 |
| | | | | | | | | 予算額（千円） | 7,302,886 | | | | |
| | | | | | | | | 決算額（千円） | 6,993,278 | | | | |
| | | | | | | | | 経常費用（千円） | 7,568,966 | | | | |
| | | | | | | | | 経常利益（千円） | 132,281 | | | | |
| | | | | | | | | 行政サービス実施コスト（千円） | 5,971,985 | | | | |
| | | | | | | | | 従事人員数（人） | 84.8 | | | | |

※主な定量的指標が「トップアスリートの成績及び当該成績への寄与・貢献状況」であり、数値情報による記載が困難であるため、業務実績及び自己評価欄への記載とする。

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

| | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|--|--|--|------|--|--|--|----|---|
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | | | | | |
| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 主務大臣による評価 | | | |
| | | | | | 業務実績 | | 自己評価 | | | | | |
| | 2. 国際競技力の向上のための取組 「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成 27 年 11 月 27 日閣議決定）や「競技力強化 | 2. 国際競技力向上のための取組に関する事項 JSC は、国立スポーツ科学センターとナショナルトレーニングセンターから構成されるハイパフォーマンスセンターの機能の整備・充実を図るとともに、JOC、JPC 及び中央競技 | 2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項 ハイパフォーマンスセンター（以下「HPC」という。）の機能の整備・充実を図るとともに、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人 | <主な定量的指標> ・オリンピック・パラリンピックにおける我が国のトップアスリートの成績（過去最高の金メダル数を獲得する等）及び当該成績への寄与・貢献状況 | <主要な業務実績> ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC ※令和元年 5 月 1 日に名称変更）における研究成果や各種事業内容、国内外の取組を一元的に提供する場を創出し、国際競技力向上に貢献するため、「ハイパフォーマンススポーツ・カンファレンス 2018」を開催した。 テーマ：平昌から東京へ 日程：平成 30 年 10 月 23 日～24 日 場所：味の素ナショナルトレーニングセンター（NTC） 参加者：中央競技団体（NF）、大学、地域、企業等延べ 782 名 その他：企業からの広告協賛金を獲得し、運営費に充当し、運営経費削減 | | | | <評定と根拠> 評定：A 2020 年東京大会及び 2022 年北京大会での優秀な成績の獲得に向けて中期目標に基づき各種取組を実施し、その寄与、貢献状況は、実績として大会成績に表れているほか、国立スポーツ科学センター | | 評定 | A |
| <評定に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため、「A」評定とした。 ・特にオリンピック競技において各競技の | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|--|---|--|
| <p>のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（平成28年10月3日スポーツ庁長官決定）、「スポーツ基本計画」を踏まえ、我が国の国際競技力向上の中核機関である国立スポーツ科学センターやナショナルトレーニングセンターから構成されるハイパフォーマンスセンターについて、その機能の整備・充実を図りながらJOC、JPC及び中央競技団体等と連携し、2020年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績を収めることができるよう国際競技力の向上に取り組む。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JOC及びJPC等と連携し、各中央競技団体が行う中長期の強化戦略に基づいた自律的かつ効果的な競技力強化を支援するシステムを構築するとともに、そのシステムの不漸の改善を図る。これにより、中央競技団体がシニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう支援する。 ・JOC、JPC及び日本協会等との連携により、地域に存在している将来有望なアスリート（次世代アスリート）の発掘・育成や、当該アスリートを中央競技団体等の本格的な育成・強化コース（パスウェ | <p>団体等と連携し、2020年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績をおさめることができるようオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート機能及び高度な科学的トレーニング環境の提供などにより、国際競技力の向上を図る。</p> <p>(1) JOC及びJPC等と連携し、各中央競技団体がシニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう、PDCAサイクルの各段階で多面的にコンサルテーションやモニタリング等による支援を行うなどにより課題等を明確にし、関係機関と情報共有を図り、中央競技団体の強化戦略プランの実効化を支援する。</p> <p>(2) JOC、JPC、日本協会及び中央競技団体等と連携し、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等で開催が期待される将来有望なアスリート（次世代アスリート）の発掘・育成などの戦略的な育成に関する取組への</p> | <p>日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）及び中央競技団体等と連携し、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績をおさめることができるようオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート機能及び高度な科学的トレーニング環境の提供などにより、国際競技力の向上を図る。</p> <p>(1) JOC及びJPC等と連携し、各中央競技団体がシニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう、主に冬季競技に対して中長期の強化戦略への策定及び改善支援を行う。また、進捗状況の確認、情報提供及び協働チームによるコンサルテーションを通じた課題解決支援等を行い、中央競技団体の強化戦略プランの実効化を支援する。</p> <p>(2) JOC、JPC、公益財団法人日本スポーツ協会（公益財団法人日本体育協会から名称変更。以下「JSPO」という。）及び中央競技団体等と連携し、以下のオリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次</p> | <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ基本計画において、JOC及びJPCの設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、「オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する」とされていることを踏まえ指標として設定した。 ・評価にあたっては、JOC及びJPCの設定したメダル獲得目標や金メダル数のほか、入賞数や優れた成績を挙げた競技数等を踏まえ判断する。また、成績への寄与・貢献の判断にあたっては、JSCにおける取組状況やそれぞれの取組の外部評価結果等を踏まえ判断する。 ・オリンピック・パラリンピックが開催されない年度については、世界選手権大会等の主要な国際競技大会における成績等を踏まえ、次のオリンピックでの我が国のトップアスリートの優秀な成績獲得に向けたJSCの国際競技力向上のための取組の進捗状況により評価を行う。 | <p>減に努めた。</p> <p>1. 強化戦略プランの実効化支援</p> <p>平成30年度は、冬季競技が2022年北京大会に向けた強化戦略プラン策定の初年度であったことから、4年単位で総合的・計画的に強化を進めることができるよう、ワークショップを開催するなど、冬季競技に対して重点的に支援した。</p> <p>(1) 競技団体が策定する強化戦略プランの質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（公財）日本オリンピック委員会（JOC）、（公財）日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）を含む戦略本部会議（平成31年3月29日開催）にて評価項目合意 ・外部評価委員会設置に係る評価項目策定等の準備 <p>(2) 協働チームによるコンサルテーションの実施率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季競技：100%（オリンピック15/15、パラリンピック6/6） 全競技種別のコンサルテーション終了 ・夏季競技：100%（オリンピック52/52、パラリンピック26/26） 全競技種別のコンサルテーション終了 <p>(3) 冬季競技に対するプラン策定ワークショップの開催（平成30年4月21日） 参加：20競技種別</p> | <p>2. 次世代トップアスリートの育成・強化支援</p> <p>(1) 戦略的な強化に関する取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代アスリートの発掘・育成に対する支援において、9競技種別でメダルポテンシャルアスリート（MPA）を輩出。 ・我が国のアスリート育成における全スポーツ共通の枠組みとして日本版FTEM^{※1}を開発。副次的な成果物として学術論文を1本提出。 ・ハイパフォーマンスディレクター/ワールドクラスコーチ育成プログラムを開発 ・J-STARプロジェクト^{※2}1期生計49名（オリンピック競技37名、パラリンピック競技12名）がプログラムを終了し、ナショナルタレント12名（オリンピック競技6名、パラリンピック競技6名）を輩出、競技団体のタレントプール拡大に寄与した。 ※1 FTEM：Gulbinら（2013）によって根拠に基づき作成されたスポーツとアスリート育成の最適化のための国際的な枠組み。 ※2 J-STARプロジェクト：JSCが（公財）日本スポーツ協会（JSPO）に委託、実施している全国規模のタレント発掘事業。 <p>(2) 大会成績への寄与・貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代ターゲットスポーツの育成支援事業においてゲーム分析の支援を行ったテニスの大坂なおみ選手が全米オープン、全豪オープンで優勝（日本人初）、自己最高の世界ランキング1位を獲得。 | <p>（JISS）業績評価委員会において、総合評価「A」の評価結果を得たことから、A評価とする。主な取組及び成果は以下のとおり。</p> <p>○大会成績への寄与、貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京大会直近の国際総合競技大会であるアジア大会、アジアパラ大会での2020年東京大会を見据えたサポートにより、前回大会を上回るメダル数を獲得（オリンピック：金47個→75個、パラリンピック：143個→198個） ・戦略的な育成・強化への支援による世界ランキング1位獲得（テニス女子、卓球ダブルス女子）、世界選手権での表彰台独占（競歩男子）、優勝（柔道男女）等 <p>○NFの強化戦略プランの実効化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季競技に対する2020年北京大会以降に向けたプラン策定ワークショップの開催 ・プランの質を向上するための外部有識者による評価委員会の設置準備 ・中央競技団体（NF）の強化現場における統括人材を育成するためのプログラム開発 ・部署間連携による諸外国のメダル獲得戦略や選手強化方法等の情報提供や関係機関との連携支援 <p>○2020年東京大会やそれ以降において持続可能な国際競技力向上を図るための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NFの課題に対応したサポート・研究を一体的に実施し、その成果は強化現場の課題の解決に活用 | <p>最高峰の大会における入賞者数の着実な増加やアジア競技大会及びアジアパラ競技大会における金メダル獲得数及びメダル獲得総数が増加しており、（対前回大会）とりわけ以下の点において、JSCの寄与・貢献を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的な育成・強化の支援を行った選手が国際競技大会で優勝等の成績を収めていること ・JISSにおける外部評価においても、総評において「A」として評価されていること ・J-STARプロジェクトを平成30年度に修了した1期生が国際競技大会でメダルを獲得する等、特にパラリンピック競技を中心に発掘・育成の取組が成果をあげていること <p><今後の課題・指摘事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（平成28年10月3日スポーツ庁長官決定）において、2019年度より2020年東京大会に向けた「ラストスパート期」と位置付けており、優秀な成績の獲得に向けた支援を行うとともに、2020年以降も見据えて強化 |
|--|---|---|---|---|--|---|--|

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|--|--|-------|---------|-------------|----|-----------|----|-----------|----|-----------|----|--|--|
| <p>イ)に導くなどオリンピック競技大会(以下「オリンピック」という。)、パラリンピック競技大会(以下「パラリンピック」という。)等で活躍が期待されるアスリートの輩出に向けた戦略的な支援を実施する。</p> <p>・ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析、競技用具の機能向上のための技術等の開発、アスリートのパフォーマンスデータ等の一元化等を戦略的に行う体制としてハイパフォーマンスセンターの機能を構築し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などにより、多面的で高度な支援及びその基盤となる研究の充実を図る。</p> <p>・事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。</p> | <p>支援を行う。</p> <p>(3) JOC、JPC、各中央競技団体等と連携し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性や環境等に応じたサポートなど、支援の更なる充実に努める。</p> <p>(4) ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析やアスリートの各種データ(メディカル、トレーニング、競技映像、栄養等)を一元的に管理するシステムの構築・活用により、効果的・効率的に強化活動を支援する。</p> | <p>世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化に関する取組への支援を行う。</p> <p><夏季競技> 2020年東京大会、2024年パリ大会等</p> <p><冬季競技> 2022年北京大会、2026年大会等</p> <p>・有望アスリート海外強化支援</p> <p>・次世代ターゲットスポーツの育成支援</p> <p>・アスリートベースウェアの戦略的支援</p> <p>・女性アスリートの強化支援</p> <p>・ハイパフォーマンス統括人材の育成支援</p> <p>(3) JOC、JPC、各中央競技団体等と連携して、協働チームによるコンサルテーション等を通じて課題やニーズを把握し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性や環境等に応じたサポートなど、スポーツ医・科学、情報の各側面から組織的・総合的・継続的に支援を行う。</p> <p>(4) 諸外国のメダル獲得戦略、選手強化方法などのハイパフォーマンスに関する情報を調査、収集、蓄積し、数理統計解析のノウハウ等を用いて分析・評価を行い、各中央競技団体等に対して定期的・継続的に提供するほか、外国の関係機関等との連携を支援することにより、各中</p> | | <p>・競歩では、同事業におけるこれまでの取組により選手層が強化され、世界競歩チーム選手権にて男子 50km 種目で1位から3位までを独占。</p> <p>・有望アスリート海外強化支援事業の対象者である阿部一二三選手、芳田司選手が柔道世界選手権で優勝。卓球では、伊藤美誠選手、早田ひな選手が世界ランキングで女子ダブルス1位(平成31年3月)、張本智和選手は男子シングルスで自己最高の3位(平成31年1月)を獲得。</p> <p>3. 医・科学、情報支援</p> <p>NFの強化担当者との面談で課題を抽出し、国立スポーツ科学センター(JISS)の医・科学、情報各分野の研究・支援の成果に基づいたサポート内容を提案した。特に2020年東京大会に向けて、各競技団体が平成30年度の最重要大会に掲げるアジア競技大会、世界選手権においては、課題確認のためのレース分析(陸上競技、競泳など)、コンディショニング維持のための栄養サポート(体操競技など)と暑熱対策サポート(サッカーなど)を行った。</p> <p>パラリンピック競技に対しては、基礎的なデータを蓄積するための体力測定、選手・コーチ間の情報共有を円滑にするための映像収集閲覧システムの提供を行った。</p> <p>(1) フィットネスチェック実施 1,187名 ※フィットネスサポートにおける体力測定実施者と合計すると2,271名の実施となる。</p> <p>(2) 医科学サポート競技種別数</p> <table border="1" data-bbox="1055 818 1391 847"> <tr> <td>競技種別数</td> <td>52 (12)</td> </tr> </table> <p>※()はパラリンピック競技のサポート数で内数。</p> <p>(3) 講習会実施回数</p> <table border="1" data-bbox="1055 933 1384 1082"> <tr> <td>トレーニング指導(回)</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>栄養サポート(回)</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>心理サポート(回)</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>情報サポート(回)</td> <td>34</td> </tr> </table> <p>【ハイパフォーマンス・サポート事業】(※スポーツ庁委託事業)</p> <p>スポーツ医・科学、情報分野の専門スタッフ(ケア、トレーニング、栄養、心理、映像、バイオメカニクス、生理・生化学)を配置し、ターゲットスポーツの強化活動(合宿・競技会)において、MPAに対し、多方面から専門的なサポートを実施した。</p> <p>2020年東京大会の直近の国際総合競技大会である第18回アジア競技大会(8月~9月)及び第3回アジアパラ競技大会(10月)において、2020年東京大会時を見据えたサポートを実施した。</p> <p>・選手村内のサポート体制の充実を図るため、ドクター、ケアスタッフを選手村内に派遣し、選手団本部と連携したメディカルサポート</p> | 競技種別数 | 52 (12) | トレーニング指導(回) | 27 | 栄養サポート(回) | 41 | 心理サポート(回) | 24 | 情報サポート(回) | 34 | <p>・自国開催に備えた特別プロジェクト研究を実施し、その成果を中央競技団体等の強化現場へ還元するためにセミナーを開催し、新たな知見を提供</p> <p>・診療やリハビリのデータを活用した総合的なコンディショニングを行い、傷害予防に活用</p> <p>・女性特有の課題を解決するための医・科学サポート</p> <p>・HPSCの知見を地域へ展開するため大学等との連携、研修会等の開催</p> <p>・日本のアスリート育成における全スポーツ共通の枠組みの開発</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、2020年東京大会での優れた成績の獲得に向けた取組を行うとともに、2020年東京大会以降を見据えた国際競技力向上のための取組を行う必要がある。</p> | <p>戦略プランの質の向上等の支援を行い、中央競技団体が強力に持続可能な強化活動を行えるよう貢献していくことを期待する。</p> <p><その他事項></p> |
| 競技種別数 | 52 (12) | | | | | | | | | | | | | | | |
| トレーニング指導(回) | 27 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 栄養サポート(回) | 41 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 心理サポート(回) | 24 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報サポート(回) | 34 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|--|
| | <p>(5) オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において、良好なコンディションで競技を行えるよう、トップアスリートに特有のスポーツ外傷・障害や疾病を中心とした診療・アスレティックリハビリテーション、障害等の予防に関する啓発等を行う。</p> <p>(6) 各地域のスポーツ医・科学センター、大学等との連携を強化し、ハイパ</p> | <p>中央競技団体の強化戦略プランの高度化と実効性の向上を支援する。また、HPC 内で保有するアスリートの各種データ（メディカル、トレーニング、競技映像、栄養等）をシステムで一元的に管理し、有効活用するための分析方法を検討するとともに、トップアスリート及び中央競技団体の利用を促進する。</p> <p>(5) オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において、アスリートが良好なコンディションで競技を行えるよう、メディカルチェック、トップアスリートに特有のスポーツ外傷・障害や疾病を中心とした診療、HPC の各種機能（スポーツクリニック、宿泊施設、トレーニング施設、ハイパフォーマンス・ジム、栄養・心理相談等）を最大限に活用したアスレティックリハビリテーション等を行う。</p> <p>また、JOC の医学サポート部会や JPC の強化委員会、中央競技団体等の強化スタッフと連携し、スポーツ外傷・障害の予防及びコンディショニング等の情報を共有し、アスリートにアドバイスを行う。</p> <p>(6) 協働コンサルテーションを通して抽出した中央競技団体等の課題に基づき、</p> | | <p>を実現した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JISS の暑熱対策に関する研究の知見をまとめたパンフレットやチラシを配布して、コーチ・選手の理解を促し、暑熱環境下でのトレーニングや試合における身体冷却サポートがサッカーなど複数の NF に導入された。 <p>【女性アスリートの育成・支援プロジェクト】（※スポーツ庁委託事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性アスリートの強化・支援に関する情報を一元化するため、ポータルサイトを開設。 ・ 女性エリートコーチ候補者を支援する体制を 4 競技 7 名で整備し、強化現場での育成プログラムを実施。 ・ 女性特有の課題を抱えている女性支援アスリートを対象に、各課題に応じた医・科学サポート等を活用した支援プログラムを以下のとおり実施。 <p>(1) 成長期における医・科学サポートプログラム</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 女性アスリート及び保護者のための講習会 <p>国内各所において月 1 回程度、サッカー（延べ 223 名）、バレーボール（延べ 61 名）、スノーボード（延べ 68 名）に対し栄養、心理、婦人科などの講習会を開催した。</p> ② 女性ジュニアアスリート指導者講習会 <p>JISS においてジュニアアスリートが直面する婦人科、コンディショニング、心理、外傷、障害、トレーニング、小児科、栄養など課題に関する講習会を開催し、各分野の専門家から知見を提供した。 年 2 回（夏、冬、延べ 359 名）</p> <p>これらの二つの講習会については、各分野に関して参加者の関心度が高くアンケートからおおむね満足という回答が得られた。また、講義内容について事前に演題についてアンケートを取るなど工夫をしたため、参加者のニーズに応えた講義内容を組むことができ、参加者の満足度が高まった。</p> <p>(2) 妊娠期、産前・産後、子育て期におけるトレーニングサポートプログラム</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事例調査 <p><トレーニング></p> <p>出産を経験した 2 名のパラアスリートが妊娠期、産前、産後期に実施したトレーニング内容、身体の変化、必要性に応じたサポート内容等の情報収集のためインタビュー形式による聞き取り調査を実施した。</p> <p>実際にパラアスリートの状況を知る上でも貴重な機会となり、これからのパラアスリートに対する様々なサポートをする際に参考事例となった。</p> ② 妊娠期等トレーニングサポートプログラム <p>出産後、競技に復帰し、国際大会を目指す女性アスリートのうち、NF から推薦のあった者を支援対象者とし、トレーニング分野におけるサポートを中心に、栄養・心理サポートも実施した。※支援対象者は 8 名</p> | | |
|--|--|---|--|--|--|--|

| | | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|--|
| | <p>パフォーマンスセンターの機能を地域に展開するとともに、ハイパフォーマンスセンターにおけるスポーツ医・科学・情報分野の人材育成機能を強化する。</p> <p>(7) 国内外の研究機関等との連携を強化し、国際競技力向上に資するスポーツ医・科学、情報等に関する研究及び競技用具の機能向上のための技術等の開発を行う。</p> <p>また、国内外の学術誌等への論文の掲載、シンポジウム・セミナー・研修会等での発表などを通して研究成果の普及に努める。</p> | <p>HPC ネットワーク事業のトータルビジョンをデザインし、本事業および関連するネットワーク事業の連携を図りながらHPC ネットワーク事業が総体として効率的に機能するよう連絡・調整する。</p> <p>地域のスポーツ医・科学センターや大学等の資源を有効活用し、HPC の機能を地域に展開するとともに、HPC におけるスポーツ医・科学分野の人材育成機能を強化する。</p> <p>(7) 2020 年東京大会、2022 年北京大会を見据えて、国内外の研究機関等との連携を強化しながら、競技研究、主要研究、オリンピック・パラリンピック特別対策プロジェクト研究を中心とした国際競技力向上に資する研究を推進する。さらに、競技用具の機能を向上させる技術等を開発するため、HPC の機能や知見を活用し、中央競技団体、大学、企業等との連携によるプロジェクトを実施する。</p> <p>なお、研究成果に関しては、支援活動の中で、課題の解決・トレーニングの提案及び効果の検証等に生かすとともに、国内外の学術雑誌への投稿や学会・シンポジウム・研修会等での発表を通して、成果の普及を積極的に推進する。</p> <p>(8) 事業の実施に当</p> | | <p>女性アスリートが産後のより細かい身体状況を知り、産後の身体変化のイメージがつくことで、自分に必要なエクササイズなどを把握する上で最適な機会を提供した。</p> <p>③ 育児サポートプログラム</p> <p>競技団体が主体となって選手及びコーチの育児サポートを実施する際の課題等を明確にすることが可能となることから、公募により再委託団体が（公財）日本セーリング連盟及び（公社）日本カーリング協会の2団体に決定した。</p> <p>各受託団体が1年間を通して練習会場の育児環境整備など受託事業終了後も見据えて主体的に活動することにより、このプログラムの普及・還元につながると考えられる。</p> <p>4. スポーツ・インテリジェンス及びアスリート・データの活用（※スポーツ庁委託事業）</p> <p>(1) スポーツ・インテリジェンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国のメダル獲得戦略、選手強化方法などのハイパフォーマンスに関する情報や数理統計解析のノウハウ等を用いた分析・評価の提供や外国の関係機関等との連携の支援など、NF の強化戦略プランの作成・実行に寄与する情報、機会の提供を 51 競技種別数へ実施し、78%で活用された。 ・NF のほか、ハイパフォーマンス戦略部への情報提供による協働コンサルテーション等他事業への寄与、スポーツ庁への各種情報提供を実施した。 <p>(2) アスリート・データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各システムを一元管理する環境を利用し、アスリートやコーチ等の利用者が必要とする各種データの迅速な提供を可能とするとともに、NF への説明会の実施などにより利用促進に努め、データ活用人数（カード配布数）が779名となった。 ・データの有効活用については、データ分析ツールを導入し、研究員や指導員が活用したほか、2 競技（フェンシング、レスリング）のサポートにおいて活用した。 <p>※各システムの保守・運用等については、委託事業の経費を充当していない。</p> <p>5. スポーツ診療事業（外傷・障害・疾病予防）</p> <p>アジア大会派遣前チェックにて、1,000 名を超える人数を受け入れるため、JOC との打合せや事前準備（外部協力者の手配等）を効率的に行うことにより、実質 60 日間で実施することができた。</p> <p>(1) 診療・アスレティックリハビリテーション等の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディカルチェック：延べ2,104名（内パラアスリート12名） ・診療日数242日、延べ16,471件（内パラアスリート363件） ・アスレティックリハビリテーション：7,797件（内パラアスリート206件）、宿泊利用：2,908件、ハイパフォーマンス・ジム（HPG）利用：1,392件 | | |
|--|--|---|--|--|--|--|

| | | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|--|
| | | <p>たつては、外部有識者で構成する評価委員会による業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。</p> <p>【I-7 共通の事項】 上記の1から6までに掲げる各事業について、国民の理解促進及び業務の透明性確保の観点から、マスメディア、ホームページ及びソーシャルメディア等を活用し、適時適切な情報発信を展開する。</p> | | <p>(2) 外部機関との連携 国際大会へのドクター等を派遣することにより、各競技団体との連携を強めることができ、大会での好成績に貢献することができた。また、JOCをはじめとする国際・国内会議に参加することで、医学的情報を収集し、知見を積み重ねることができた。</p> <p>① 国内外の競技会への派遣・帯同サポート：7件 ・第18回アジア競技大会への医師3名・トレーナー1名派遣 ・第18回アジア競技大会のハイパフォーマンスサポートハウスの現地調査トレーナー2名派遣、ハウス運営にオリ・パラの医師3名・トレーナー3名派遣 ・第3回ユースオリンピック競技大会医師1名派遣 ・2018年アジアジュニア&ユース選手権大会の競技役員へ医師1名帯同 ・2018年フェンシング世界選手権大会に医師1名帯同 ・2018年世界大学生ウエイトリフティング選手権大会に医師1名帯同 ・2018年シニア世界レスリング選手権大会に医師1名帯同</p> <p>② 国際メディカルスタッフ会議への参加：延べ8件（国際オリンピック委員会（IOC）関係3件、国際競技連盟（IF）関係1件、その他4件）各会議に医師1名参加 ・2018年アジアジュニア&ユース選手権大会役員及び Medical Committee Meeting 出席 ・FIFA Medical Committee 出席 ・AFC 医学委員会出席 ・IOC Advanced Team Physician Course 出席 ・IOC OLYMPISM IN ACTION FORUM BUNOS AIRES 出席 ・IOC Sports and Active Society Commission Meetings 出席 ・FIFA 医学委員会出席 ・6th AFC MEDICAL CONFERENCE 出席</p> <p>③ 国内メディカルスタッフ会議への参加：延べ2件 ・平成30年度スポーツドクター代表者協議会出席（医師6名） ・平成30年度熊本県2020東京オリンピック育成事業・指定選手「メディカルチェック事業」出席（医師1名）</p> <p>6. ハイパフォーマンスセンターネットワークの構築 地域のスポーツ医・科学センターや大学等の資源を有効活用し、HPSCの機能を地域に展開するため、地域での体力測定トライアルやスタッフ向け研修会を実施した。</p> <p>(1) HPSC機能の地域展開 ・本事業を介した体力測定及び講習会等：4競技団体、6プログラム ・上記支援における大学等との連携：4団体 パラクロスカントリー：北翔大学 スキーコンバインド：信州大学 スキースノーボード：富山総合体育センター 陸上：筑波大学</p> | | |
|--|--|---|--|--|--|--|

(2) 人材育成機能の強化

- ・地域の医科学スタッフに対する測定研修プログラム：3回
第1回（平成30年9月19日）：受講41団体・47名
第2回（平成30年12月12日）：受講46団体・57名
第3回（平成31年2月20日）：受講38団体・48名
- ・測定トライアル実施事前研修：実施回数4回、受講5名

7. 研究、技術開発

(1) 国際競技力向上に資する研究の推進（研究課題数）

| 区分 | 課題数 |
|------------|-------|
| 競技研究 | 13 課題 |
| 特別プロジェクト研究 | 2 課題 |
| 主要研究 | 5 課題 |
| 課題研究 | 12 課題 |

- ・競技研究を中心として競技団体と連携して研究に取り組み、その成果は強化現場の課題の解決に生かされた。
- ・これらの研究成果の学会大会での発表において4件の優秀演題賞・奨励賞を受賞した。
- ・自国開催に備えた特別プロジェクト研究を実施し、その成果を中央競技団体等の強化現場へ還元するためにセミナーを開催することで、新たな知見を提供した。

(外部資金による研究)

| 区分 | 課題数 |
|-----------|-------|
| 科学研究費助成事業 | 40 課題 |
| 民間助成金研究 | 4 課題 |
| 受託研究 | 1 課題 |

(2) 学術雑誌等への掲載

国内外の専門誌に JISS の研究・支援活動の内容等を投稿。

| 区分 | 件数 |
|-------|-------|
| 原著論文 | 62 件 |
| 総説・著書 | 64 件 |
| 合計 | 126 件 |

国際競技力の向上に主眼を置いたジャーナル「国立スポーツ科学センターSports Science in Elite Athlete Support (SSEAS)」を発行（年一回）。平成31年1月からは、ハイパフォーマンススポーツにおける競技力向上への医・科学的貢献を目指す研究雑誌として、誌名を「Journal of High Performance Sport」に変更した。

| | |
|-------|------|
| 掲載論文数 | 20 件 |
|-------|------|

(3) 国内外の研究機関等との連携強化

| | | | | <p>① 共同研究 大学及び民間企業と共同研究を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td>研究課題数</td> <td>2 課題</td> </tr> </table> <p>② 共同プロジェクトの実施 大塚ホールディングス株式会社と共同で JSC ハイパフォーマンスセンターTotal Conditioning Research Project を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>課題数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定課題研究</td> <td>9 課題</td> </tr> <tr> <td>領域指定研究</td> <td>16 課題</td> </tr> <tr> <td>パイロットスタディ</td> <td>1 課題</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 技術・開発プロジェクトの実施（※スポーツ庁委託事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020 年東京大会、2022 年北京大会に向け、JSC が直接実施する直轄型プロジェクト及び大学等に再委託をして実施する公募型プロジェクトを実施。 <p>直轄型プロジェクトでは、JSC の知見等の活用により、公募型プロジェクトにおいては、JSC の厳格な進捗管理等により、着実に開発を推進。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>プロジェクト数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄型プロジェクト</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>公募型プロジェクト</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度で終了したプロジェクト（2018 年平昌大会／4 件）について外部委員による事後評価を実施し、本事業が我が国アスリートのメダル獲得の優位性向上に寄与したといえると評価された。 <p>8. 外部評価</p> <p>7 名の外部有識者（大学教授等）を委員とする JISS 業績評価委員会を令和元年 5 月 13 日に開催。評価については、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）の評定区分を参考に、平成 30 年度の事後評価を受けた。</p> <p>評価結果：総合評価「A」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツ医・科学研究事業：「A」 2. スポーツ医・科学支援事業：「A」 3. スポーツ診療事業：「B」 <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究事業の取組状況には評価委員の意見を反映する努力が認められ、また、外部資金（科研費）の獲得が増加している状況は評価に値する。 ・2020 年東京大会に向けた幅広いサポート活動により一定の成果が上げられていることは評価できる。 ・診療事業においては限られた人員数ながら、コンディショニングにおける所期の目標が達成されている一方、研究面での更なる成果を求め | 研究課題数 | 2 課題 | 区分 | 課題数 | 指定課題研究 | 9 課題 | 領域指定研究 | 16 課題 | パイロットスタディ | 1 課題 | 区分 | プロジェクト数 | 直轄型プロジェクト | 3 | 公募型プロジェクト | 21 | |
|-----------|---------|--|--|--|-------|------|----|-----|--------|------|--------|-------|-----------|------|----|---------|-----------|---|-----------|----|--|
| 研究課題数 | 2 課題 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 課題数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定課題研究 | 9 課題 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 領域指定研究 | 16 課題 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| パイロットスタディ | 1 課題 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | プロジェクト数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 直轄型プロジェクト | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公募型プロジェクト | 21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|---|--|--|
| | | | | | <p>たい。</p> <p>また、HPSCにおけるスポーツ医・科学、情報に関する研究、研究の成果を活用した競技水準の向上のための支援等について、専門的見地からの意見又は助言等を得るため、学識経験等を有する外部専門家又は外部有識者に HPSC アドバイザーを委嘱し、事業の在り方について意見を受けた。</p> | | |
|--|--|--|--|--|---|--|--|

| | | | | | | | |
|------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 4. その他参考情報 | | | | | | | |
| 特になし | | | | | | | |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|---|----------------------|---|
| I-3 | スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 政策目標 11 スポーツの振興 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 2 号～第 5 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | 重要度及び難易度：「高」（スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で欠かせない財源であり、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等により、その売上を拡大させることが重要であるため。一方、その売上を拡大させることは、売上額の減少傾向が続いているくじ市場の状況（平成 20 年度売上額約 1.1 兆円をピークに、平成 28 年度売上額約 9,600 億円（15.5%減少）を踏まえると、非常に難易度が高いため。） | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和元年度行政事業レビュー番号：0328 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|----------|------------------|----------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間平均値等） | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 |
| くじの売上 | 1,100 億円 | 1,094 億円 | 948 億円 | | | | | 予算額（千円） | 29,946,625 | | | | |
| 助成事業のスポーツ参画人口 | 前年度比増加 | — | 109.6% | | | | | 決算額（千円） | 27,940,382 | | | | |
| くじ助成交付件数 | — | — | 1,941 件 | | | | | 経常費用（千円） | 112,787,080 | | | | |
| くじ助成交付金額 | — | — | 213.9 億円 | | | | | 経常利益（千円） | △8,825,641 | | | | |
| | | | | | | | | 行政コスト（千円） | — | | | | |
| | | | | | | | | 行政サービス実施コスト（千円） | 11,626,172 | | | | |
| | | | | | | | | 従事人員数（人） | 55.3 | | | | |

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 ※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|---|---|--|---|---|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| <p>3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施</p> <p>スポーツの振興を図るため、スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金（以下、「スポーツ振興助成制度」という。）について、十分な財源の確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。</p> <p>特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源となっていることから、魅力的な商品開発等を行うことにより、売上拡大に努めるとともに、地域スポーツの振興のためにニーズを踏まえた効果的な助成を行う必要がある。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興くじの販売については、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等を行うことにより、更なる売上拡大に努める。 ・助成メニューの見直しに当たっては、地域スポーツの振興に関するニーズ等を適切に把握した上で行うとともに、助成事業の効果を客観的に評価できる指標・手法による事業効果の測定等により行うこととする。 | <p>3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項</p> <p>スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金（以下「スポーツ振興助成制度」という。）は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っていることから、十分な財源確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。</p> <p>特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源であるため、くじ市場が減少傾向にあり、安定的な売上を確保することの難易度が高まってきている状況を踏まえながら、助成財源の確保に努めることとする。</p> <p>また、スポーツ振興くじの助成金の配分に当たっては、地域スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえた効果的な助成や評価結果による助成メニューの見直し等を行うことにより、地域のスポーツ参画人口の増加に努める。</p> <p>(1) スポーツ振興くじの安定的な売上を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 特約店やインターネット販売等の各チャネルの特長を活かした販売方法の工夫を行う。</p> | <p>3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項</p> <p>スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っていることから、十分な財源確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。</p> <p>スポーツ振興基金による助成については、その安定的な運用を図るとともに、スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえ、安定的かつ効果的な助成を行う。</p> <p>スポーツ振興くじについては、売上の目標を1,100億円とし、その具体的な取組内容はスポーツ振興投票等業務に係る平成30事業年度事業計画（平成30年3月27日付け文部科学大臣認可）によることとする。</p> <p>(1) スポーツの振興基金による助成については、安定的・計画的な助成に資するとともに、より効果的な助成となるよう、次に掲げる取組により、助成メニューの不断の見直しを</p> | <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興くじの売上を中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均と同規模程度の売上を達成する。 ・スポーツ振興くじによる助成により、助成した事業の「すす」 「みる」 「ささえる」 スポーツ参画人口を前年度比で増加させる。 <p><その他指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・くじ財源（スポーツ振興くじの助成財源・スポーツ振興くじの売上額） ・助成（スポーツ振興くじ助成金交付件数、金額） <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツの更なる振興を図るため、スポーツ振興くじの売上を拡大させ、スポーツ振興の財源を確保することが必要であることから指標として設定した。なお、各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。 ・スポーツ基本計画の目標であるスポーツ参画人口の拡大に資するため、スポーツ振興くじによる助成金を効果的に配分することにより、当該地域のスポーツ参画人口を毎年度増加させていくことが必要であることから指標とし | <p><主要な業務実績></p> <p>1. スポーツ振興くじの安定的な売上の確保</p> <p>(1) 平成30年度スポーツ振興くじ販売状況</p> <p>累計売上：約948億円（83回計）</p> <p>※第1031回（7月）は台風の影響により5商品が不成立（△約20億円）</p> <p>平成30年度の売上目標1,100億円に対しての達成状況は86.2%</p> <p>① BIGの1等最高当せん金を引き上げた特別回（通常時7億円、キャリアオーバー発生時10億円）を2回実施したほか、1等最高当せん金額を7億7千万円に引き上げた特別回を4回（2週連続×2回）実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：平成30年6月、9月、平成31年1月、3月 ・売上金額：約129億円（6回計） <p>② サッカーW杯ロシア大会を対象としたくじを販売。</p> <p>国民の注目度の高いサッカーW杯を対象とした toto を販売することにより、売上の向上に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：平成30年6月 ・売上金額：約20億円（8回計） <p>③ 海外サッカーを対象としたくじを販売。</p> <p>Jリーグの休止期間中に、イングランドプレミアリーグ、フットボールリーグチャンピオンシップ、FAカップ及びドイツブンデスリーガを対象としたくじを販売。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：平成30年12月～平成31年2月 ・売上金額：約176億円（13回計） <p>(2) 新商品に関する調査</p> <p>将来の売上確保のため、複数の商品案に対する市場調査を実施し、顧客のニーズ等を分析するなど、新商品開発の検討を行った。</p> <p>(3) 効果的・効率的な広告宣伝</p> <p>平成28年5月の「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」及び「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等の改正に伴い、スポーツ振興くじの販売等に係る運営費の限度額が引き下げられていることもあり、対象とする顧客（ターゲット）を絞り込むとともに使用する媒体を厳選するなど効果的・効率的な実施に努めた。</p> <p>① 販売促進のための広告宣伝の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビCM、WEBを中心に、接触頻度を高めるために定期的に広告を展開する「恒常施策」のほか、短期集中的に広告を展開する「集中施策」を4月、5月、6月、9月、1月、3月に実施 ・各集中施策実施の際に、より広く効率的に認知を獲得するため、テレビ、新聞、WEBを利用したパブリシティ（メディアへの | <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>スポーツ振興くじの安定的な売上確保のため、BIGの1等最高当せん金額を引き上げた特別回の開催や、サッカーW杯ロシア大会を対象としたくじを販売するとともに、Jリーグの休止期間中に海外サッカーを対象としたくじを販売することにより、年間を通してくじの販売を行い、売上の向上に努めた。</p> <p>スポーツ振興くじの販売等に係る運営費の限度額が引き下げられていることもあり、広告宣伝については、引き続き、対象とする顧客（ターゲット）を絞り込むとともに、使用する媒体を厳選するなど効果的・効率的な実施に努めたほか、効果検証のための調査を実施し、次回以降の施策実施に活用した。</p> <p>しかしながら、くじ市場全体の縮小傾向が継続している状況（平成29年度売上額約8,950億円（前年度比6.5%減少））や、台風の影響で7月に開催したくじの対象試合が中止になったことにより、約20億円の売上が計上できなかったことなどもあり、平成30年度の累計売上は、約948億円となった。</p> <p>一方、スポーツ振興のための助成金については、安定的・計画的な助成に努め、平成30年度の実績は2,676件235.7億円となった。そのうち、スポーツ振興くじ助成金</p> | <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>スポーツ振興くじの販売については着実に実施されているものの、売上がくじ市場全体の減少傾向及び台風による開催中止を考慮してもなお大幅な減少となっている。ただし、スポーツ振興くじの売上が市場動向や市場トレンドに左右される要素があり項目の難易度が「高」であること、スポーツ振興くじ助成がスポーツ参画人口の増加に寄与していることを踏まえ、「B」評定とした。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興くじの売上確保に努めるとともに、社会のトレンド等を踏まえた新たな財源確保の方法を研究するなど、スポーツ振興財源の継続的な確保に向けた検討を行うことを期待する。 ・スポーツ振興助成の適正な執行及びニーズを踏まえたメニューの見直しに引き続き取り組むことを期待する。 |

| | | | | | | | | | |
|---|--|--|---------------|---|--------------------|---|--------------------|--|-----------------------------|
| <p>・スポーツ振興助成制度については、その制度主旨が国民に理解され、広く社会に浸透するような取組を行う。</p> | <p>② 商品の開発に当たっては、魅力的なものとなるよう、十分な市場調査等を行う。</p> <p>③ 広告宣伝の効果を継続的に検証し、より効果的・効率的な広告宣伝を実施する。</p> <p>(2) スポーツ振興くじによる助成金の配分に当たっては、安定的・計画的な助成を行うとともに、より効果的な助成となるよう、次に掲げる取組により、助成メニューの見直しを行う。</p> <p>① アンケートやヒアリング等を通じて、地方公共団体、スポーツ団体からの地域スポーツの振興に関するニーズ等の把握に努める。</p> <p>② 助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部有識者で構成されるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議結果を踏まえて評価を行う。</p> | <p>行う。</p> <p>① ニーズ等の把握 助成対象団体に対してアンケートやヒアリングを行い、ニーズ等の把握に努める。</p> <p>② 助成事業の評価 助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部の有識者からなるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて評価する。</p> <p>(2) 助成対象事業の募集に当たっては、募集の周知及び申請期間の確保に努め、ホームページに必要な資料を掲載するとともに、助成対象団体に対する説明会を実施し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について周知を図る。</p> <p>(3) 助成金の公正な配分のため、助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定する。</p> <p>(4) 助成団体等が助成事業の適正な執行を行えるよう、説明会等を活用し、会計処理に関する知識や不正防止に対する意識の向上を図る。</p> | <p>て設定した。</p> | <p>積極的な情報提供)を実施</p> <p>② 広告宣伝の効果検証 広告宣伝の効果を以下の調査により検証し、検証結果を次回以降の施策実施時のインプットとして活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上影響度調査：7回実施（インターネット） ・テレビCM媒体価格調査：5回実施 ・テレビCMの質調査：5回実施 <p>2. 効果的な助成の実施等</p> <p>(1) 平成30年度助成実績</p> <p>① スポーツ振興くじ助成金 件数：1,941件 金額：21,392,466千円</p> <p>② スポーツ振興基金助成金 件数：722件 金額：1,921,562千円</p> <p>③ 競技強化支援事業助成金 件数：13件 金額：254,907千円</p> <p>助成制度が浸透し、事業の質の向上や、参加者の負担軽減、広報活動の充実など、助成団体においてより効果的な助成金の活用が促進されたほか、特に助成金以外の収入が少ない事業の安定的な開催につながるなどした結果、助成した事業のスポーツ参画人口の拡大に資することができた。</p> <p>※平成30年度にスポーツ振興くじ助成により助成した事業におけるスポーツ参画人口の前年度比 (スポーツ大会の参加者数・運営スタッフ数、スポーツ施設の利用者数・利用予定者数等の合計人数)</p> <table border="1" data-bbox="1099 954 1554 1010"> <tr> <td>平成29年度 約3,019万人</td> <td>⇒</td> <td>平成30年度 約3,308万人</td> </tr> </table> <p>また、平成30年度においては、例年助成対象としている事業に加え、2020年東京大会の競技会場及びキャンプ地として利用されるスポーツ施設の整備事業に対する助成を行うなど、2020年東京大会等の我が国で開催される大規模な国際競技大会の開催に向けた社会的要請を踏まえた助成も実施した。</p> <p>なお、スポーツ振興基金については政府出資金62.5億円及び民間出資金約44.8億円を原資に、国債・地方債等により安定的な運用を図った(運用収入229,902千円)。</p> <p>(2) 助成メニューの見直し 助成対象団体へのヒアリングや、募集説明会時のアンケート等から、助成事業に対するニーズ等を把握し、翌年度の助成内容に反映</p> | 平成29年度 約3,019万人 | ⇒ | 平成30年度 約3,308万人 | <p>においては、助成制度が浸透し、助成団体においてより効果的な助成金の活用が促進されたことにより、助成した事業のスポーツ参画人口が前年度比で109.6%と増加しており、スポーツ基本計画の目標達成に資することができた。</p> <p>加えて、今後、我が国で開催される大規模な国際競技大会であるラグビーW杯2019、2020年東京大会等の開催準備に係る事業に助成することで、同大会の開催に伴い予測される、スポーツ参画人口の拡大にも資することができた。</p> <p>また、助成対象団体のニーズ等を踏まえて、地域スポーツ施設整備助成において、バリアフリー化を目的とした事業に係る助成対象事業の要件を緩和するなど、より効果的な助成となるよう、翌年度の助成メニューの見直しを行った。</p> <p>以上のとおり、平成30事業年度事業計画に基づき売上の確保に取り組んできたが、くじ市場全体の縮小傾向や台風によるくじの不成立など、事業環境が不利に働き、結果的にくじの売上が目標値に届かなかった。しかしながら、スポーツ振興助成において安定的・計画的な助成を実施し、効果的に助成が活用されたことにより、スポーツ参画人口が増加したことを総合的に勘案し、当該項目の難易度が「高」であることを踏まえ、B評価とする。</p> <p><課題と対応> スポーツ振興くじについては、市場調査の実施等により</p> | <p><その他事項></p> |
| 平成29年度 約3,019万人 | ⇒ | 平成30年度 約3,308万人 | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|--|
| | <p>(3) スポーツ振興助成制度の主旨が広く社会に普及・啓発されるよう助成団体等の協力を得ながら、CM やウェブサイト等を活用して助成活動を紹介するなどの広報を行う。</p> <p>(4) スポーツ振興投票等業務については、民間の経営手法を活用するなどして、効果的・効率的な運営を行う。</p> | <p>(5) 助成制度の趣旨については、助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等、広報への協力等を求めるなどして、普及・浸透を図る。</p> <p>【I-7 共通的事項】 上記の1から6までに掲げる各事業について、国民の理解促進及び業務の透明性確保の観点から、マスメディア、ホームページ及びソーシャルメディア等を活用し、適時適切な情報発信を展開する。</p> | | <p>した。</p> <p>また、平成30年7月2日に開催したスポーツ振興事業助成審査委員会スポーツ振興事業助成評価ワーキンググループにおいて、助成区分ごとの具体的かつ定量的な成果指標に基づく事業の評価を実施し、その評価結果を踏まえて、翌年度の助成内容に反映した。</p> <p>(3) 募集事業の周知 助成対象事業の募集に当たっては、ホームページに必要な資料を掲載するとともに、都道府県等に対してメールにより募集開始に係る案内を行ったほか、助成対象団体に対する説明会を実施し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について説明するなどして、募集の周知に努めた。</p> <p>※平成31年度助成事業募集説明会 11月12日 東京(中央競技団体対象) 11月15・16日 仙台 11月16日 北海道 11月21・22日 名古屋、大阪 11月28日・12月7日 東京(地公体・スポーツ団体対象) 11月29・30日 岡山、福岡</p> <p>(4) 助成金の公正な配分 助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定した。</p> <p>※助成審査委員会の開催 4月3日、9月27日 第一部会 3月27日、10月5日 第二部会 4月9日、10月23日 親会</p> <p>(5) 助成事業の適正な執行 助成団体等が助成事業の適正な執行を行えるよう、募集説明会では、募集内容と併せて会計処理の留意点を説明し、助成事業に関する個別相談の機会を設けるとともに、アスリート助成の対象者として選定されたアスリートに対して、制度の趣旨・目的、コンプライアンス及びドーピング防止等に関する研修会を実施した。</p> <p>また、助成団体(交付要綱及び調査実施要綱に基づき抽出)における会計処理状況の調査を実施し、不適切な会計処理が確認された団体については、適正な執行に向けての改善方策の提出を求めた。</p> <p>※アスリート助成選定者研修会 6月29日、7月2・8日 オリンピックアスリート対象 6月29日、7月8日 パラリンピックアスリート対象</p> <p>(6) 助成制度の趣旨の普及・浸透 助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であること</p> | <p>顧客のニーズ把握に努めた上で魅力的な商品の開発検討に取り組んでいくとともに、平成28年5月の「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」及び「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等の改正に伴い、スポーツ振興くじの販売等に係る運営費の限度額が引き下げられていることもあり、引き続き販売体制の整備や効果的・効率的な広告宣伝を実施し、売上確保に努めていく。</p> <p>スポーツ振興のための助成については、スポーツ参画人口の増加等に資するために、助成対象団体のニーズや2020年東京大会等の我が国で開催される大規模な国際競技大会の開催に向けた社会的要請を的確に把握するとともに、助成事業を客観的に評価した結果を踏まえ、翌年度の助成メニューの見直しを行うなど、引き続き効果的な助成の実施に努めていく。</p> <p>また、スポーツ振興基金に充てるため政府から出資を受けた原資について、不要財産として段階的に国庫納付(平成30年度については25億円)しているため、スポーツ振興基金助成の安定的な財源確保について検討する必要がある。</p> | |
|--|--|---|--|--|--|--|

| | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>の周知等のため、スポーツ振興助成のロゴマーク等を表示したフラッグ・バナーの掲出（大会開催）、標識の設置（施設整備）、JSC ホームページへのリンクバナーの掲載などとともに、広報への協力等を求めた。</p> | | |
| <p>○参考 スポーツ振興投票等業務に係る平成 30 事業年度事業計画</p> <p><平成 30 事業年度の運営の基本方針></p> <p>スポーツ振興投票制度は、平成 10 年に創設され、平成 13 年からはスポーツ振興くじの全国販売を開始し、売上が低迷した時期があったものの、近年では安定的に 1,100 億円程度の売上が確保されている。また、売上をもとにした助成金についても、ここ数年 200 億円程度を確保し、グラウンドの芝生化、地域のスポーツ施設の整備、総合型地域スポーツクラブの育成などに活用されており、地域スポーツの振興に欠かせない財源となっているところである。</p> <p>今後も、魅力的な商品開発や販売方法の工夫等により売上が拡大していくことが必要であるが、我が国のくじ市場は長期的に減少傾向にあり、安定的な売上を継続的に確保していくことが非常に難しい状況となっている。</p> <p>また、スポーツ振興くじによる助成金については、「第 2 期スポーツ基本計画」等の政府方針に基づき、助成対象団体からのニーズ等を踏まえ、地域スポーツの振興に効果的な助成を行うことにより、地域のスポーツ参画人口を増加させることが求められている。</p> <p>さらには、スポーツ振興投票制度が、国民の理解と協力を得て、国民の間に定着したものとなるよう、その趣旨の普及・浸透を図るとともに、円滑かつ効果的な業務運営が求められている。</p> <p>以上のことを踏まえ、これまで以上にスポーツ振興投票等業務が地域スポーツの振興を図る上で重要な役割を果たしていくために、次に掲げる事項を平成 30 事業年度の基本方針とし、業務を進めていくこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ振興くじの安定的な売上の確保 2 地域スポーツの振興のための効果的な助成 3 スポーツ振興投票制度の趣旨の普及・浸透 4 スポーツ振興投票等業務の効果的・効率的な運営 <p><基本方針に基づいた具体的な取組></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ振興くじの安定的な売上の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) スポーツ振興くじの実回数等 <p>J リーグ又は海外サッカーリーグ等の試合を対象とし、下表の商品を年間 90 回程度販売する（販売期間が同一の場合は、同一開催回とする。）。</p> <p>また、「BIG」については、特別回として、当せん金の上限を最高 7 億 7 万 7 千円（キャリアオーバー時は最高 10 億 2,525 円）とするくじを 5 回程度販売する。</p> <p>《スポーツ振興くじの商品》 表略</p> (2) 効果的・効率的な広告宣伝 <p>安定的な売上確保のため、広告実施前後の商品認知等の数値の動きについての調査（第三者によるものを含む）などにより、広告・宣伝の効果を継続的に検証した上で、より効果的・効率的なテレビ CM や WEB 広告等を実施する。</p> (3) 販売方法の工夫 <p>各販売チャネルの特長を活かし、チャネル全体で売上の確保に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① toto 特約店での取組 <p>対面で簡単に買える販売店舗としての強みを活かし、看板やポスター等による情報発信を効果的に行うことにより、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図る。</p> ② コンビニエンスストアでの取組 <p>生活導線上に存在する強みを活かすため、コンビニエンスストアにおいて販売・払戻を実施していることを継続的に周知することにより、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図る。</p> ③ インターネットでの取組 <p>近年の、売上額に占めるインターネット販売の占有率の上昇を踏まえ、顧客利便性の更なる向上を進めることにより、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図る。</p> (4) スポーツ振興くじの適切な販売 | | | | <ol style="list-style-type: none"> ② インターネットでの販売 <p>インターネットにおける購入は会員登録を必須要件とし、会員登録時に年齢確認を行うほか、購入時に本人確認を実施し、19 歳に満たない者の購入を防止する。</p> ③ 海外サッカーリーグ等の試合を対象としたくじの販売 <p>海外サッカーリーグ等の試合を対象としたくじの販売に当たっては、情報配信先の選定など、正しい情報を取得し、試合の指定や試合結果の確認等を適切に行う。</p> <p>2 地域スポーツの振興のための効果的な助成</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 助成メニューの見直し <p>地域スポーツの振興に役立つよう、次に掲げる取組により、助成メニューの不断の見直しを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ニーズ等の把握 <p>助成対象団体に対してアンケートやヒアリングを行い、ニーズ等の把握に努める。</p> ② 助成事業の評価 <p>助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部の有識者からなるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて評価する。</p> (2) 助成金の交付 <ol style="list-style-type: none"> ① 助成対象事業の募集 <p>助成対象事業の募集に当たっては、募集の周知及び申請期間の確保に努め、ホームページに必要な資料を掲載するとともに、助成対象団体に対する説明会を実施し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について周知を図る。</p> ② 助成金の公正な配分 <p>助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定する。</p> ③ 適正な事業執行に関する啓発 <p>助成団体が助成事業の適正な執行を行えるよう、説明会等を活用し、会計処理に関する知識や不正防止に対する意識の向上を図る。</p> (3) 継続的・安定的な助成財源の確保 <p>複数年度にわたる事業や大規模な国際大会等に対し、継続的・安定的な支援を行うため、執行状況に応じ、助成財源の一部を積み立てる。</p> <p>3 スポーツ振興投票制度の趣旨の普及・浸透</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) メディア等を通じた広報の実施 <p>スポーツ振興投票制度が、我が国のスポーツ振興に重要な役割を果たしていることについて国民の理解を深めるため、CM やウェブサイト等を活用して助成活動を紹介する。</p> (2) 助成団体等を通じた広報の実施 <p>助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等、広報への協力等を求める。</p> (3) 効果的・効率的な広報の実施 <p>アンケート調査等を通じ、スポーツ振興投票制度の趣旨の普及・浸透状況を把握することにより、広報の効果を継続的に検証した上で、より効果的・効率的な広報を実施する。</p> <p>4 スポーツ振興投票等業務の効果的・効率的な運営</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 効果的・効率的な経営手法の活用 <p>スポーツ振興投票等業務の運営を効果的・効率的に行うため、コンサルタントとの統合経営チームを設け、民間の経営手法を十分に活用した業務を実施する。</p> (2) システムの安定的な運営 <p>スポーツ振興くじの販売・払戻等に関するシステムを安定的に運用するため、定期的に点検を行い、必要な機器の更新を行う。</p> | | |

| | |
|--|---|
| <p>①対面店舗での販売 定期的な店舗巡回のほか、新規店舗を含む全国の店舗に対して販売員の研修等を実施するとともに、19 歳未満購入禁止のマークを、販売店窓口、ポスター、TVCM、マークシート等に表示するなど、適切な対策を講じる。</p> | <p>(3) 情報セキュリティ対策の強化 スポーツ振興投票等業務における情報セキュリティは、国のセキュリティ対策等を踏まえ、最新の対策に関する情報収集に努めるとともに、外部機関による点検・評価を行い、必要な対策を講じる。</p> |
|--|---|

| |
|-------------------|
| <p>4. その他参考情報</p> |
| <p>特になし</p> |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------------------------|----------------------|-------------------------------------|
| I-4 | スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 政策目標 11 スポーツの振興 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 6 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和元年度行政事業レビュー番号：0328 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|------|------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間平均値等） | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 |
| モータリノ [※] 団体数 | 5 団体 | — | 5 団体 | | | | | 予算額（千円） | 62,992 | | | | |
| | | | | | | | | 決算額（千円） | 62,323 | | | | |
| | | | | | | | | 経常費用（千円） | 62,323 | | | | |
| | | | | | | | | 経常利益（千円） | 8,871 | | | | |
| | | | | | | | | 行政サービス実施コスト（千円） | 58,793 | | | | |
| | | | | | | | | 従事人員数（人） | 1.6 | | | | |

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 ※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|--|-----------|--|
| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 業務実績 | 自己評価 | | | |
| | 4. スポーツ・インテグリティの保護・強化 クリーンでフェアなスポーツの推進によりスポーツの価値の向上を図るため、「アンチ・ドーピング体制の構築・強化について」（平成 28 年 11 月 8 日 アンチ・ドーピング体 | 4. スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項 スポーツ・インテグリティの保護・強化について、スポーツにおけるドーピングの防止活動（以下「ドーピング防止活動」という。）並びにスポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国 | 4. スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項 スポーツ・インテグリティの保護・強化について、スポーツにおけるドーピングの防止活動（以下「ドーピング防止活動」という。）並びにスポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国 | <主な定量的指標> ・JSC が行うドーピング防止活動の実施状況や取組内容等について、外部評価会議の点検を受け、フェアプレイに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するために「効果的」等の高評価を得る。 | <主要な業務実績> 平成 26 年に設置した「スポーツ・インテグリティ・ユニット」においては、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 58 号）及び「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」（平成 30 年 12 月 20 日スポーツ庁）に対応し、スポーツ・インテグリティの保護・強化に必要な取組を更に推進するため、平成 31 年 4 月、1 課から 2 課体制に組織改編を行い、機能強化を図ることとした。 1. ドーピングの防止活動 (1) 外部評価会議の開催 | <評定と根拠> 評定：B スポーツにおけるドーピングの防止活動においては、外部評価会議委員に審議し、スポーツ競技大会の公正性を確保するための取組内容等に関する仮説と基準を設定した。その要素の一つであるドーピ | 評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 | | |

| | | | | | |
|---|---|--|--|--|---|
| <p>制の構築・強化に向けたタスクフォース)を踏まえたスポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する業務を中心に、JADA等の関係機関と連携し、スポーツ・インテグリティの保護・強化のために必要な業務を実施する。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JADA等の関係機関と連携し、スポーツにおけるドーピングの防止に係るインテリジェンス活動(アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動)の実施、ドーピング通報窓口の運用及び日本アンチ・ドーピング規律パネル(外部有識者で構成され、聴聞会で当事者の主張を聴いた上で、アンチ・ドーピング規則違反についてその事実の有無を認定し、措置を決定する機関(以下「規律パネル」という。)の運用等を通じて、スポーツ競技大会における公正性の確保に努め、特に2020年東京大会に向けて重点的に対応する。 また、スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の情報収集及びモニタリングについては、スポーツ団体に対して、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防止するための活動を効率的に実施するため、平成32年度末までにモニタリングの必要性の高いスポーツ団体を分析・特定した上でモニタリングを行い、ガバナンス・コンプライアンスの向上に寄与する。 | <p>内外の情報収集及びモニタリングに取り組む。</p> <p>内外の情報収集及びモニタリングに取り組む。</p> <p>・毎年度5つのスポーツ団体に対して継続的なモニタリングやその結果の共有等を行い、当該団体のスポーツ・インテグリティの保護・強化に関する理解促進等を図り、スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスに関する取組等を促進する。</p> | <p><その他指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ基本計画に「フェアプレイに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、また、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にするために、ドーピング防止活動を質と量の両面から強化する。」とされている。これを踏まえ、JSCが行うドーピング防止活動について効果的・効率的に行う必要があることから、外部評価会議の点検で4段階の評価を受けることとし、最上位の評価を得ることを評価指標として設定した。 ・スポーツ・インテグリティを脅かす事案の発生を未然に防ぐためには、スポーツ団体の理解、また、それに伴うガバナンス・コン | <p>アンチ・ドーピング活動に係る第1回外部評価会議を開催し、JSCが実施するアンチ・ドーピング活動がスポーツ競技大会の公正性を確保するための有効性を評価するため、次の仮説と基準について審議し、承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 適切な対象者及び適切な競技大会を対象として、信頼性の高いインテリジェンスが適切なタイミングで(公財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)に提供されていること ② 適切な対象者に対して、対象者が理解しやすい内容の情報が確実に届いていること ③ 構造的に独立性が保たれ、中立性が担保された人選により、適正な規模で規律パネルが設置・構成・運用されていること <p>外部評価会議委員より、JSCが実施するアンチ・ドーピング活動のスポーツ競技大会の公正性確保への有効性評価は難易度の高い課題であるものの、提示された仮説と評価の枠組みは適切かつ明確であると評価された。</p> <p>(2) ドーピング防止活動</p> <p>2020年東京大会等をはじめとする各スポーツ競技大会における公正性の確保に資するため、JSCが有する知見等とネットワークを活用し、ドーピング防止に関する以下の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① アンチ・ドーピングに係るインテリジェンス活動 ドーピング検査関連の情報共有に関する取組として、ドーピング通報窓口の着実な運用を行うとともに、理解促進を図るため、ドーピング通報窓口サイトにドーピング通報窓口ガイドブックをダウンロード・利用できるページを新設した。 同通報窓口の運用による情報を端緒として、情報の収集、分析及び評価活動(アンチ・ドーピングに係るインテリジェンス活動(ドーピング調査))を行い、それに基づきJADAに対して情報提供等を行った。 ② 競技者等への理解促進活動 対象者に対して、理解しやすい内容の情報を届けるためのドーピング通報窓口の広報活動として、各種広報ツールをJOC及びJPC強化指定選手、JOC及びJPC強化スタッフ、中央競技団体内アンチ・ドーピング担当者等に対して各団体が開催する会議内において配布した(ガイドブック約27,500部、広報カード:約20,600部、ポスター:115部)。 ガイドブックの配布などの広報活動により、通報窓口についてのアンケートを上記対象者に対して実施した結果、「知っている」との回答は約68%、「クリーンなスポーツを実現するために必要なものである」との回答が約76%であった。 ③ スポーツ関係者への広報活動 JADA加盟団体アンチ・ドーピング担当者を対象とした「JSCのアンチ・ドーピング活動についてドーピング調査を中心に」を開催し、ドーピング防止活動推進法に関する説明やドーピング調査の必要性、通報の方法、調査への協力等の情報提供を行い、ドーピング調査への理解の促進を図った(平成31年3月8日:32 | <p>ング通報窓口の認知度及び理解度については、対象者に対して、理解しやすい内容の情報を届けるため、各種広報ツールをJOC及びJPC強化指定選手やスタッフ等に配布し、広報に努めた結果、対象アスリートの約70%がそれを認知し、かつその必要性を認めているとの回答を得た。</p> <p>スポーツ・インテグリティの保護・強化に関するモニタリングについては、目標水準を超える8団体からモニタリング実施の承諾が得られ、本年度においては目標水準である5団体のモニタリングを実施した。</p> <p>結果のフィードバックを行ったところ、当該団体における研修の実施や検討等の自発的取組を喚起していることが確認できた。</p> <p>また、JSC独自の創意工夫に基づき、関係団体の研修会に講師派遣及び情報提供を行った。事後に実施したアンケートでは、うち4団体がJSCの研修後に「新たに独自の取組を実施」、又は「実施を検討」と回答しており、関係団体のスポーツ・インテグリティ保護・強化に向けた自発的取組の喚起に貢献した。</p> <p>さらに、メールによる相談受付を行っている「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査制度」については、対象者の利便性の向上及びその活用の促進のため、SNSを活用した制度の試験導入を行い、令和元年度以降の本格的稼働に向けた体制を整えた。</p> <p>以上のとおり、所期の目標を達成したことから、B評価</p> | <p><今後の課題・指摘事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドーピング防止活動に係るインテリジェンス活動(ドーピング調査)を実効的なものとするため、JSCが国及びJADAと連携し、ドーピング防止活動における中核的機関として積極的に取組を推進することを期待する。 ・ドーピング通報窓口の認知度については、平成29年度より低下しており、かつ、70%程度にとどまっていることを踏まえ、更なる認知度の向上に注力されたい。 ・スポーツ団体におけるガバナンス・コンプライアンスの向上に資するため、継続的にモニタリングを実施し、その結果を適切にフィードバックすることを期待する。 ・第三者相談・調査制度について、オリンピック等を含むアスリートがより相談しやすい環境を構築すべく、効果的な周知やセキュリティに十分配慮したSNSの活用を行うことを期待する。 ・スポーツ団体のガバナンス強化に向けて、収集した情報を活かして、更なる支援策に係る検討を行うことを期待する。 |
|---|---|--|--|--|---|

| | | | | | | |
|--|---|--|---|--|--|-----------------------------|
| <p>・スポーツ団体に対して、ガバナンス等に関する現況を把握するためのモニタリングを継続的に実施し、その結果をスポーツ団体に共有するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起を行うこと等により、スポーツ・インテグリティを未然に防ぐための活動を行う。</p> | <p>(1) ドーピング禁止物質の不正取引や正当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為に対処するため、インテリジェンス活動を実施し、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、JADA に情報提供を行う。</p> <p>(2) インテリジェンス活動の一環として、アンチ・ドーピング規則違反行為の目撃者等からの情報提供を受け付けるドーピング通報窓口を運用するとともに、競技者等からの聴取や公開情報の収集等を実施する。</p> <p>(3) インテリジェンス活動の実施に当たっては、競技者、サポートスタッフ（監督・コーチ等）、競技団体職員などのスポーツ関係者の理解と協力が不可欠であるため、JADA や関係団体と連携してスポーツ関係者に対する研修会の開催を通じた広報活動に取り組む。</p> | <p>(1) ドーピング防止活動については、以下の取組を行う。</p> <p>① ドーピング禁止物質の不正取引や正当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為を対象としたインテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動）を実施し、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）に情報提供を行う。</p> <p>② インテリジェンス活動の一環として、アンチ・ドーピング規則違反行為の目撃者等からの情報提供を受け付けるドーピング通報窓口を運用するとともに、競技者等からの聴取や公開情報の収集等を実施する。</p> <p>③ インテリジェンス活動の実施に当たっては、競技者、サポートスタッフ（監督・コーチ等）、スポーツ団体役員などのスポーツ関係者の理解と協力が不可欠であるため、JADA やスポーツ団体と連携してスポーツ関係者を対象に開催される研修会を通じた広報活動に取り組む。</p> | <p>プライアンスの向上に関する取組が必須である。</p> <p>平成 28 年度のスポーツ庁調査では、日体協加盟団体及び日本障がい者スポーツ協会加盟団体のうち、コンプライアンス規程を整備していないスポーツ団体が 7 団体、コンプライアンス窓口（ハラスメントや不正等に関する相談窓口）を設置していない団体が 12 団体であり、このような団体の理解促進が急務であるため、毎年度平均 5 団体を指標として設定した。</p> <p>なお、ガバナンス・コンプライアンスの改善内容については、各団体が置かれている状況等が異なり、一律に設定するのは困難であるため、評価に当たっては当該団体の状況等を踏まえながら行うものとする。</p> | <p>名、3月20日：19名 合計51名参加）。</p> <p>④ インテリジェンス活動に関する情報収集 諸外国におけるアンチ・ドーピングに関するインテリジェンス活動、規律手続の動向等の情報収集の充実を図るため、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）常任理事会・理事会、WADA 年次シンポジウム等に参加し、諸外国におけるアンチ・ドーピングの最新動向の情報収集及び諸外国の関係機関とネットワークの強化を図った。</p> <p>⑤ 日本アンチ・ドーピング規律パネルの運用 規律パネルが独立してアンチ・ドーピング規則違反について中立かつ公正に判断が下せるようにするため、法律家及び医師等の中から適切な者を規律パネル委員として任命するとともに、日本アンチ・ドーピング規律パネル」の運営支援を着実に実施した（聴聞会の開催：3回）。</p> <p>2. スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する取組 我が国におけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図り、スポーツ団体におけるガバナンス・コンプライアンスの向上に寄与するため、以下の取組を行った。</p> <p>(1) コンプライアンスに関する中央競技団体のモニタリングの実施 スポーツ・インテグリティの保護・強化に関しては、八つの中央競技団体に対してコンプライアンス状況の現況把握のためのモニタリング参加を呼びかけ、全ての競技団体から実施の同意を得た。8 団体のうち 5 団体に対してモニタリングを実施し、その結果のフィードバックを行った（評価指標に定められた 5 団体のモニタリングを達成）。</p> <p>モニタリングへの参加依頼、結果のフィードバックを受け、各中央競技団体からは、次のリアクションがあり、スポーツ・インテグリティの保護・強化のための自発的取組を喚起していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自の研修会（選手・指導者向け）において、モニタリング結果を新たな研修項目として追加する。 ・役員を対象に、モニタリングを含む研修会の実施を JSC に依頼する。 ・事務局員向けのモニタリング結果を踏まえ、組織のルール・規程の理解を補うことが必要であると考え、研修等の対策を検討する。 <p>(2) スポーツ団体に対するインテグリティ研修の実施 平成 30 年度から、中央競技団体や自治体、地方体育協会等からの依頼に基づき、各団体が主催するインテグリティ研修会に、計 21 回講師を派遣した（中央競技団体（含 JOC）：10 回、自治体・地方体育協会：4 回、大学：1 回、国内外会議：2 回、JSC 主催事業：4 回）。</p> <p>インテグリティ研修講師派遣先団体のうち、中央競技団体・自治体・地方体育協会（8 団体）に事後アンケートを行った結果、4 団体が JSC の研修後に「新たに独自の取組を実施」、又は「実施を検討」と回答しており、インテグリティ研修を通して競技団体等の自発的取組を促進したことを確認した。</p> | <p>とする。</p> <p><課題と対応> スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関しては、アンチ・ドーピングに係るインテリジェンス活動（ドーピング調査）を有効的なものとするため関係者による更なる理解促進を図ることが必要となる。</p> <p>また、平成 30 年 10 月 1 日に施行された「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」の目的及び基本理念に則り、ラグビーW杯 2019、2020 年東京大会等の開催が円滑になされるよう、JSC が国及び JADA と連携し、ドーピング防止活動における中核的機関として積極的に取組を推進する必要がある。</p> <p>スポーツ・インテグリティの保護・強化に関しては、今後、スポーツ庁が策定した「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」に示されている、「スポーツ団体ガバナンス調査支援パネル」（仮称）の在り方を検討の上、令和 2 年度以降の稼働に向けたプログラム開発を進める。</p> | <p><その他事項></p> |
|--|---|--|---|--|--|-----------------------------|

| | <p>む。</p> <p>(4) 我が国のインテリジェンス活動の充実を図るため、国際会議への参加及び海外関係者へのヒアリング等により諸外国のアンチ・ドーピング機関による先進的なインテリジェンス活動の取組に関する情報を収集するとともに、連絡会議等における JADA や関係団体等への情報提供を通じてインテリジェンス活動に対する理解を促進する。</p> <p>(5) 法律家及び医師等のうちから適切な者を規律パネル委員として任命する。また、規律パネルが独立し、アンチ・ドーピング規則違反について中立かつ公正に判断が下せるようその運営を補助する体制を維持することにより、同パネルを着実に運用する。</p> <p>(6) スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の最新の取組・情勢について、関係会議への参加、関係機関のウェブサイト及び同報告書の閲覧並びに関係者との面談等により情報を収集</p> | <p>④ 我が国のインテリジェンス活動の充実を図るため、国際会議への参加及び海外関係者へのヒアリング等により諸外国のアンチ・ドーピング機関による先進的なインテリジェンス活動の取組に関する情報を収集するとともに、JADA やスポーツ団体等への情報提供を通じてインテリジェンス活動に対する理解を促進する。</p> <p>⑤ 日本アンチ・ドーピング規律パネル（外部有識者で構成され、聴聞会で当事者の主張を聴いた上で、アンチ・ドーピング規則違反についてその事実の有無を認定し、措置を決定する機関（以下「規律パネル」という。)) が独立してアンチ・ドーピング規則違反について中立かつ公正に判断が下せるようその運営を補助する体制を維持することにより、規律パネルを着実に運用する。また、法律家及び医師等のうちから適切な者を規律パネル委員として任命する。</p> <p>(2) スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の情報収集及びモニタリングについては、以下の取組を行う。</p> <p>① スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の</p> | | <p>(3) スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する情報収集</p> <p>スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する最新の取組・情勢に関する情報収集については、以下の国際会議に参加し、注目されているアスリートのウェルビーイングに関する概念の捉え方や取組事例及びスポーツ界の腐敗防止に関する国際基準の在り方等について情報収集を行い、これらの情報をスポーツ庁に提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AIS (Australian Institute of Sport) Athlete Wellbeing Summit (6月、キャンベラ) ・ 4th IPACS (International Partnership against Corruption in Sport) Steering Committee Meeting & High Level Event (12月、ロンドン) *スポーツの腐敗防止に関する国際協力会議 <p>(4) スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査制度</p> <p>「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査制度」(第三者相談制度)を着実に運用した(相談受付実績:9件(うち、対象案件:1件)、第三者相談・調査委員会開催:2回)。</p> <p>また、オリンピック等(JOC 強化指定選手等)及びパラリンピアン等(JPC 強化指定選手等)を対象として、第三者相談制度に関する認知度調査を実施した。</p> <p>オリンピック等(JOC 強化指定選手等)及びパラリンピアン等(JPC 強化指定選手等)を対象としたアンケートを行ったところ、第三者相談制度の認知度*は、下表のとおり平成 29 年度と比較すると飛躍的に向上した。</p> <table border="1" data-bbox="1055 818 1628 908"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オリンピック等</td> <td>14.7%</td> <td>33.4%</td> </tr> <tr> <td>パラリンピアン等</td> <td>34.8%</td> <td>59.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*「知っていた」「名前を知っている程度」の合計</p> <p>(5) LINE による第三者相談窓口の試験的実施</p> <p>多くのトップアスリートが SNS を活用している現状に鑑み、第三者相談制度における SNS 相談窓口運用の在り方を検討するため、LINE による相談窓口を初めて試験的に実施し、令和元年度以降の本格導入に向けて課題と対策を整理した。</p> <p>(導入期間:平成 31 年 2 月 8 日～3 月 7 日、対象選手:第三者相談制度に準じるトップアスリート、対象内容:直近 1 年以内(平成 30 年 1 月～12 月)に行われたスポーツ指導における暴力行為等、友達登録者数:89 名(対象者:約 2,000 名)、相談受付実績:1 件)。</p> <p>(6) 委託事業 (スポーツ界のコンプライアンス強化事業)</p> <p>平成 30 年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」を受託し、中央競技団体に対するモニタリングに関して、依頼からフィードバックに至るまでの仕組みを確立した。これにより、令和元年度以降のモニタリング活動の改善に資する知見を得た。</p> | | H29 年度 | H30 年度 | オリンピック等 | 14.7% | 33.4% | パラリンピアン等 | 34.8% | 59.1% | | |
|----------|--|--|--|---|--|--------|--------|---------|-------|-------|----------|-------|-------|--|--|
| | H29 年度 | H30 年度 | | | | | | | | | | | | | |
| オリンピック等 | 14.7% | 33.4% | | | | | | | | | | | | | |
| パラリンピアン等 | 34.8% | 59.1% | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|--|--|--|
| | <p>し、分析した上で、連絡会議等を通じスポーツ庁、スポーツ団体及び関係機関に提供するための体制を構築し、我が国のスポーツ・インテグリティの保護・強化を図ることに寄与する。</p> <p>(7) スポーツ団体におけるガバナンスの体制及びコンプライアンスに関する現況を把握するためのアンケート調査等を定期的実施し、その変化を観察・分析するためのモニタリングを実施する。</p> <p>(8) モニタリングの結果をスポーツ団体に提供するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等を行うことにより、スポーツ団体又はスポーツ関係者によるガバナンス・コンプライアンスの改善に向けた取組を促すことを通じて、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。</p> | <p>最新の取組・情勢について、関係会議への参加、関係機関のウェブサイト及び報告書の閲覧並びに関係者との面談等により情報を収集し、分析した上で、スポーツ庁及びスポーツ団体に提供するための体制の構築に向けた検討を行う。</p> <p>② スポーツ団体におけるガバナンスの体制及びコンプライアンスに関する現況をモニタリングするためのアンケート調査等を定期的実施し、その変化を観察・分析する。</p> <p>③ モニタリングの結果をスポーツ団体に提供するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等を行い、スポーツ団体又はスポーツ関係者によるガバナンス・コンプライアンスの保持又は改善のための取組を促す等によりスポーツ・インテグリティを脅かす事象の発生を未然に防ぐための活動を行う。</p> <p>【I-7 共通的事項】 上記の1から6までに掲げる各事業について、国民の理解促進及び業務の透明性確保の観点から、マスメディア、ホームページ及びソーシャルメディア等を活用し、適時適切な</p> | | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | |
|--|--|------------|--|--|--|--|--|
| | | 情報発信を展開する。 | | | | | |
|--|--|------------|--|--|--|--|--|

| |
|------------|
| 4. その他参考情報 |
| 特になし |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|---|----------------------|---|
| I-5 | 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 政策目標 11 スポーツの振興 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 7 号～9 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和元年度行政事業レビュー番号：0328 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|----------------|------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間平均値等） | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 |
| 子ども子育て支援新制度開始に伴い加入対象となった教育・保育施設の加入率 | 最終年度において 65%以上 | | 58.8% | | | | | 予算額（千円） | 1,612,813 | | | | |
| 差戻し件数 | H29 年度比 10%減 | | 3.9%減 | | | | | 決算額（千円） | 1,617,101 | | | | |
| 資料等の活用状況調査でプラス評価 | 最終年度において 80%以上 | | — | | | | | 経常費用（千円） | 1,819,274 | | | | |
| | | | | | | | | 経常利益（千円） | 13,013 | | | | |
| | | | | | | | | 行政サービス実施コスト（千円） | 1,321,828 | | | | |
| | | | | | | | | 従事人員数（人） | 101.2 | | | | |

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 ※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|------|-----------|-----|--------------|--------------|-------|--|-------|--------|-----|-----------|------------|-------|-----|-----------|-------|----|-----------|----|-----------|------------|---|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実</p> <p>学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うとともに、給付業務から得られた事例を収集・分析し、学校関係者等に広く提供することで、学校事故防止策の普及や安全教育の充実支援等を行う。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害共済給付業務においては、引き続き、公正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務運営の効率化等の改善に取り組み、社会情勢に対応した給付を行う。 ・学校安全支援業務においては、災害共済給付業務から得られた事故情報を学校における事故防止のための対策に活用できるよう整理・分析した上で、教職員まで行き渡るように工夫するほか、学校安全に関する団体等の新たな連携・協力関係を構築することにより、学校における事故防止の取組を支援する。 | <p>5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項</p> <p>災害共済給付については、学校の管理下の災害に対し給付を行う公的制度として、公正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、利用者への一層の制度周知等を行うことにより、子ども子育て支援のための新施設等に対する加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。</p> <p>また、学校における事故防止のための取組を効果的に支援するため、災害共済給付業務の実施によって得られた災害事例等を整理・分析し、学校関係者等に分かりやすく提供するとともに、関係団体との新たな連携・協力体制を構築する。</p> <p>なお、実施に当たっては、関係団体及び外部有識者で構成する「学校安全推進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催するなど、学校安全の関係機関等との連携・協力を通じて、意見・要望等を把握することにより、業務を円滑かつ効果的に実施する。</p> <p>(1) 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 日々の審査に従事する審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るための研修を充実させる。</p> | <p>5 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項</p> <p>災害共済給付業務の実施においては、公正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、子ども子育て支援のための新施設等に対する加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。</p> <p>また、学校における事故防止のための取組を効果的に支援するため、災害共済給付業務の実施によって得られた災害事例等を整理・分析し、学校関係者等に分かりやすく提供するとともに、関係団体との新たな連携・協力体制を構築する。</p> <p>なお、実施に当たっては、関係団体及び外部有識者で構成する「学校安全推進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催するなど、学校安全の関係機関等との連携・協力を通じて、意見・要望等を把握することにより、業務を円滑かつ効果的に実施する。</p> <p>(1) 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るため、給付事例のケーススタディ等の統一的な研修</p> | <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間の最終年度において、子ども子育て支援新制度開始（平成 27 年度）以後に災害共済給付の加入対象となった教育・保育施設における同制度への加入率を 65%以上とする。 ・中期目標期間の最終年度において、平成 29 年度の差戻し件数と比較して 10%削減する。 ・中期目標期間の最終年度において、学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況を調査し、80%以上から「活用している」などの高評価を得る。 <p><その他指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援新制度開始以後に災害共済給付制度の加入対象となった教育・保育施設の加入率は平成 29 年度では約 50%であり、同年齢幼児等が通う「幼稚園」や「保育所」の加入率である 80%台に近づけることが必要である。これまでの加入率の増加傾向（平成 27 年度加入率 25%、平成 28 年度加入率 42%）を踏まえ、今期においては、65%以上を指標として設定した。 | <p><主要な業務実績></p> <p>学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付を行うとともに、国の学校安全の施策と連携しながら、給付業務から得られる災害事故情報を活用した学校安全支援に関する業務を一体的に行うことにより、学校事故防止のための取組を推進した。</p> <p>災害共済給付業務及び学校安全支援業務の円滑な実施・運営に当たっては、給付業務上の課題解決策、学校関係者等への事故防止情報の提供と活用方策等について、「学校安全推進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催し、全国及び都道府県の医師会、教育委員会、学校長会、PTA 連合会等の関係団体と意見交換を行った。</p> <p>1. 公正かつ適切な給付の実施</p> <p>災害共済給付業務においては、平成 30 年度は保護者の同意を得て、約 16,603 千人の加入者（児童生徒等の在籍者の 95.4%）で、約 198 万件の給付を行った。</p> <p>■ 加入状況</p> <p>平成 30 年度児童生徒等の加入者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>在籍者数</th> <th>加入者数</th> <th>加入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,408,509 人</td> <td>16,603,413 人</td> <td>95.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 給付状況</p> <p>平成 30 年度給付件数及び給付金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数（件）</th> <th>金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費</td> <td>1,979,619</td> <td>15,431,269</td> </tr> <tr> <td>障害見舞金</td> <td>403</td> <td>1,689,760</td> </tr> <tr> <td>死亡見舞金</td> <td>74</td> <td>1,811,600</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,980,096</td> <td>18,932,629</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 審査担当職員の資質向上</p> <p>審査担当職員の能力及び専門的知識向上のため、研修実施計画に基づき、給付事務総括部署による統一研修及び各事務所における個別研修を実施した。</p> <p>【統一研修】</p> <p>課長補佐職を中心に、障害等級の認定が難しい眼や精神・神経系統の障害についての等級認定を総合的に判断するために事例等を用いた研修を行った（年 4 回実施）。また、外部講師による講義、事例演習も実施し、集中的に疑問点の解決や意見交換を行った。</p> <p>【個別研修】</p> <p>各事務所において、それぞれの体制や課題等に応じた研修を行った（各事務所 2 回ずつ、計 12 回実施）。</p> | 在籍者数 | 加入者数 | 加入率 | 17,408,509 人 | 16,603,413 人 | 95.4% | | 件数（件） | 金額（千円） | 医療費 | 1,979,619 | 15,431,269 | 障害見舞金 | 403 | 1,689,760 | 死亡見舞金 | 74 | 1,811,600 | 合計 | 1,980,096 | 18,932,629 | <p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>以下のとおり、今年度の目標水準を大きく上回る成果が得られていると認められることから、A 評価とする。</p> <p>(1) 公正かつ適切な給付の実施</p> <p>実務研修、審査専門委員会及び実地調査の実施等の取組により、平成 30 年度は約 198 万件の給付を公正かつ適切に実施した。</p> <p>(2) 災害共済給付制度への加入促進</p> <p>子ども子育て支援新制度の開始以後に新たに災害共済給付の加入対象となった教育・保育施設の加入率は、加入促進の取組の結果、平成 30 年度目標の 53%（前年度比 3%増）を上回る 58.8%（前年度比 8.8%増）まで増加している。</p> <p>(3) 給付業務の効率化及び適正性の確保について</p> <p>給付業務の効率化等の改善を推進するとともに利用者の利便性を向上させるため、給付審査における差戻し案件の内容を精査し、添付書類の報告を見直し、請求事務の効率化を図った結果、平成 29 年度の差戻し件数と比較して 3.9%削減するこ</p> | <p>評定 A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の成果が得られているとともに、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため「A」評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援新制度の開始以後に新たに災害共済給付の加入対象となった教育・保育施設の加入率は、加入促進の取組の結果、平成 30 年度目標の 53%（前年度比 3%増）を上回る 58.8%（前年度比 8.8%増）まで増加している。 ・給付業務についても添付書類等の見直し等により、平成 29 年度の差戻し件数と比較して、3.9%削減し、平成 30 年度目標の 2%削減を大きく上回っている。 ・中期目標達成に向けて災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析した資料を、ホームページ等で提供するとともに、学校現場に提供している事故防止等のための資料等の活用状況を調査し、実態把握に着 |
| 在籍者数 | 加入者数 | 加入率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17,408,509 人 | 16,603,413 人 | 95.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 件数（件） | 金額（千円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療費 | 1,979,619 | 15,431,269 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害見舞金 | 403 | 1,689,760 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 死亡見舞金 | 74 | 1,811,600 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1,980,096 | 18,932,629 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | <p>② 死亡・障害などの重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査委員会へ付議するとともに、学校設置者の協力の下、担当職員による実地調査を実施する。</p> <p>③ 災害共済給付の決定に対する、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。</p> <p>(2) 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対して、当該教育・保育施設の統括団体や関係省庁・自治体との連携・協力の下、毎年度制度説明チラシ等の配布や説明会の開催等の加入促進の取組を行い、中期目標期間を通じて加入率を増加させる。</p> <p>(3) 記載不備や提出書類の不足など差戻しが多い案件の内容を精査し、対応策を検討した上で、ホームページ、説明会、機関誌等を活用し、毎年度利用者への制</p> | <p>を年4回程度実施するとともに、各事務所に配置した研修推進リーダーを中心に専門知識の定着化を図るなど職場研修を計画的に実施する。</p> <p>② 死亡・障害などの重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査委員会に付議するとともに、必要に応じ、学校及び学校設置者の協力の下、担当職員による実地調査を行う。</p> <p>③ 災害共済給付の決定に対する、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。</p> <p>(2) 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対しては、当該教育・保育施設の統括団体や関係省庁との連携・協力の下、未加入施設数の多い地方公共団体を中心に、加入促進の取組（説明会の開催、制度説明チラシの配布などの協力依頼）を行うことにより、同施設の加入率を53%まで増加させる。</p> <p>(3) 利用者の利便性の向上や業務の効率化等の改善の促進のため、記載不備や提出書類の不足など差戻しが多い案件の内容を精査し、公正かつ適切な給付を確保</p> | <p>・請求における差戻しは、平成29年度では約10万件発生しており、このうち、記載不備や提出書類の不足などの差戻しは約2万件を占めている。この差戻し約2万件について、本目標期間中に半減させ、業務の効率化を推進するとともに利用者の利便性を向上させるため、全差戻し件数の10%を削減することを指標として設定した。</p> <p>・第3期では、評価指標の設定におけるアンケート調査の数値目標は、『JSCからの情報提供に対する満足度調査(4段階評価)を行い、80%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る』ことを目標とし、「大変有意義であった」との回答が約80%であった。(平成27年度80.98%、平成28年度80.54%)第4期では、更に具体的に取組の成果を測る必要があることから、提供した資料等の活用状況(効果的に利用すること)について同水準以上を指標として設定した。</p> <p>なお、上記の評価指標の各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。</p> | <p>(2) 重要案件等の審査</p> <p>① 災害共済給付審査専門委員会 障害見舞金及び死亡見舞金の支払請求案件のうち、医学的その他専門的見解が必要と認められる案件について、各事務所に設置した審査専門委員会(外部有識者10名程度で構成)に付議し、適切に審査を行った。 ・審議件数:443件</p> <p>② 実地調査 公正かつ適切な審査を実施するため、死亡案件、障害案件及び医療費案件について「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付請求に係る実地調査要綱」に基づき、学校等の関係者との連携協力の下各事務所の担当職員による実地調査を実施した。 ・調査件数:224件</p> <p>(3) 不服審査請求への対応 災害共済給付の決定に関し、学校等の設置者又は保護者等からの不服の審査請求に対し、外部有識者(医師2名、弁護士1名)を含む不服審査会を10回開催し、中立かつ公正に審査を行った。 また、給付事務の適正化を図るため、審議結果及び決定経緯について、各事務所の審査担当職員等とTV会議システム等を活用し、効果的に情報共有を行った。 ・審議件数:51件</p> <p>2. 災害共済給付制度への加入促進 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対し、当該教育・保育施設の統括団体や関係省庁との連携・協力の下、説明会の開催、加入促進用のパンフレットやチラシを配布する等の加入促進を行い、同施設の加入率は58.8%となった。</p> <p>平成30年度 子ども子育て支援新制度により加入対象となった施設の加入状況</p> <table border="1" data-bbox="1025 986 1630 1145"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>在籍者数</th> <th>加入者数</th> <th>加入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方裁量型認定こども園 特定保育事業 認可外保育施設 企業主導型保育施設</td> <td>92,803人</td> <td>54,525人</td> <td>58.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年度の加入率は、約50%</p> <p>3. 給付業務の効率化及び適正性の確保について</p> <p>(1) 差戻し件数の削減 平成30年度に各事務所で差戻し案件の内容を精査し、削減の方策を検討した。適正性を確保しつつ、学校の負担軽減に繋がるものとして、添付書類の報告を見直し、請求事務の効率化を図った結果、平成29年度と比較して3.9%削減できた。</p> | 校種 | 在籍者数 | 加入者数 | 加入率 | 地方裁量型認定こども園 特定保育事業 認可外保育施設 企業主導型保育施設 | 92,803人 | 54,525人 | 58.8% | <p>とができ、平成30年度目標の2%削減を大きく上回った。</p> <p>(4) 災害事例等の整理・分析及び情報の提供・活用促進 災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、学校現場が活用できるよう分かりやすくまとめた資料を、ホームページや情報誌等で提供するとともに、学校現場における活用を促進した。 学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況を調査し、実態を把握した。</p> <p>(5) 大学等の研究機関等との連携</p> <p>① 体育活動中の事故による死亡等の重大事故を防止するため、医療関係者、法曹関係者、大学教授等の外部有識者と連携し、調査・研究等の事業を推進した。特に、スポーツ事故防止対策推進会議(セミナー)の開催においては、座学における成果発表(全国10会場)に加え、2会場において、学校現場で直接指導に当たる教員等を対象とした組体操の実技講習会を行うなど、スポーツ事故防止に必要な取組を強化し、過去最高だった前年度の延べ1,765名を大きく上回る延べ2,630名(前年度比149%)の参加をみた。 また、学校安全の3領域(生活安全、交通安全</p> | <p>手している。</p> <p><今後の課題・指摘事項> ・掛金改定も踏まえ、収支改善に向けて、これまでの自己分析等に基づく学校の管理下の災害の減少につながる更なる取組を期待する。</p> <p><その他事項></p> |
|---|---|--|--|--|----|------|------|-----|---|---------|---------|-------|---|--|
| 校種 | 在籍者数 | 加入者数 | 加入率 | | | | | | | | | | | |
| 地方裁量型認定こども園 特定保育事業 認可外保育施設 企業主導型保育施設 | 92,803人 | 54,525人 | 58.8% | | | | | | | | | | | |

度周知等を行い、中期目標期間を通じて差戻し件数を減少させることにより、利用者の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図る。

(4) 災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、「死亡・障害事例集」等を毎年度作成し、設置者へ送付するとともに、学校現場が活用できるよう分かりやすくまとめた資料を、ホームページや情報誌等で提供する。また、学校現場において事故防止のための対策に活用されることを促進するため、都道府県教育委員会等と連携し、教職員を対象とした研修会・講習会等を通じて周知するとともに、効果的な学校安全資料の活用方法の例示等を行う。

しつつ、学校の負担軽減にも繋がる改善策を検討する。また、ホームページ、説明会、機関誌等を活用して利用者へより一層の制度周知等を行うことにより、平成 29 年度の差戻し件数と比較して 2%削減する。

(4) 災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、学校現場が活用できるよう分かりやすくまとめた資料を、ホームページや情報誌等で提供するとともに、学校現場における活用を促進するため、以下の取組を行う。

- ① 災害共済給付業務から得られた災害事例等を整理・分析した上で、「学校の管理下の災害」を作成し、配布するとともに、「学校事故事例検索データベース」の更新を行う。
- ② 事故等のデータを学校における事故防止対策に有効に活用できるよう、会議等により収集・蓄積した学校関係者等のニーズに即した情報を分かりやすくまとめ、ホームページ等で提供する。
- ③ 教育委員会及び関係機関が開催する教職員を対象とした研修会等において、事故防止のための情報について周知するとともに、学校安全資料の活用方法の例示等を行う。
- ④ 学校現場に提供している事故防止のた

平成 30 年度差戻し件数

| | H29 年度 | H30 年度 | H29 年度比 |
|-------|-----------|-----------|---------|
| 差戻し件数 | 107,196 件 | 103,074 件 | △3.9% |

(2) 利用者の利便性の向上

① 教育委員会等との連携

給付制度を安定的に運営するとともに、給付事務についてきめ細やかに対応し、学校等の負担軽減にも繋がる教職員等の給付制度理解を深めるため、教育委員会等と連携し、教育委員会等が主催する説明会に職員を派遣し、制度周知を行った。

また、参加者の給付制度に対する理解度や詳しく知りたい内容等を把握するため、アンケートを実施した。(回答数 3,532 名) 制度の理解度に対しては、90.1%のプラスの評価(「分かりやすい」「どちらかというとなりやすい」の合計)を得た。

- ・108 回開催、参加者 3,715 名

② ホームページ「学校安全 Web」の活用

学校・設置者・保護者からの問合せにきめ細やかに対応するため、学校安全 Web に掲載している「よくあるご質問」について、学校の管理下の範囲や給付金請求の手続など、問合せの多い項目を精査し、掲載内容の充実を図った。(追加掲載数：53 件)

③ 広報誌「学校安全ナビ」等の活用

給付金支払請求に必要な様式について記入方法等の問合せが多かった主要様式 4 種について記入方法を記したチラシを作成し、広報誌「学校安全ナビ」、学校安全 Web で周知するとともに教職員を対象とした研修会等で配布、説明した。

(3) 適正性の確保

① 保護者の同意取得の徹底

保護者の同意取得を徹底するために、災害共済給付オンライン請求システムを改修し、同意確認機能を追加した。令和元年度から運用を開始する。

② 受給確認調査

設置者から保護者へ適切に給付金が渡されていることを確認するため、受給確認調査を実施した。死亡見舞金、障害見舞金については全件、医療費については抽出で実施した。

- ・調査件数：3,865 件

4. 災害事例等の整理・分析及び情報の提供・活用促進

(1) 災害事例等の整理・分析

■ 「学校の管理下の災害」・「学校事故事例検索データベース」

平成 29 年度の災害共済給付業務から得られたデータを整理・分析し、「死亡・障害事例」及び「基本統計」として取りまとめた。これらの取りまとめた情報から、「学校の管理下の災害」の冊子を作成し、学校の設置者が活用できるよう配布した。

また、取りまとめた平成 29 年度の「死亡・障害事例」を、平成 17 年度からの事例が蓄積され、複数年度に渡り検索が可能な「学校事故事例検索データベース」に追加して、更新した。(累計件

全、災害安全)の知見を有する外部有識者で構成する「学校安全資料作成会議」を設置し、学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』を改訂し、学校・教育委員会へ配布した。

② 平成 30 年度から新たな連携として、(公財)日本高等学校野球連盟に連携・協力関係の構築依頼を行い、都道府県高等学校野球連盟が主催する研修会等で野球の事故防止に関する講演や情報提供等を行った。

<課題と対応>

子ども子育て支援のための教育・保育施設は、今後も増え続ける見込みであることから、新たに経営を開始する施設の設置者に対し、次年度も引き続き、制度周知等の加入促進の取組を行っていく必要がある。

また、重大事故に対する給付件数が増加してきていることから、学校現場における事故防止のための取組に対し、より一層の支援ができるよう、事故データのより効果的な活用方法を検討していくこととする。

| | | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|--|
| | <p>(5) 大学等の研究機関等との連携により、災害共済給付から得られた事故等のデータを活用し、重大事故に繋がる要因分析等を行い、その結果を踏まえた事故防止の留意点を検討するため、医学・歯学、教育、学校安全等の外部有識者による「学校害防止調査研究委員会」の活動を充実する。また、中期目標期間を通じて学校安全に関する団体等との新たな連携・協力関係を構築し、上記の学校安全資料が、学校において効果的に活用できる方法を検討し周知することで、学校現場における事故防止の取組を支援する。</p> | <p>めの資料等の活用状況を調査し、活用の実態を把握する。</p> <p>(5) 大学等の研究機関等との連携により、災害共済給付から得られた事故等のデータを活用し、事故防止の留意点を検討するとともに、学校現場における事故防止の取組を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 重大事故に繋がる要因分析等については、体育活動中の事故などその時々の課題等を踏まえ、「学校災害防止調査研究委員会」において調査・研究課題を選定し、学校における事故防止対策に有用な調査・研究を推進する。また、災害共済給付における実地調査等により事故の詳細情報及び事故後の再発防止策等を集集・蓄積し、事故防止対策の調査研究等に活用する。</p> <p>② 学校において学校安全資料が効果的に活用できる方法を検討するため、「学校災害防止調査研究委員会」等の委員の協力を得ながら、大学等の研究機関等を含め、学校安全に関する団体等との新たな連携・協力関係を構築する。</p> <p>【I-7 共通的事項】 上記の1から6までに掲げる各事業について、国民の理解促進及び業務の透明性確保の観点から、マスメディ</p> | | <p>数：7,028件)</p> <p>(2) 学校等における事故防止のための資料・情報等の提供</p> <p>① テーマ別説明資料 説明会や講習会等で使用する事故防止情報の内容改善を図り、効率的で分かりやすい情報提供に努めた。また、学校関係者等から要望の多いテーマ（歯の事故防止、高校野球の事故防止）について資料を作成した。</p> <p>② 教材カードの作成 学校関係者等のニーズに即した実用的かつタイムリーな情報を「教材カード」としてまとめ、毎月学校安全 Web に掲載し、学校現場等に提供した。(対象は、幼稚園・保育所向け、小・中・高校生向け、教職員・保護者向け) ※主な掲載テーマ：熱中症予防、水泳事故防止、運動会での事故防止等 (提供数：37種類)</p> <p>③ 広報誌「学校安全ナビ」の発行 統計情報や地域情報、その他学校安全に関する情報等を掲載した。 ・年3回発行(6月、9月、3月)し、全国の学校、設置者及び関係団体に配布(約86,000か所)した。 ・学校現場において事故防止の対策に活用されるよう「死亡・障害事例」の抜粋版を作成し、特別号として発行した。(9月)</p> <p>④ ホームページ「学校安全 Web」による情報提供 ・前述の「学校の管理下の災害」、「教材カード」、「学校安全ナビ」等の資料は、大学関係者や医療関係者等にも広く活用されるよう、学校安全 Web にも掲載した。 ・災害共済給付システムの利用及び統計情報の活用を促進するため、学校現場でのシステムによるデータ活用事例等を「学校現場での取組(事故防止事例)」として紹介した。</p> <p>(3) 教育委員会及び関係機関が開催する研修会等への事故防止情報周知及び学校安全資料の活用促進 ■教育委員会等との連携 教育委員会等からの依頼を受け、教職員等を対象とした研修会等において、学校事故事例検索データベース・事故防止のための情報について周知するとともに、学校安全資料の活用方法の例示等を行った。 ・80回開催、参加者7,034名</p> <p>(4) 事故防止のための資料等の活用状況の把握 平成30年度においては、学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況を調査し、実態を把握した。 活用したことがあると回答が多かった資料は、「教材カード」、「学校安全ナビ」、「スポーツ事故防止ハンドブック」であり、広報物、掲示物や研修会等の資料として活用している学校(園)が多かった。 また、調査により、活用度合いが低い資料等、今後取り組むべき課</p> | | |
|--|--|---|--|--|--|--|

| | | | | | | |
|--|--|---|--|---|--|--|
| | | <p>ア、ホームページ及びソーシャルメディア等を活用し、適時適切な情報発信を展開する。</p> | | <p>題が明らかになり、令和元年度は、重点的に活用度合いの低い資料の活用促進に取り組むこととした。(令和2年度に中間調査実施予定)</p> <p>5. 大学等の研究機関等との連携</p> <p>(1) 学校災害防止のための調査・研究</p> <p>① 学校災害防止調査研究委員会の開催 災害共済給付業務の実施によって得られる災害事例等を分析し、学校における事故防止に資する調査研究を行うため、「学校災害防止調査研究委員会」を開催した。(2回開催(うち1回は書面審議))</p> <p>② スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業」の実施 体育活動中における重大な事故の発生の背景や要因、再発防止のために留意すべき点や方策について事例ごとに調査研究を行った。</p> <p>【研究体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者31名(医療関係者、法曹関係者、大学教授等)、内部委員1名で構成する「スポーツ事故防止対策協議会」を設置した。(1回開催) ・体育活動中に繰り返し重大事故が発生している「熱中症」の防止を調査研究課題に選定し、分析・研究を行うワーキンググループを設置して専門的な議論を行った。(3回開催) <p>【研究の実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の重大事故等の事例について、予防取組の現地調査(学校2件、競技団体1件)を実施し、再発防止等について関係者と協議を行った。 ・スポーツ事故防止のための資料の作成及び普及 ・パンフレット及びDVD 『熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—』 (教育委員会等(約2,000ヵ所)に配布) ・パンフレット 『学校屋外プールにおける熱中症対策』(教育委員会及び国立・私立小・中学校(約35,000ヵ所)に配布) ・スポーツ事故防止対策推進会議(セミナー) 開催地の教育委員会の協力を得て、学校の関係者とスポーツ事故防止に必要な取組や相互連携について情報の共有を図るため、全国12会場(岩手、栃木、山梨、富山、岐阜、京都、島根、徳島、長崎、宮崎、埼玉、福岡)でスポーツ事故防止対策推進会議(セミナー)を開催し、スポーツ事故防止に関する調査、研究・分析の成果を発表した。また、埼玉及び福岡会場では、学校現場で直接指導に当たる教員等を対象として、組体操の実技講習会を行った。 ・12会場 参加者2,630名 ・各セミナー会場ではアンケート調査を実施し、参加者から高 | | |
|--|--|---|--|---|--|--|

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>い満足度を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故の動向、情報等を把握できた 98% ・事故防止の新たな知見、情報を得られた 98% ・パネリストの発表が印象に残った 77% <p>③ 文部科学省委託事業「学校安全資料作成のための調査研究事業」の実施</p> <p>各種の学校安全資料について、平成 28 年度に「第 2 次学校安全の推進に関する計画」の策定や「学習指導要領」の改訂等が行われたことを受け、それらを踏まえた資料を作成する必要があることから調査研究を行った。</p> <p>【研究体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全の 3 領域（生活安全、交通安全、災害安全）の知見を有する外部有識者 20 名（大学教授、学校関係者等）で構成する「学校安全資料作成会議」を設置した（3 回開催） ・「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」の別冊として、実践・資料編の資料を作成するため、ワーキンググループを設置して専門的な議論を行った。（1 回開催） <p>【成果の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」を改訂し、学校・教育委員会へ配布（約 54,000 か所）した。 <p>(2) 新たな関係団体との連携・協力関係の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度から新たに、(公財) 日本高等学校野球連盟に連携・協力関係の構築依頼を行い、都道府県高等学校野球連盟へ働きかけの協力を得ることができた。 ・各地域事務所において、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県の 6 都府県高等学校野球連盟が主催する研修会等で野球の事故防止に関する講演や情報提供等を行った。 | |
|--|--|--|--|--|--|

| |
|------------|
| 4. その他参考情報 |
| 特になし |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|---------------------|----------------------|---|
| I-6 | 国内外の情報の分析・提供等に関する事項 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 政策目標 11 スポーツの振興 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 8 号、9 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和元年度行政事業レビュー番号：0328 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---------|------------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間平均値等） | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 |
| 情報収集数 | 100 件以上 | — | 544 件 | | | | | 予算額（千円） | 399,832 | | | | |
| 情報提供先からのプラス評価 | 80%以上 | — | 100% * 88.9% * | | | | | 決算額（千円） | 383,108 | | | | |
| | | | | | | | | 経常費用（千円） | 385,133 | | | | |
| | | | | | | | | 経常利益（千円） | 984 | | | | |
| | | | | | | | | 行政コスト（千円） | — | | | | |
| | | | | | | | | 行政サービス実施コスト（千円） | 169,130 | | | | |
| | | | | | | | | 従事人員数（人） | 12.0 | | | | |

* 上段がヒアリング調査結果、下段がアンケート調査結果

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|---|--|------|---|--|--|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 主務大臣による評価 | | | |
| | | | | 業務実績 | | 自己評価 | | | | |
| 6. 国内外の情報の分析・提供等 社会全体でスポーツを振興するために、スポーツ団体にとどまらず、様々な関係者と相互に連携・協働を推進するとともに、スポーツを通じた国際交流・ | 6. 国内外の情報の分析・提供等に関する事項 諸外国の政府系スポーツ機関、国際スポーツ団体、国際機関、及び地方公共団体や国内スポーツ関係団体等とのネットワークや海外拠点を活用し、スポー | 6. 国内外の情報の分析・提供等に関する事項 我が国のスポーツ政策とスポーツの取組の推進に資するため、諸外国の政府系スポーツ機関、国際スポーツ団体、国際機関及び地方公共団体や国内スポー | <主な定量的指標> ・ JSN の取組や海外スポーツ機関とのネットワーク等から有用であると思われる情報を毎年度 100 件以上収集する。 ・ JSC が提供した情報が、スポーツ庁をはじめとした関係機関 | <主要な業務実績> スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する最新の取組や動向等に係る国内外の最新情報について、以下の条件を満たす情報を有用な情報として定義し、論文やニュース、機関ウェブサイト等の公開情報及び JAPAN SPORT NETWORK (JSN) の取組や海外スポーツ機関とのネットワーク等を通じて得られる資料・情報、国際会議及びイベントで得られた資料・情報、国際的な政策形成・事業推進過程における会議への参画並びにそこで共有される研究資料・情報資料等の人的情報を収集した。これら収集し | | | <評定と根拠> 評定：A JSN の取組や海外スポーツ機関とのネットワーク等から有用であると思われる情報を 544 件（公開情報；364 件、人的情報；180 件）収集し、かつ、JSC が提供した情報がスポーツ | | 評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価では A 評定であるが、今後の課題・指摘 | |

| | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|---|
| <p>協力を戦略的に展開するため、国内外のネットワークや海外拠点を活用して収集・分析したスポーツに関する情報を政府、地方公共団体、スポーツ団体等へ提供することにより、国内外における我が国のスポーツ振興に役立っている。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外スポーツ機関とのネットワーク及び海外拠点の活動等の充実を図り、スポーツを通じた国際交流による地域活性化、諸外国のスポーツ国際戦略、国際スポーツ界の最新動向等に関する情報の収集・分析を行う。 ・国内外の関係機関との連携・ネットワークの充実及びそれを活用した国際連携活動を行う。 ・スポーツ未実施者等のスポーツ参加促進等に資する国内外の最新取組に関する情報の収集・分析を行う。 ・地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働を推進するため、地方公共団体等との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK（以下「JSN」という。）に基づく取組の充実を図る。 ・収集・分析した情報については、的確な分析等により情報の精選を行った上で、スポーツ庁をはじめとした政府機関、地方公共団体、及びスポーツ団体等に対し | <p>ツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する国内外の最新の取組や動向等の情報を継続的に毎年度 100 件以上収集し、分析した上で、スポーツ庁、地方公共団体、スポーツ関係団体等に有効な情報を提供することを通じて、我が国のスポーツ政策とスポーツの取組の推進を図る。</p> <p>業務の展開に当たっては、国内で開催される大規模国際スポーツイベントを踏まえつつ、中期目標期間を通じて各業務で着実に成果を創出できるよう、年度毎の優先度を設定して実施する。</p> <p>（1）組織間の連携協力に関する覚書（MOU）を締結している諸外国の政府系スポーツ組織とのワークショップや当該機関関係者の日本訪問時などの機会を活用したミーティング等を通じて、諸外国のスポーツ政策や国際スポーツ戦略に関する情報を交換できる人的ネットワークを構築し、公開情報は把握できない情報を収集し、分析する。</p> | <p>ツ関係団体等とのネットワークや海外拠点を活用し、スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する最新の取組や動向等の情報を収集し、分析した上で、スポーツ庁、地方公共団体、スポーツ関係団体等に提供する。</p> <p>（1）組織間の連携協力に関する覚書（MOU）を活用したネットワークを構築するとともに、以下の取組により情報収集・分析を効果的に行う。</p> <p>① 2023 年ラグビーワールドカップ及び 2024 年夏季オリンピック・パラリンピック大会開催国であるフランスの政府系スポーツ機関である国立スポーツ体育研究所（INSEP）と継続的な連携を図るため、連携内容を見直し、協定の再調印を行う。</p> <p>また、諸外国の政府系スポーツ機関等関係者の日本訪問等に、各種ミーティングを行い、情報収集を行う。</p> <p>② 各国の 2020 年東京大会事前合宿の機会を活用した地方公</p> | <p>の政策・施策の立案過程において、有効に活用されたのかを調査し、毎年度 80%以上から「有効な情報である・やや有効な情報である」などの高評価を得る。</p> <p><その他指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JSN や国内外の関係機関等からの情報収集に当たっては、国内外の最新情報を入手するため、論文検索、国内外の研究者からの聞き取り、海外専門誌の翻訳等、様々な方法で行い、最低でも毎週 2 件の情報入手を目標とすることを指標として設定した。 ・JSC が収集・分析した情報が提供先で有効に活用されるためには、ニーズに合致していることや有効に活用されるような工夫がなされていることが、非常に重要である。一方、これまでにこのような調査を行ったことがないため、同種の調査(5 段階評価)実績の水準を踏まえ、指標として設定した。 | <p>た情報を、スポーツ庁及び地方公共団体（639 団体）に対して、メールやプロジェクト活動、セミナー、定期会合等を通じて提供した。</p> <p><有用な情報の条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・整合性（スポーツ基本計画や地方公共団体の政策課題と関係性や親和性が認められる情報） ・希少性（限られたネットワークでしか得られない情報） ・新規性（今後の政策・施策の軸となりうる取組や動向に関する情報） ・専門性（情報の背景や文脈、詳細を踏まえた深い分析が行えること） <p>これらの条件を満たす原理原則として、以下を設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼性（収集した情報の確度が評価・説明可能であること） ・即時性（最新の情報が定期的に収集されていること） ・適時性（時機に応じた適切な情報の提供が可能であること） <p>I 評価指標に関する実績</p> <p>1. スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する最新の取組や動向等に係る情報の収集</p> <p>スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する最新の取組や動向等に係る国内外の最新情報について、設定した条件を満たす 544 件の情報（公開情報；364 件、人的情報；180 件）を収集した。</p> <p>2. 提供した情報に関する有効性</p> <p>JSC が提供した情報の対象機関における政策・施策の立案過程での活用状況及び有効性について、スポーツ庁においては半構造化インタビューによるヒアリング調査（対象 6 名）を行った。地方公共団体においては、メールにより提供した情報については JSN に加盟する地方公共団体（639 団体）のうち無作為に抽出した 126 団体（20%）を、共催事業やセミナー・フォーラムを通じて提供した情報については活動に参加した全ての地方公共団体（111 団体）を対象とした質問紙法によるアンケート調査を実施した。</p> <p>スポーツ庁の調査では、対象者全員（100%）が情報の専門性、正確性、即時性及び広範性において有効であったと評価し、提供された情報を欧州評議会での対応、独自に収集した情報の精度確認、自治体連携などの施策展開の参考、政策立案の根拠・補完、資料作成、議員・議会対応などにおいて活用した。</p> <p>地方公共団体の調査では、共催事業やセミナー等で提供された情報については参加団体の 88.9%が有効であったと評価した。特に、参加団体のうち新たなスポーツ政策の立案に関心がある又はそれに取り組んでいる団体では 90.6%が有効であったと評価した。しかし、メールで提供した情報については、有効と評価した団体は 45.7%（政策立案「取組中」及び「関心あり」と回答した団体では 51.4%）に留まった。これら提供した情報の活用状況は、職員個人の知識の習得が多く、部局内での共有や企画立案が挙げられた。</p> | <p>庁をはじめとした関係機関の政策・施策の立案過程において有効に活用されたのかを調査した結果、スポーツ庁では 100%、JSN のセミナーや共催事業に参加した地方公共団体では 88.9%（このうち新規の政策立案に取組中又は関心ある自治体では 90.6%）であり、目標水準以上の成果を挙げている。</p> <p>年度計画に定めた各業務の取組状況については、全ての業務を着実に取り組み、スポーツ庁や地方公共団体に対して、国内外の関係機関とのネットワークや連携等を通じて収集・分析した今後のスポーツ政策の立案に資する情報を提供した。また民間企業や海外スポーツ団体との連携によるスポーツを通じた地域活性化のための新規モデル事業を開発・実施し、参加自治体のスポーツ政策の充実及び自治体内の関係組織間の連携を促進させた。</p> <p>平成 30 年度におけるこれら業務の遂行において得られた、従来にない先進的な又は革新的な新規の取組や連携基盤・体制の創設・実施、又は国内外に広く活用可能な情報媒体やモデルの開発・展開は定性的に優れた効果である。</p> <p>具体的には、世界に先駆けてフランスと 2024 年までの MOU を締結し、長期的な連携体制を構築し、2020 年東京大会後の我が国の持続的な国際競技力向上を推進するための連携基盤を創設した。これにより、今後、二国間の競技団体間のアスリート・コーチ交流、スポーツ医・科学研究・開発やハイパフォーマンススポーツ拠点のマネジメント、</p> | <p>事項の欄に示す点について、更なる改善を期待したい。</p> <p>なお、自己評価では「A」評定であるが、有用であると思われる情報の収集数が目標を大きく上回っているものの、関係機関への有効性アンケート調査の結果は 88.9%（年度計画において定めた目標値の 111%増）程度に留まるなど、「A」評定とするに足りる所期の目標を上回る成果の創出や進捗が認められるとまでは言えないため、「B」評定とした。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ庁に対する調査の結果、JSC から提供された情報が有効であったとの回答が 100%とされているが、さらなる改善を強く期待しており、収集・分析すべき情報について事前にニーズを確認し、適切なタイミングで提供するなど対応が望まれる。 ・地方公共団体に対してメールで提供した情報については、有効と評価した団体が 45.7%であり、メールでの情報発信方法によっては、その有効な活用策を伝えきれていない場合もあると考えられる。今後はメール送付の際においても、配信情報の活用方策や関連 |
|--|--|--|---|--|--|---|

| | | | | | |
|---|--|---|--|--|--|
| <p>て、メール配信や SNS の活用などの多様な方法により提供する。また、提供した情報が提供先でどの程度活用されているかを把握し、より一層の効果的な活用が可能となるよう戦略的な提供方法を検討する。</p> | <p>(2) スポーツに関連する国際機関によるプロジェクト等を通じて、スポーツを通じた地域活性化や国際社会の調和ある発展への貢献に関する情報を交換できる人的ネットワークを構築し、最新の取組・動向に関する情報を収集し、分析する。</p> <p>(3) JSC ロンドン事務所を活用して在英邦人機関との連携や欧州のスポーツ機関との情報交換を行うとともに、新たなスポーツ機関や関係者とのネットワークの構築を進める。また、今後の海外拠点の在り方について、平成 32 年度末までに検討する。</p> <p>(4) スポーツ国際戦略のアジア展開プラットフォームとしてのアジアスポーツ研究強化拠点連合 (ASIA) に参画し、情報交換の場として有効に活用できるよう、アセアン諸国をはじめとするアジア各国のスポーツ機関と国内スポーツ機関との連携活動を支援する。</p> | <p>共同体との連携によるスポーツ参加促進のためのプロジェクト構築に向けたベストプラクティスを創出するため、MOU 締結国と連携する。</p> <p>(2) 国連機関、国際団体等と連携・運動しながら、「スポーツと持続可能な開発 (SDGs)」に関する共通指標の開発等に取り組むなど、国際協力分野においてスポーツを通じた国際社会の調和ある発展を国内外に普及させていく。</p> <p>(3) ロンドン事務所では在英邦人大使館をはじめとする在英邦人機関と連携し、2019 年ラグビーワールドカップ及び 2020 年東京大会に向けた活動支援を通じて我が国のスポーツに対する取組を広く発信する。また、英国内外のスポーツ機関との継続的な情報交換及び新規ネットワーク構築に努める。</p> <p>(4) アジアスポーツ研究強化拠点連合 (ASIA) のチェアとして、当該組織の戦略立案と、基盤整備・成長を牽引するとともに、合同合宿、アジア大会及びアジアコングレスの開催等の機会を通して、組織の認知向上、メンバーシップ拡大を図る。また、当該プラットフォームを活用して、国内スポーツ機関とアジア</p> | <p>II 定性評価を含む具体的な取組実績</p> <p>1. ポスト 2020 を見据えたフランスとの協力体制の構築</p> <p>ラグビー W 杯 2023 及び 2024 年パリ大会の開催地であるフランスと、フランススポーツ大臣同席の下 2024 年までの組織間の連携協力に関する覚書 (MOU) を締結した。これにより、二国間の競技団体間のアスリート・コーチ交流、スポーツ医・科学研究・開発やハイパフォーマンススポーツ拠点のマネジメント、スポーツ・インテグリティ等に関する情報交換、及び 2022 年北京大会と 2024 年パリ大会の準備に関する相互協力等を行うことが可能となった。フランスが複数年にわたる MOU を締結しているのは日本のみである。</p> <p>2. アジア交流促進における日本のイニシアチブ</p> <p>2018 年インドネシアアジア競技大会において、日本及びアジア諸国の交流を促進するための国際交流拠点 (OASIS) を民間企業との連携により初めて開設・運営した (アジア初の取組)。大会期間中アジアの 19 か国・地域から政府・政府系スポーツ機関、スポーツ統括団体、競技団体、国際組織、民間企業、メディア等の関係者 700 名以上が来場し、日 ASEAN 「女性スポーツ関係者による対話会議」(スポーツ庁) を始め、今後の連携に関する交流が行われた。利用者の 87% が OASIS を有益と回答し、日本のリーダーシップを評価した。また、本取組は国内 36 社で報道された。</p> <p>3. 国際的スポーツ SDGs 領域における日本のイニシアチブの推進</p> <p>スポーツを通じた SDGs の推進は国際的な政策課題であり、我が国にとっても重要事項である。その推進には地方公共団体を始め NPO/NGO 等の多くの団体の取組推進が不可欠であるが、方法論やマネジメント手法が障壁となっている。そこで、この課題解決を図るために、スポーツを通じた SDGs マネジメント手法に関する実用的ガイドブック開発プロジェクトを JSC が主導して立ち上げた。このプロジェクトの趣旨に UNESCO や IOC 等からの賛同・協力が得られ、世界初となる開発予定の総合的実用的ガイドブックは 50 か国以上での活用が見込まれる。</p> <p>また JSC はスポーツ庁と連携の上、スポーツの SDGs への貢献指標を開発する国際的プロジェクト (第 6 回体育・スポーツ担当大臣等国際会議: MINEPS VI で採択されたカザン行動計画の Action2 の具体化) の運営委員会 (世界から 11 組織が参画) のメンバーとなり、日本を代表してその活動を通して国際政策上日本のプレゼンスを高めている。この指標は完成後、CIGEPE (体育とスポーツに関する政府間委員会) 等で採択された後 MINEPS VII、UNESCO 総会等を通じて世界的に活用されることとなっている。</p> <p>4. ロンドン事務所による我が国のスポーツに対する取組の発信等</p> <p>在英邦人大使館をはじめとする在英邦人機関及び英国スポーツ機関が開催するシンポジウムやセミナー等において日本のスポーツに関する情報提供や我が国スポーツ関係者を講師として照会することを通して、我が国のスポーツに関する取組を広く発信した。また、我が国の要人及びスポーツ関係者の来英に際して、オリンピック・パラリンピックレガシーに関する情報提供や関係施設の視察の調整を行った。</p> | <p>スポーツ・インテグリティ等に関する情報交換、及び 2022 年北京大会と 2024 年パリ大会の準備に関する相互協力等が実施される。フランスが複数年にわたる MOU を締結しているのは日本のみである。我が国以外にこのようなフランスとの協力体制を構築している諸外国は現時点では存在せず、優れた成果であると評価できる。</p> <p>また、2018 年インドネシアアジア競技大会において、アジア内で初となる日本とアジア諸国の交流を促進するため JSC が主導して民間企業と連携して設置・運営し、700 名を超えるアジア諸国と日本の関係者の交流を促進させ、アジア諸国とのネットワークを拡大するとともに、アジア各国から日本のリーダーシップについて高い評価を得たことは、優れた成果と評価できる。</p> <p>さらに、UNESCO や IOC 等からの賛同・協力の下、世界初の「スポーツを通じた SDGs マネジメント手法に関する実用的ガイドブック開発プロジェクト」を JSC が主導して創設し、国際機関との新規の連携体制を創設した。加えて、スポーツの SDGs への貢献指標を開発する国際的プロジェクト (第 6 回体育・スポーツ担当大臣等国際会議) の運営委員会メンバーとして参画した。これらプロジェクトを通して開発されるガイドブックや指標は、第 7 回体育・スポーツ担当大臣等国際会議、UNESCO 総会等を通じて、世界的に活用される見込みであり、現時点での優れた成果である。</p> <p>2020 年以降、本格的な人口</p> | <p>団体との連携の可能性などの情報を加えるなどし、自治体レベルでも有益な情報となる様、工夫・改善する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集・分析した情報については、スポーツ庁、地方公共団体への提供はなされておらず、スポーツ団体への提供はなされていないため、今後、スポーツ団体とのネットワークを構築した上で、スポーツ団体へも戦略的・効果的な提供を行う必要がある。 ・JSC によって提供された情報をもとに、各機関がより実際の企画立案及び活動に繋げられるよう期待する。 ・スポーツを通じた SDGs マネジメント手法に関する実用的ガイドブック開発プロジェクトの更なる推進を期待するとともに、多くの地方公共団体等がスポーツを通じた SDGs の推進に必要となる支援を実施することに期待する。 <p><その他事項></p> |
|---|--|---|--|--|--|

| | | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|--|
| | <p>(5) 地方公共団体との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK）に基づく取組として、スポーツ参加促進やスポーツを通じた地域活性化に関する国内外における最新の取組・動向に関する情報提供を行うとともに、参加自治体と協力・連携して、新規モデル事業の試行やスポーツ政策に関する調査研究を行うなど、地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働を推進する。</p> <p>(6) 子供や女性、障害者、高齢者のスポーツ参加促進、及びスポーツ未実施者等のスポーツ参加促進、スポーツを通じた国際交流・国際貢献等に関する最新の情報をウェブサイト、学術誌等の公開情報及び国際機関とのメール等によるコミュニケーションにより収集し、その特徴や傾向を分析する。</p> | <p>ア各国のスポーツ機関との連携活動の促進を支援する。</p> <p>(5) 地方公共団体との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK（以下「JSN」という。））に基づく取組として、参加している地方公共団体へのメール配信やセミナーの開催等により、スポーツ参加促進やスポーツを通じた地域活性化に関する国内外における最新の取組・動向に関する情報提供を行うとともに、地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働の推進に資するため、参加している地方公共団体と協力・連携して、新規モデル事業の試行やスポーツ政策に関する調査研究を行う。</p> <p>(6) 生涯にわたるスポーツ実施の阻害要因を踏まえたスポーツ参加の脱落防止や継続促進に関わる情報、働き世代や子育て世代等、ライフスタイルやライフイベントにおいてスポーツ参加が困難なスポーツ未実施者のスポーツ参加に関わる情報、国内外におけるスポーツを通じた社会活性化や国際交流・国際貢献等に関する情報を収集し、その特徴や傾向を分析する。</p> <p>情報の収集に当たっては、ウェブサイト、国内外各種メディア、学術誌、ソーシャルメディア等の</p> | | <p>5. 新たなスポーツ参加促進施策の開発・展開のためのエビデンスの整備 2020年以降、本格的な人口減少を迎える我が国において、国民のフィジカルリテラシー獲得は今後の生涯スポーツ参加の礎となる新たな政策概念であり、これに係るエビデンスを充実させる必要があることから、子供のフィジカルリテラシー獲得に関する家庭環境に関するオンラインパネル調査（n=1,000）を実施した（国内初）。この調査結果は、新規のスポーツ参加促進施策の開発及びスポーツ未実施者の真の阻害要因を特定し、それに基づき戦略・施策を策定・開発・実行するインサイト施策の開発・展開を推進するエビデンスである。</p> <p>6. 地方公共団体におけるスポーツ政策革新の創出 人口減少・高齢化時代における国民の健康保持・増進及び地域社会の発展のために自治体のスポーツ政策の充実・推進は極めて重要である。しかし慢性的な財源難や人員・時間不足、業務負担等の障壁を抱える自治体では新規事業の創設率は30%と低く、今後の時代に応じたスポーツ政策革新が進んでいない。JSNでは福岡県と連携し、県内全市町村（60団体）の職員を対象とした研修会（福岡スポーツ政策イノベーションカレッジ）を開催し、自治体のスポーツ政策の意義や政策革新の必要性、現行のスポーツ政策の課題と改善点等に関する情報提供及び新規事業開発への協力・支援を行った。令和元年度のスポーツ予算要求において53%の自治体（32団体）が新規事業を創設し、47%（28団体）が既存事業の拡充を実現した（予算総額：58,386千円）。</p> <p>7. 地方公共団体へのスポーツ情報の提供及び連携・協働の推進 女性や子供のスポーツ参加促進やスポーツを通じた地域活性化等に係る国内外の最新取組やエビデンスに関する情報をメール配信やセミナー等を通じてJSNに参画する地方公共団体に提供した。また、スポーツ未実施者の参加促進及びスポーツを通じた共生社会の推進のための新規モデル事業として、民間企業及びオランダオリンピック委員会・スポーツ連合と連携し、睡眠とスポーツを組み合わせたスポーツ参加促進プロジェクト及びスポーツを通じた共生社会推進プロジェクトを開発し、地方公共団体7団体において施行した。これらのモデル事業を通じて地域スポーツ政策におけるスポーツ未実施者の参加促進施策の重要性の理解並びに自治体内のスポーツ団体及び障がい者支援関係団体間の連携が促進された。</p> <p>平成30年度末においてJSNへの加盟地方公共団体は691団体（国内全自治体数の39.7%。平成29年度：615団体）であり、スポーツ政策領域において国内最大規模の自治体ネットワークとなっている。平成30年度、JSNにおける共催事業やセミナー・フォーラム等に参加した自治体は111団体であり、平成29年度比で加盟自治体は76団体増、各事業への参加自治体は22団体増であり、確実にネットワークの拡大及び事業への参加の増大が図られている。</p> <p>8. 国際スポーツ界の最新の取組・動向に関する情報の収集・分析等 国際競技連盟の本部が集まるスイス・ローザンヌに設置した活動拠点を活用して、国際競技連盟や世界オリンピックシティ連合、スポーツ</p> | <p>減少を迎える我が国において、国民のフィジカルリテラシー獲得は今後の生涯スポーツ参加の礎となる新たな政策概念であり、これに係るエビデンスを国内で初めて収集した。このエビデンスは、今後の新規のスポーツ政策・施策の立案に活用されるものであり、優れた成果と言える。</p> <p>全国平均30%という難易性の高い自治体における政策革新（新規事業の創設又は既存事業の拡充）において、福岡県内自治体（60団体）に対してJSCが収集・分析した情報の提供及び新規事業開発への協力・支援を通して、令和元年度のスポーツ予算要求において53%の自治体（32団体）が新規事業を創設し、47%（28団体）が既存事業の拡充を実現したことも優れた成果である。</p> <p>加えて、JSN加盟地方公共団体は、平成30年度において691団体と平成29年度と比べて76団体増加し、国内全自治体の39.7%が加盟するスポーツ政策領域における国内最大規模の自治体ネットワークに拡大したことも優れた成果である。</p> <p>以上のとおり、中期目標に定める定量的目標水準以上の成果を挙げていること、また、年度計画に定めた全ての業務を着実に遂行し、かついくつかの業務においては定性的に優れた成果を挙げていると評価できることから、A評価とする。</p> <p><課題と対応> 地方公共団体においては、</p> | |
|--|---|---|--|--|--|--|

| | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|
| | <p>(7) 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会及び国際競技連盟が発行する機関誌等により国際スポーツ界における最新の取組・動向に関する情報を収集し、分析する。</p> <p>(8) 収集・分析した情報をデータベース化するとともに、スポーツ関係者や地方公共団体関係者を対象としたメールリスト及びフェイスブック等を活用し、最新情報を適時提供する。</p> <p>(9) スポーツ庁との定期的な会議やスポーツ庁が設置する有識者会議、JSCが開催するセミナー等の中で収集・分析した情報を提供する。</p> | <p>公開情報を活用するほか、国内外会議・ミーティング・学会等での調査・情報収集を行う。また、スポーツ参加促進等に関わる施策の実効性を高めるための真因（インサイト）調査を行う。</p> <p>(7) オープンソース及び国際イベント等において、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟等の国際スポーツ界の最新の取組・動向に関する情報を収集・分析する。</p> <p>各国の国際力を比較検証するための評価指標開発に向け、各国の国際競技連盟等役員ポスト保持者数及び国際イベント開催数に関する情報を収集・分析し、データベース化するとともに、スポーツ庁等に分析結果を提供する。</p> <p>(8) 上記(1)から(7)までの活動を通して年間100件以上の情報を収集・分析する。収集・分析した情報は、メール等の媒体を通じて、スポーツ関係者や地方公共団体関係者、JSC内関係部署等に対して適時提供する。また、スポーツ庁との定期的なミーティング（国際スポーツラウンジ等）において国際スポーツ機関の動向に関する情報提供を行うとともに、スポーツ国際戦略の策定及び推進に寄与</p> | | <p>ビジネス関係企業、国際スポーツアカデミー等の国際スポーツ関係機関とネットワークを構築し、国際スポーツイベント招致・開催に関する国際的な最新動向に関する情報を収集し、スポーツ庁や JSN に提供した。</p> | <p>メールにより提供した情報について、職員個人の知識向上や日常業務、企画立案に活用されていたが、さらなる活用方法が分からないという団体もあり、今後の課題である（地方公共団体アンケート調査より）。</p> | |
|--|---|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|--|--|--|
| | <p>(10) 提供した情報が提供先でどの程度活用されているかをアンケート調査等により把握し、その結果を踏まえてより効果的な情報提供の方法を検討する。</p> | <p>することを目的に、スポーツ庁が設置する有識者会議や部会等で情報提供を行う。</p> <p>(9) 提供した情報が提供先でどの程度活用されているか、スポーツ庁や地方公共団体、スポーツ関係団体等を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施し、80%以上から「有効な情報である・やや有効な情報である」などの高評価を得る。また、その結果を踏まえてより効果的な情報提供の内容や方法を検討する。</p> <p>【I-7 共通的事項】 上記の1から6までに掲げる各事業について、国民の理解促進及び業務の透明性確保の観点から、マスメディア、ホームページ及びソーシャルメディア等を活用し、適時適切な情報発信を展開する。</p> | | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|--|--|--|

| |
|------------|
| 4. その他参考情報 |
| 特になし |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-----------------------------|-------------------|----------------------|
| II | 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和元年度行政事業レビュー番号：0328 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | |
|---------------|-----------------|--------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|--|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | （参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報 | |
| 一般管理費と事業費の削減率 | 最終年度において△5.0%以上 | 4,036,948 千円 | △2.47% | | | | | | |
| 人件費の削減率 | 最終年度において△5.0%以上 | 3,436,645 千円 | △1.05% | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---------------------------------|--|--|------|-----------|------------------------|------------------------|------------------------------|-------|---------|---------|----------|------|-----------|-----------|-------|----------|---------|---------|----------|----------|-----------|-----------|-------|---------|---------|---------|----------|------------|--------|--------|-----------|-------------|---------|---------|-----------|----------------|---|---|---|-----------------|---------|---------|-----------|------|-----------|-----------|-------|-----------------------|--|--------|---|--|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 主務大臣による評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 業務実績 | | 自己評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>業務運営に関しては、業務の質の確保に留意しつつ、事業の見直し・効率化を進め、一般管理費及び事業費については、中期目標期間の最終年度において、平成 29 年度比 5% 以上の削減を図る。また、人件費については、中期目標期間の最終年度において、平成 29 年度比 5% 以上の削減を図る。</p> <p><具体的な取組> ・毎年度、既存業務の点検・評価を行い、事業の見直し・効率化を行うとともに、</p> | <p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>2020 年東京大会等の大規模国際大会が我が国で開催されることを踏まえ、JSC を取り巻く状況の変化に対応しつつ、業務の質の確保に留意し、業務運営や組織体制を見直すことにより、一般管理費と事業費の合計及び人件費について、中期目標期間の最終年度において、それぞれ平成 29 年度比 5% 以上の削減を図る。</p> <p>(1) 毎年度、既存業務の必要性・効率性・有効性について点検・評価を行い、業務の見直し・効率</p> | <p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>一般管理費と事業費の合計及び人件費について、中期計画に定めた削減率の達成を目指すため、以下の取組により業務の効率化を推進する。</p> <p>(1) 既存業務の必要性・効率性・有効性について、業務実績に関する主務大臣の評価結果や国の政</p> | <p><主な定量的指標> 特になし</p> | <p><主要な業務実績> 1. 一般管理費及び事業費の削減状況</p> <p>一般管理費及び事業費の合計について、業務の見直し・効率化を行ったこと等により、基準となる平成 29 年度に対して△2.47%となり、目標（第 4 期中期目標期間最終年度において 5%以上削減）の達成に向けて着実に削減した。</p> <p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H29 年度 予算 (A) ※1</th> <th>H30 年度 実績 (B) ※1</th> <th>増減率 (%) (B-A) ÷ A ×100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>267,840</td> <td>318,520</td> <td>※2 18.92</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>3,769,108</td> <td>3,554,635</td> <td>△5.69</td> </tr> <tr> <td>国立競技場運営費</td> <td>466,240</td> <td>437,238</td> <td>※3 △6.22</td> </tr> <tr> <td>JISS 運営費</td> <td>1,621,443</td> <td>1,576,940</td> <td>△2.74</td> </tr> <tr> <td>NTC 運営費</td> <td>668,561</td> <td>869,970</td> <td>※4 30.13</td> </tr> <tr> <td>国立登山研修所運営費</td> <td>53,772</td> <td>34,011</td> <td>※5 △36.75</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興基金事業費</td> <td>484,762</td> <td>254,907</td> <td>※6 △47.42</td> </tr> <tr> <td>スポーツ活動環境公正化事業費</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>スポーツ及び健康教育普及事業費</td> <td>474,330</td> <td>381,569</td> <td>※7 △19.56</td> </tr> <tr> <td>小計…①</td> <td>4,036,948</td> <td>3,873,155</td> <td>△4.06</td> </tr> <tr> <td>代々木競技場休業に伴う運営費減少影響額…②</td> <td></td> <td>64,264</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> | | | 区分 | H29 年度 予算 (A) ※1 | H30 年度 実績 (B) ※1 | 増減率 (%) (B-A) ÷ A ×100 | 一般管理費 | 267,840 | 318,520 | ※2 18.92 | 業務経費 | 3,769,108 | 3,554,635 | △5.69 | 国立競技場運営費 | 466,240 | 437,238 | ※3 △6.22 | JISS 運営費 | 1,621,443 | 1,576,940 | △2.74 | NTC 運営費 | 668,561 | 869,970 | ※4 30.13 | 国立登山研修所運営費 | 53,772 | 34,011 | ※5 △36.75 | スポーツ振興基金事業費 | 484,762 | 254,907 | ※6 △47.42 | スポーツ活動環境公正化事業費 | - | - | - | スポーツ及び健康教育普及事業費 | 474,330 | 381,569 | ※7 △19.56 | 小計…① | 4,036,948 | 3,873,155 | △4.06 | 代々木競技場休業に伴う運営費減少影響額…② | | 64,264 | - | <p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>業務の効率化などの取組により、基準となる平成 29 年度に対し一般管理費及び事業費については 2.47%削減、人件費については 1.05%削減となり、最終年度における目標達成に向けて着実に削減を進めた。</p> <p>共同調達を実施することにより、経費削減を実現したとともに、平成 30 年度調達等合理化計画については、重点的に取り組むべき課題について、全て実施した。</p> <p>一般管理費及び事業費の削減については、共同調達を実施することにより、経費削減を実現したほか、事務処理効率化のため、他法</p> | <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項> -</p> <p><その他事項></p> |
| 区分 | H29 年度 予算 (A) ※1 | H30 年度 実績 (B) ※1 | 増減率 (%) (B-A) ÷ A ×100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費 | 267,840 | 318,520 | ※2 18.92 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務経費 | 3,769,108 | 3,554,635 | △5.69 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国立競技場運営費 | 466,240 | 437,238 | ※3 △6.22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| JISS 運営費 | 1,621,443 | 1,576,940 | △2.74 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| NTC 運営費 | 668,561 | 869,970 | ※4 30.13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国立登山研修所運営費 | 53,772 | 34,011 | ※5 △36.75 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スポーツ振興基金事業費 | 484,762 | 254,907 | ※6 △47.42 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スポーツ活動環境公正化事業費 | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スポーツ及び健康教育普及事業費 | 474,330 | 381,569 | ※7 △19.56 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計…① | 4,036,948 | 3,873,155 | △4.06 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 代々木競技場休業に伴う運営費減少影響額…② | | 64,264 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p>平成 31 年度までに他法人と共同した物品の調達などの間接業務の共同実施について検討する。</p> <p>・「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定)に準じ、業務の効率化等を図るため、平成 31 年度までに電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど費用対効果も含めて業務の効率化について検討する。</p> <p>・理事長によるガバナンスの点検や必要な助言を受けるため、外部有識者で構成する「運営点検会議」を毎年度 3 回実施し、その結果を業務運営及び組織の見直しに活用する。</p> <p>・一般管理費及び事業費(新規に追加される業務に係る経費を除く。)については、毎年度既存業務の点検・評価等を通じて効率化を進める。</p> <p>・給与水準については、毎年度国家公務員の水準を十分に考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき策定する「調達合理化計画」の取組を着実に実施</p> | <p>化を行う。</p> <p>(2) 他法人との消耗品等の共同調達をはじめ、間接業務の共同実施について、平成 31 年度末までに費用対効果や実現可能性等、様々な観点からの検討を行い、他法人との調整等が整ったものから、順次実施することにより事務の効率化を図る。</p> <p>(3) 「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定)に準じ、業務の効率化を図るため、平成 31 年度末までに法人全体に共通する業務について優先的に電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど、費用対効果をはじめとして実現可能性を検証し、その結果を踏まえて実施する。</p> <p>(4) 理事長のガバナンス等に関する点検や必要な助言を受けるため、外部有識者で構成する「運営点検会議」を毎年度 3 回実施し、内部統制の推進状況や課題と業務の取組状況について意見交換を行うとともに、その結果</p> | <p>策・施策の動向等を踏まえて点検・評価を行い、業務の見直し・効率化を行う。</p> <p>(2) 他法人とコピー用紙の共同調達を実施する。また、間接業務の共同実施については、既に取り組んでいる独立行政法人にヒアリングすることなどにより、実施が可能な対象業務、費用対効果、具体的な方法等について検討を行い、実施が可能か判断するための基礎情報を整理する。</p> <p>(3) 事務処理の効率化を図ることを目的として、電子決裁システムの導入を検討するため、既に導入している他法人等へのヒアリング、製品調査等の情報収集、課題の洗い出し、システムに求める機能等の整理を行い、導入の可否を判断するための準備を進める。また、法人全体に共通する業務のうち ICT 化できるものを洗い出し、効率化に資する方策を検討し、実現可能性を検証するための情報収集を行う。</p> <p>(4) 外部有識者で構成する「運営点検会議」を年 3 回実施し、内部統制の推進状況や課題、業務の取組状況等についても議題に取り上げて意見交換を行うとともに、その結果を法人の業務運営及び</p> | | <table border="1" data-bbox="1003 116 1626 172"> <tr> <td>※8</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②)</td> <td></td> <td>3,937,420</td> <td>△2.47</td> </tr> </table> <p>※1 運営費交付金の特殊経費分や新規に追加された業務等の経費は含まない。</p> <p>※2 一般管理費の増は、予算配分の見直しに伴うものである。</p> <p>※3 国立競技場運営費の減は、国立代々木競技場の通年休業に伴い経費が減少したことによるものである。</p> <p>※4 NTC 運営費の増は、予算配分の見直しに伴うものである。</p> <p>※5 国立登山研修所運営費の減は、業務の見直しを行ったことに伴うものである。</p> <p>※6 スポーツ振興基金事業費の減は、競技強化支援事業費の減によるものである。</p> <p>※7 スポーツ及び健康教育普及事業費の減は、業務の見直しを行ったことに伴うものである。</p> <p>※8 代々木競技場運営費について、平成 29 年度は 9 か月休業、平成 30 年度は 12 か月休業であるため、3 か月分に当たる 64,264 千円を休業による自然減として影響額を考慮するものである。</p> <p>2. 人件費の削減状況</p> <p>人件費について、人員配置の見直しや、平成 30 年度に策定した人員計画に基づき業務効率を勘案しつつ採用抑制を行ったことにより、基準となる平成 29 年度に対して△1.05%となり、目標(第 4 期中期目標期間最終年度において 5%以上削減)の達成に向けて着実に削減した。</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="1003 786 1626 890"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H29 年度 予算 (A)</th> <th>H30 年度 実績 (B) ※1</th> <th>増減率 (%) (B-A) ÷ A) × 100 ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費(事業系・管理系)</td> <td>3,436,645</td> <td>3,400,590</td> <td>△1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 運営費交付金の特殊経費分のうち、基準となる平成 29 年度予算に計上されていないものは含まない。</p> <p>※2 組織、業務の見直しに伴う人員配置の見直し、及び中期目標期間最終年度の人件費削減目標を見据えた人員計画に基づき、業務効率を勘案しつつ採用抑制を行ったことによるものである。</p> <p>3. 業務効率化の取組について</p> <p>(1) 平成 30 年 4 月 25 日に役員決定した「第 4 期中期目標期間における業務の考え方」に基づき、既存業務の必要性・効率性・有効性の観点から点検を行い、結果を令和元年度計画の策定時に活用した。</p> <p>(2) (独)国立美術館及び(独)日本芸術文化振興会と共同調達に関する協定書(平成 30 年 1 月 26 日付け)を締結し、「平成 30 年度コピー用紙の供給」の共同調達を実施し、経費削減を実現。また、他の間接業務の共同実施については、公開情報を基に既に取り組んでいる独立行政法人を選出の上、ヒアリング調査を行った。</p> <p>[参考] コピー用紙の共同調達による経費削減額</p> <table border="1" data-bbox="1066 1366 1552 1430"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>削減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A3 用紙</td> <td>1,374 円/箱</td> <td>1,361 円/箱</td> <td>△13 円/箱</td> </tr> </tbody> </table> | ※8 | | | | 合計 (①+②) | | 3,937,420 | △2.47 | 区分 | H29 年度 予算 (A) | H30 年度 実績 (B) ※1 | 増減率 (%) (B-A) ÷ A) × 100 ※2 | 人件費(事業系・管理系) | 3,436,645 | 3,400,590 | △1.05 | 年度 | H29 年度 | H30 年度 | 削減額 | A3 用紙 | 1,374 円/箱 | 1,361 円/箱 | △13 円/箱 | <p>人へのヒアリングを複数回実施し、有益な情報を収集するとともに、その実施の可否検討に向けた取りまとめを行った。</p> <p>また、運営点検会議を着実に実施し、内部統制の推進状況や組織の課題、業務の取組状況等への意見を踏まえた取組を行うとともに、平成 30 年度調達等合理化計画については、重点的に取り組むべき課題について、全て実施した。</p> <p>内部規程については、網羅的かつ効率的に見直すため、「内部規程一覧」及び「効率的な見直しのための 2 か年の作業計画」を作成し、令和元年度から 2 か年での見直しに向けた準備を着実に実施した。</p> <p>資産の適切かつ効率的な管理を行うため、規程等の見直し、研修会及び体制を見直した。</p> <p>以上のとおり、所期の目標を達成したことから、B 評価とする。</p> <p><課題と対応></p> <p>一般管理費及び事業費の削減については、休業施設の営業再開や 2020 年東京大会開催などに係る業務量の増も踏まえつつ、引き続き業務の効率化のための取組を行っていくことが必要である。</p> <p>人件費の削減については、中長期的視野に立った人員計画に基づく人員管理を行いつつ、業務達成のための適切な人員配置を行っていく必要がある。</p> <p>調達については、引き続き、平成 27 年 5 月総務大臣決定「独立行政法人における調達等合理化の取組の推</p> | |
|--|---|--|--------------------------------------|---|----|--|--|--|----------|--|-----------|-------|----|------------------|------------------------|--------------------------------------|--------------|-----------|-----------|-------|----|--------|--------|-----|-------|-----------|-----------|---------|---|--|
| ※8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 (①+②) | | 3,937,420 | △2.47 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | H29 年度 予算 (A) | H30 年度 実績 (B) ※1 | 増減率 (%) (B-A) ÷ A) × 100 ※2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人件費(事業系・管理系) | 3,436,645 | 3,400,590 | △1.05 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | H29 年度 | H30 年度 | 削減額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A3 用紙 | 1,374 円/箱 | 1,361 円/箱 | △13 円/箱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての内部規程等を確認し、業務が非効率となっている又は実態に即していない規程を平成 32 年度末までに見直すことにより、業務の効率化と適正化を図る。 ・資産の適切かつ効率的な管理のために、毎年度 1 回の研修を実施するとともに、内部監査の結果を踏まえながら、効率的な業務運営が可能となる体制を整備する。 | <p>を業務運営及び組織の見直しに活用する。</p> <p>(5) 業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び事業費（新規に追加される業務に係る経費を除く。）について、事業の見直しを進めるなどにより、中期目標期間を通じて効率化を進める。</p> <p>(6) 人件費（法律等により新規に追加される業務に係る経費を除く。）について、事業の見直しを進めるなどにより、中期目標期間を通じて効率化を進める。</p> <p>(7) 給与水準については、国家公務員の水準を十分に考慮し、毎年度、当該給与水準について検証を行い、適正な水準を維持するとともにその検証結果や取組状況をホームページに公表する。</p> <p>(8) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事</p> | <p>組織の見直しに活用するため、運営点検会議で出された意見、指摘については、内部統制委員会や役員会等において審議し、見直しに向けての取組を実施する。</p> <p>(5) 中期目標における重要度、難易度を考慮した上で、既存業務の点検・評価等による業務の見直しを行い、2020 年東京大会等の大規模国際大会が我が国で開催されることを踏まえ、一般管理費及び事業費を効率的に執行する。</p> <p>(6) 平成 30 年度中に策定する人員計画に基づき人件費管理を行う。</p> <p>(7) 給与水準については、国家公務員の水準を十分に考慮した上で、法人の給与水準の検証を行い、必要な場合は制度等の見直しを行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況をホームページに公表する。</p> <p>(8) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとする。調達に当たっては、原則として一般</p> | | <table border="1" data-bbox="1064 119 1556 151"> <tr> <td>A4 用紙</td> <td>1,145 円/箱</td> <td>1,135 円/箱</td> <td>△10 円/箱</td> </tr> </table> <p>(3) システムベンダーや既に電子決裁等を導入している三つの独立行政法人に対してヒアリング調査を行い、導入のメリット・デメリットや費用対効果等、今後の実現可能性の検証に資する情報を収集した。</p> <p>(4) 「運営点検会議」を下記のとおり開催し、理事長によるガバナンスの点検や必要な助言を受けるとともに、JSC が抱える課題等について意見を受け、法人運営に活用した。</p> <table border="1" data-bbox="1064 406 1624 933"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>日付</th> <th>議題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 回</td> <td>H30 年 6 月 16 日</td> <td>・ H29 年度内部統制アクションプランの実施状況 ・ H29 年度 JSC 職員意識調査の分析結果 ・ 第 4 期中期目標期間における運営点検会議の役割と議題案</td> </tr> <tr> <td>第 2 回</td> <td>H30 年 11 月 1 日</td> <td>・ 意見に対する対応状況について ・ H30 年度内部統制アクションプラン（重点項目）の実施状況 ・ H30 年度の重点的な課題 「役職員の意識向上」について</td> </tr> <tr> <td>第 3 回</td> <td>H31 年 2 月 27 日</td> <td>・ 意見に対する対応状況について ・ H30 年度内部統制アクションプランの実施状況 ・ 財源確保のための自己収入のあり方</td> </tr> <tr> <td>第 4 回</td> <td>H31 年 3 月 26 日</td> <td>・ H31 年度内部統制アクションプランについて</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 既存業務の点検・評価等による業務の見直しや大規模国際大会の開催を踏まえた一般管理費及び事業費の効率的な執行については、上記「1. 一般管理費及び事業費の削減状況」及び「Ⅲ-1 予算の適切な管理と効果的な執行等」を参照。</p> <p>(6) 「第 4 期中期目標期間における業務の考え方」（平成 30 年 4 月 25 日役員会決定）に基づき、人件費管理を適切に行っている。</p> <p>(7) 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（平成 15 年 9 月（平成 26 年 9 月最終改定）総務大臣通知）に基づき、平成 29 年度に JSC で支払われた役職員の報酬・給与等について、平成 30 年 6 月 29 日、文部科学省及び JSC のホームページにおいて公表を行った（平成 30 年度分については、令和元年 6 月 28 日公表）。</p> <p>【職員の給与水準の状況】 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準（年額）の比</p> | A4 用紙 | 1,145 円/箱 | 1,135 円/箱 | △10 円/箱 | 回数 | 日付 | 議題 | 第 1 回 | H30 年 6 月 16 日 | ・ H29 年度内部統制アクションプランの実施状況 ・ H29 年度 JSC 職員意識調査の分析結果 ・ 第 4 期中期目標期間における運営点検会議の役割と議題案 | 第 2 回 | H30 年 11 月 1 日 | ・ 意見に対する対応状況について ・ H30 年度内部統制アクションプラン（重点項目）の実施状況 ・ H30 年度の重点的な課題 「役職員の意識向上」について | 第 3 回 | H31 年 2 月 27 日 | ・ 意見に対する対応状況について ・ H30 年度内部統制アクションプランの実施状況 ・ 財源確保のための自己収入のあり方 | 第 4 回 | H31 年 3 月 26 日 | ・ H31 年度内部統制アクションプランについて | <p>進について」に関して適切に対応していくことが必要である。</p> | |
|--|---|--|---------|--|-------|-----------|-----------|---------|----|----|----|-------|-------------------|---|-------|-------------------|---|-------|-------------------|---|-------|-------------------|--------------------------|-------------------------------------|--|
| A4 用紙 | 1,145 円/箱 | 1,135 円/箱 | △10 円/箱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 日付 | 議題 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 1 回 | H30 年 6 月 16 日 | ・ H29 年度内部統制アクションプランの実施状況 ・ H29 年度 JSC 職員意識調査の分析結果 ・ 第 4 期中期目標期間における運営点検会議の役割と議題案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 2 回 | H30 年 11 月 1 日 | ・ 意見に対する対応状況について ・ H30 年度内部統制アクションプラン（重点項目）の実施状況 ・ H30 年度の重点的な課題 「役職員の意識向上」について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 3 回 | H31 年 2 月 27 日 | ・ 意見に対する対応状況について ・ H30 年度内部統制アクションプランの実施状況 ・ 財源確保のための自己収入のあり方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 4 回 | H31 年 3 月 26 日 | ・ H31 年度内部統制アクションプランについて | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。

(9) 全ての内部規程や業務マニュアルについて、業務が非効率となっているか又は実態に即していない内容となっているかという観点で平成32年度末までに内容を順次見直し、業務の効率化と適正化を図る。

(10) 資産の適切かつ効率的な管理を行うため毎年度1回の研修を実施するとともに、内部監査の結果を踏まえながら、効率的な業務運営を行うための体制や規程等の見直しを進める。

競争入札等によることとし、競争性を確保することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。

また、契約監視委員会による審議及び監事による監査を受け、適正化の取組状況をホームページにより公表する。

(9) 内部規程については、網羅的かつ効率的に見直すため、内部規程一覧、作業計画フォーマットを作成した上で、各規程の所掌部署が具体的な計画を作成する。また、その計画に基づき、規程内容の確認及び改正作業を順次実施する。

業務マニュアルについては、平成29年2月に作成した「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務マニュアル整備方針」に定めた業務マニュアルの点検・更新と併せて、業務マニュアルの内容を確認し、必要に応じて更新、改正作業を実施する。

(10) 資産の適切かつ効率的な管理を行うため、固定資産及び物品管理部署を対象とした研修を実施するとともに、体制や規程等の見直しを行う。

較指標

ア 事務・技術職員

i 対国家公務員 110.1

(参考) 地域勘案 99.9、学歴勘案 108.1、地域・学歴勘案 98.9

イ 研究職員

i 対国家公務員 96.7

(参考) 地域勘案 95.3、学歴勘案 96.4、地域・学歴勘案 95.1

(給与水準の妥当性については、監事によるチェックが行われた。)

[国に比べて給与水準が高くなっている理由]

国家公務員とJSC職員の勤務地域(1級地、東京都特別区)及び学歴(大学卒以上)占める割合が高いことにより対国家公務員指数が高くなっているが、地域・学歴を勘案した指数は100%以下となっている。引き続き、社会一般の情勢や国家公務員の状況を参考として、必要な措置を講じていく。

[主務大臣の検証結果]

地域差及び地域・学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていることから給与水準は適正であると考ええる。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。

(8) 平成30年度調達等合理化計画については、重点的に取り組むべき課題について、全て実施できたことから達成できたものと評価している。

① 調達の現状及び前年度比較

(単位：件、千円)

| | H29年度 | | H30年度 | | 比較増△減 | |
|--------------|-------|------------|-------|------------|--------|-------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競争入札等 | 191 | 26,874,810 | 142 | 7,584,888 | △49 | △19,289,922 |
| | 52.6% | 65.1% | 44.2% | 61.8% | △25.7% | △71.8% |
| 企画競争・公募等 | 27 | 594,309 | 28 | 584,275 | 1 | △10,035 |
| | 7.4% | 1.4% | 8.7% | 4.8% | 3.7% | △1.7% |
| 競争性のある契約(小計) | 218 | 27,469,120 | 170 | 8,169,163 | △48 | △19,299,957 |
| | 60.1% | 66.6% | 53.0% | 66.5% | △22.0% | △70.3% |
| 競争性のない随意契約 | 145 | 13,798,927 | 151 | 4,112,363 | 6 | △9,686,564 |
| | 39.9% | 33.4% | 47.0% | 33.5% | 4.1% | △70.2% |
| 合計 | 363 | 41,268,047 | 321 | 12,281,525 | △42 | △28,986,521 |
| | 100% | 100% | 100% | 100% | △11.6% | △70.2% |

※各積算欄と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

② 調達の現状に係る要因の分析

- ・競争性のある契約については、前年度の契約金額が例年より増加していたため(次期 toto 販売払戻システムの構築及び運用保守契約(121.9億円)等のため)、前年度との比較では大幅な減少となっている。
- ・競争性のない随意契約については、件数が増加する一方で金額は70.2%減少している。5億円を超える随意契約の件数が平成29年度7件に対して、平成30年度2件となっているように、契約額の大きな随意契約が少なかったためと考えられる。

③ 一者応札・応募の状況及び前年度比較

(単位：件、千円)

| | | H29年度 | | H30年度 | | 比較増△減 | |
|------|----|------------|-------|-----------|-------|-------------|--------|
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 2者以上 | 件数 | 105 | 48.2% | 83 | 48.8% | △22 | △21.0% |
| | 金額 | 16,124,843 | 58.7% | 2,565,268 | 31.4% | △13,559,575 | △84.1% |
| 1者以下 | 件数 | 113 | 51.8% | 87 | 51.2% | △26 | △23.0% |
| | 金額 | 11,344,276 | 41.3% | 5,603,895 | 68.6% | △5,740,382 | △50.6% |
| 合計 | 件数 | 218 | 100% | 170 | 100% | △48 | △22.0% |
| | 金額 | 27,469,120 | 100% | 8,169,163 | 100% | △19,299,957 | △70.3% |

※各積算欄と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

④ 一者応札・応募の原因、改善方策

(原因)

・平成30年度の一者応札・応募の状況は、平成29年度と比較して契約件数、契約金額ともに減少している。ただし、平成29年度実績は特殊な機器等の購入が多かったことや、国立代々木競技場耐震改修工事（第一体育館等）契約（74.0億円）が一者応札となった影響から、一者応札の件数、金額ともに大きかったことを考慮する必要がある。

(改善方策)

- ・JSC ウェブサイトに掲載する「発注見通し」について、毎月の掲載内容を更新する。
- ・競争参加資格付加理由書のチェックをより厳正に実施する。
- ・機種選定理由書のチェックをより厳正に実施する。

⑤ 契約事務に係る審査体制

- ・個々の契約に関する確認（監事及び監査室による監査）

監事には役員会において審議された契約案件の契約手続に関する決裁文書、監査室には少額随意契約を除く全ての契約案件の契約手続に関する決裁文書について回付を行い、契約の適正化の観点から確認を受けた。

- ・契約監視委員会の審議状況

平成30年度は3回開催し、平成30年1月から12月までの契約案件について、競争性の確保、随意契約事由の妥当性等に関する点検を行った。また、平成29年度調達等合理化計画の実施結果に関する点検と平成30年度調達等合理化計画の策定に関する点検を行った。点検の状況等については、平成29年度調達等合理化計画自己評価、平成30年度調達等合理化計画及び契約監視委員会審議概要としてホームページにより公開した。

(審議案件)

(第1回)

- ・平成29年度（平成30年1月から3月まで）の契約案件のうち、4件を抽出して審議
- ・平成29年度調達等合理化計画の実施結果に関する点検

(第2回)

- ・平成30年度調達等合理化計画の策定に関する点検
- ・2か年度連続一者応札となった契約案件の点検（9件）

(第3回)

- ・平成30年度（平成30年4月から12月まで）の契約案件のう

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| | | | | <p>ち、5件を抽出して審議</p> <p>・入札監視委員会の設置及び審議の状況 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日閣議決定）に基づく取組として、平成30年7月に、JSC独自に入札監視委員会を設置した。平成30年度は2回開催し、平成30年1月から12月までにJSCが発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務のうち委員会が抽出した案件について審議を行うなどした。審議の状況等については、入札監視委員会議事概要としてホームページにより公表した。</p> <p>（審議案件） （第1回） ・平成30年1月から6月までの発注案件のうち、4件（建設工事2件、設計・コンサルティング業務2件）を抽出して審議 （第2回） ・平成30年7月から12月までの発注案件のうち、3件（建設工事1件、設計・コンサルティング業務2件）を抽出して審議</p> <p>（9）「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務マニュアル等整備方針」に基づき、業務マニュアル等の点検を行うとともに、業務マニュアルへの改善要望や意見等の集約を実施。集約した意見は関係部署へ対応可否の意見照会を行い、対応可能なものは改善等を行う予定。</p> <p>（10）資産管理部署において、資産管理の役割を明確とする体制変更を行うとともに、適切な対応を浸透させるため、研修会を開催した。また、「固定資産管理規程」等6件の規程等を見直し、業務効率化を図った。</p> | |
|--|--|--|--|---|--|

| |
|------------|
| 4. その他参考情報 |
| 特になし |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|------------------|-------------------|----------------------|
| Ⅲ-1 | 予算の適切な管理と効率的な執行等 | | |
| Ⅲ-2 | 自己収入の拡大 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和元年度行政事業レビュー番号：0328 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | |
|-------------|-----------------|-----------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|--|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | （参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報 | |
| 自己収入の増加率 | 最終年度において 3.0%以上 | 3,323,258 千円 （前中期目標期間平均） | △38.39% | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|---|---|--|---------------------------------|---|---|---|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | | |
| <p>1. 予算の適切な管理と効率的な執行等 業務の成果の最大化を実現するため、適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況を一元的に管理するなど効率的な執行に取り組む。</p> <p><具体的な取組> ・独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。 ・運営費交付金債務に留意し、予算を計画的に執行する。なお、残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、解消</p> | <p>1. 予算の適切な管理と効率的な執行等 業務成果の最大化を実現するため、中期目標期間を通じて適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況の一元的な管理や、定期的かつ適時の予算配賦の見直しなどを行うことにより、予算を計画的・効率的に執行する。</p> <p>（1）中期目標で示された業務に応じた適切な収益化単位の業務を設定し、収益化単位の業務及び管理費、収益化単位の業務ごとに予算と実績を明確にするとともに、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。また、予算と実績を管理する上で得た情報を基に効果的な予算配賦を行う体制を構築す</p> | <p>1 予算の適切な管理と効率的な執行等</p> <p>（1）業務成果の最大化を実現するため、既存業務の必要性・効率性・有効性についての点検・評価を踏まえた適切な予算配賦について、役員会で審議し決定する。 また、予算管理担当部署において、予算の執行状況の一元的な管理や、予算配賦の見直しを年2回程度行うことなどによ</p> | <p><主な定量的指標> 特になし</p> | <p>法人の業務実績・自己評価</p> <p>業務実績</p> <p><主要な業務実績> 1. 適切な予算配賦 ・年度当初の予算配賦においては、平成 29 年度に実施した「既存業務の見直し」（平成 29 年 11 月 1 日役員決定）を踏まえた予算執行計画を作成し、役員会審議を経て決定した。 ・年度計画予算策定時において予算管理方針を明確に示した上で、予算管理担当部署において執行状況の一元的な管理を実施した。一般勘定については平成 30 年 7 月末時点及び 10 月末時点の執行状況に基づき予算配賦の見直し（定期的な見直し）を実施し、運営費交付金の残高に留意しつつ、予算の効率的な執行を図った。 ・定期的な見直しのほか、予算管理方針に基づき、平成 30 年 7 月及び 11 月に役員会審議を経て予算の追加配賦を実施した。 ・平成 30 年 10 月末時点の執行状況を踏まえて次年度の当初予算配賦を実施するなど、見直しにおいて当年度の決算見込み等の情報を収集し、当初予算との相違等を分析した上で次年度以降の効果的な予算配賦のために活用した。</p> <p>■予算、決算の状況（Ⅲ-3 参照） ■運営費交付金債務の執行状況（Ⅲ-3～5 参照）</p> <p>2. 長期借入の実施 （1）長期借入を行うに当たっては、資金管理委員会を開催し、借入時期や借入金額について十分な検討を行った。 平成 30 年度資金管理委員会の開催回数：6 回</p> | <p>自己評価</p> <p><評定と根拠> 評定：B 予算の管理及び執行については、既存業務の見直しを踏まえた予算配賦を行い、年度途中においては定期的な執行状況の取りまとめ及び見直しを行うこと等により、予算の適切な管理に努めるとともに、計画的・効率的な執行を行った。 資金の長期借入については、資金管理委員会において十分な検討を行った上で借入れを行うとともに、返済については、償還計画に基づき行った。 自己収入については、主要施設の通年休業の影響により基準値に対して 38.39%の減少となった。 一方、科学研究費助成事業（科研費）の交付額は前年度を大きく上回り、民間研究助成金、受託研究の受入及び大型共同プロジェクトの実施も合わせ</p> | <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項> ・国への財政依存度を減少させるため、自己収入の増加に資する取組を加速させることを期待する。</p> <p><その他事項></p> | |

| <p>を図る方策を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の適切な配賦や効率的な執行など経営努力を継続し、国への財政依存度の減少に努める。 ・資金の長期借入等を行う場合は、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。 | <p>る。</p> <p>(2) 運営費交付金を効率的に執行するため、適切な予算配分等を行う。また、予算執行計画を定期的に見直すことを通じて、運営費交付金の残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、発生原因に応じて解消を図る。</p> <p>(3) 資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うとともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。</p> | <p>り、予算を計画的・効率的に執行し、運営費交付金の残高に留意するとともに、その解消を図る。</p> <p>あわせて、次年度以降の効果的な予算配賦に資するため、予算配賦の見直し等において情報の収集・分析を行う。</p> <p>(2) 資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うとともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。</p> | <p><主な定量的指標> 特になし</p> | <p>(2) 平成 30 年度は、下記のとおり、償還計画(文部科学大臣認可)に基づき返済を行った。なお、償還計画の作成に当たっては、他の業務に支障が生じないよう配慮した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成 30 年 3 月 28 日融資実行 50.1 億円 (平成 30 年 4 月 3 日返済) ② 平成 30 年 4 月 16 日融資実行 311 億円 (元本の返済は、平成 30 年度及び令和元年度は猶予されており、令和 2 年度から開始する。) ③ 平成 31 年 3 月 22 日融資実行 256.8 億円 (元本の返済は、平成 30 年度及び令和元年度は猶予されており、令和 2 年度から開始する。) ④ 平成 31 年 3 月 28 日融資実行 48.5 億円 (平成 30 年度には返済がなく、平成 31 年 4 月 1 日に返済) <p><主要な業務実績> 1. 自己収入の状況</p> <p>(1) 自己収入について、中期目標における基準値である第 3 期中期目標期間の平均に対して 38.39%の減少となった。これは主に主要施設である国立霞ヶ丘競技場及び国立代々木競技場の通年休業の影響によるものである。一方、JISS 運営収入及び NTC 運営収入は施設利用等の増により、営業外収入は平成 29 年度より日本青年館・日本スポーツ振興センタービル事務所の貸付を開始したこと等によりそれぞれ増加している。</p> <p>なお、自己収入の拡大のための方策について、中期目標期間中に着実に検討が進められるよう、部長等会議での意見交換及び運営点検会議での議論等を経てロードマップを作成した。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1032 1123 1610 1442"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>前中期目標 期間平均 (A) ※1</th> <th>H30 年度 実績 (B) ※1</th> <th>増減率 (%) (B-A) ÷ A) ×100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立競技場運営収入</td> <td>2,152,104</td> <td>532,589</td> <td>※2 △75.25</td> </tr> <tr> <td>JISS 運営収入</td> <td>395,157</td> <td>439,884</td> <td>※3 11.32</td> </tr> <tr> <td>NTC 運営収入</td> <td>511,843</td> <td>546,380</td> <td>※3 6.75</td> </tr> <tr> <td>国立登山研修所 運営収入</td> <td>1,744</td> <td>1,704</td> <td>△2.29</td> </tr> <tr> <td>スポーツ及び健康教育普及事業</td> <td>87,213</td> <td>58,088</td> <td>※4 △33.40</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 前中期目標 期間平均 (A) ※1 | H30 年度 実績 (B) ※1 | 増減率 (%) (B-A) ÷ A) ×100 | 国立競技場運営収入 | 2,152,104 | 532,589 | ※2 △75.25 | JISS 運営収入 | 395,157 | 439,884 | ※3 11.32 | NTC 運営収入 | 511,843 | 546,380 | ※3 6.75 | 国立登山研修所 運営収入 | 1,744 | 1,704 | △2.29 | スポーツ及び健康教育普及事業 | 87,213 | 58,088 | ※4 △33.40 | <p>て競争的資金の獲得を推進した。</p> <p>寄附金については、JSN 寄附金付自動販売機による寄附が過去最多となり、民間企業等からも新たな寄附を獲得した。協賛金についても、新たな収入を獲得した。</p> <p>また、自己収入拡大のための取組により新たな収入を獲得した。</p> <p>以上のとおり、所期の目標を達成したことから、B 評価とする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、予算の適切な管理を実施するとともに、計画的・効率的な執行に努める。</p> <p>資金の長期借入については、引き続き、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成し、長期借入金返済を行う。</p> <p>平成 30 年度に作成したロードマップに沿って自己収入拡大のための検討を着実に進めるとともに、引き続き新たな収入の獲得を図っていくことが必要である。</p> |
|---|---|--|---------------------------------|--|----|-------------------------|------------------------|-------------------------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|---------|----------|----------|---------|---------|---------|-----------------|-------|-------|-------|----------------|--------|--------|-----------|--|
| 区分 | 前中期目標 期間平均 (A) ※1 | H30 年度 実績 (B) ※1 | 増減率 (%) (B-A) ÷ A) ×100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国立競技場運営収入 | 2,152,104 | 532,589 | ※2 △75.25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| JISS 運営収入 | 395,157 | 439,884 | ※3 11.32 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| NTC 運営収入 | 511,843 | 546,380 | ※3 6.75 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国立登山研修所 運営収入 | 1,744 | 1,704 | △2.29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スポーツ及び健康教育普及事業 | 87,213 | 58,088 | ※4 △33.40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 自己収入の拡大</p> <p>自己収入に関しては、以下の取組を行うことにより多様な財源を確保し、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均に比べ 3%以上の増加を図る。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、利用率の向上を図るとともに、定期的に利用料金の検証を行う。 ・インターネットを通じて広く寄付金を募るなど新たな寄附金の獲得方策を行う。 ・ネーミングライツの導入が行われていない施設について導入を検討する。 | <p>2. 自己収入の拡大</p> <p>自己収入について、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均に比べ 3%以上の増加を図るため、スポーツ施設の使用料収入等を増加することはもとより、新たな自己収入の拡大方策を取り入れることも含め、多様な財源の確保に努める。</p> <p>(1) スポーツ施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、利用率の向上を図るとともに、類似施設や周辺施設の利用料金を設定し、適正な利用料金を設定する。</p> <p>(2) インターネット</p> | <p>2 自己収入の拡大</p> <p>自己収入について、中期計画に定めた目標を達成するため多様な財源の確保に努め、スポーツ施設の使用料収入等を増加することはもとより、新たな自己収入の拡大方策を取り入れることも含め、中期目標期間中に着実に検討が進められるようロードマップを作成し、以下の取組を行う。</p> <p>(1) スポーツ施設について、更なる利用促進に向けた取組を行うとともに、類似施設や周辺施設の利用料金を検証し、適正な利用料金を設定する。</p> <p>(2) インターネット</p> | <p><主な定量的指標> 特になし</p> | <p><主要な業務実績> 1. 自己収入の状況</p> <p>(1) 自己収入について、中期目標における基準値である第 3 期中期目標期間の平均に対して 38.39%の減少となった。これは主に主要施設である国立霞ヶ丘競技場及び国立代々木競技場の通年休業の影響によるものである。一方、JISS 運営収入及び NTC 運営収入は施設利用等の増により、営業外収入は平成 29 年度より日本青年館・日本スポーツ振興センタービル事務所の貸付を開始したこと等によりそれぞれ増加している。</p> <p>なお、自己収入の拡大のための方策について、中期目標期間中に着実に検討が進められるよう、部長等会議での意見交換及び運営点検会議での議論等を経てロードマップを作成した。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1032 1123 1610 1442"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>前中期目標 期間平均 (A) ※1</th> <th>H30 年度 実績 (B) ※1</th> <th>増減率 (%) (B-A) ÷ A) ×100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立競技場運営収入</td> <td>2,152,104</td> <td>532,589</td> <td>※2 △75.25</td> </tr> <tr> <td>JISS 運営収入</td> <td>395,157</td> <td>439,884</td> <td>※3 11.32</td> </tr> <tr> <td>NTC 運営収入</td> <td>511,843</td> <td>546,380</td> <td>※3 6.75</td> </tr> <tr> <td>国立登山研修所 運営収入</td> <td>1,744</td> <td>1,704</td> <td>△2.29</td> </tr> <tr> <td>スポーツ及び健康教育普及事業</td> <td>87,213</td> <td>58,088</td> <td>※4 △33.40</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 前中期目標 期間平均 (A) ※1 | H30 年度 実績 (B) ※1 | 増減率 (%) (B-A) ÷ A) ×100 | 国立競技場運営収入 | 2,152,104 | 532,589 | ※2 △75.25 | JISS 運営収入 | 395,157 | 439,884 | ※3 11.32 | NTC 運営収入 | 511,843 | 546,380 | ※3 6.75 | 国立登山研修所 運営収入 | 1,744 | 1,704 | △2.29 | スポーツ及び健康教育普及事業 | 87,213 | 58,088 | ※4 △33.40 | <p>引き続き、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成し、長期借入金返済を行う。</p> <p>平成 30 年度に作成したロードマップに沿って自己収入拡大のための検討を着実に進めるとともに、引き続き新たな収入の獲得を図っていくことが必要である。</p> |
| 区分 | 前中期目標 期間平均 (A) ※1 | H30 年度 実績 (B) ※1 | 増減率 (%) (B-A) ÷ A) ×100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国立競技場運営収入 | 2,152,104 | 532,589 | ※2 △75.25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| JISS 運営収入 | 395,157 | 439,884 | ※3 11.32 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| NTC 運営収入 | 511,843 | 546,380 | ※3 6.75 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国立登山研修所 運営収入 | 1,744 | 1,704 | △2.29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スポーツ及び健康教育普及事業 | 87,213 | 58,088 | ※4 △33.40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

を通じた新たな寄附金の獲得方策について、他の独立行政法人の事例や費用対効果を検証し、その結果を踏まえ、取組を実施する。

(3) ネーミングライツの導入が行われていない施設への導入可能性について、類似施設の情報収集及び効果・影響の検証等を踏まえて検討し、平成31年度末までに結論を出す。

を通じた新たな寄附金の獲得方策について、他の独立行政法人や地方公共団体等の事例や費用対効果について、過去の先行調査事例も踏まえて横断的に調査する。加えて、スポーツ振興くじやJSN等の幅広いネットワーク等JSCが有する資源を有効に活用する方策を検討する。導入に当たっては、目標額やその使途など、JSCの経営方針に合致する内容を検討する。

(3) ネーミングライツの導入が行われていない施設への導入可能性について、類似施設の情報収集及び効果・影響の検証等を踏まえて検討するとともに、多様な財源確保の観点から他の独立行政法人や地方公共団体等の事例について横断的に調査し、有効な施策について検討する。

| | | | |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 収入 | | | |
| 寄附金収入 | 965 | 4,737 | ※5 390.88 |
| 営業外収入 | 59,651 | 457,760 | ※6 667.40 |
| 利息収入 | 4,002 | 1,137 | △71.59 |
| その他収入 | 110,579 | 5,141 | ※7 △95.35 |
| 合計 | 3,323,258 | 2,047,420 | △38.39 |

- ※1 自己収入のうち、基金運用収入、スポーツ振興投票事業収入及び共済掛金収入に関するものは含まない。
- ※2 国立競技場運営収入の減は、国立霞ヶ丘競技場及び国立代々木競技場の通年休業によるものである。
- ※3 JISS 運営収入及びNTC 運営収入の増は、施設利用等の増によるものである。
- ※4 スポーツ及び健康教育普及事業の減は、施設休業に伴う講習会受講料の減等によるものである。
- ※5 寄附金収入の増は、JAPAN SPORT NETWORK (JSN) 寄附金付自動販売機による寄附の増及び民間企業等からの新たな寄附の獲得によるものである。
- ※6 営業外収入の増は、日本青年館・日本スポーツ振興センタービル事務所貸付料及び駐車料収入等の増によるものである。
- ※7 その他収入の減は、第3期中期目標期間において旧国立競技場のとりこわし工事に伴う発生材の売払収入があったこと等によるものである。

(2) 競争的資金の獲得状況

研究員に対して、募集要項や申請書類作成の説明会等を実施し、積極的な応募を促進した。

(科学研究費助成事業(科研費))

交付件数：36件(新規16、継続15、分担5)

金額 51,011千円(うち、直接経費39,239千円)

| 区分 | H29 | H30 |
|---------|--------|--------|
| 交付件数(件) | 26 | 36 |
| 金額(千円) | 30,095 | 51,011 |

(民間研究助成金)

交付件数 3件(団体1件、個人2件)

金額 2,500千円(うち、直接経費2,500千円)

| 区分 | H29 | H30 |
|---------|-------|-------|
| 交付件数(件) | 8 | 3 |
| 金額(千円) | 3,876 | 2,500 |

※金額からは、獲得者が前所属団体等で使用していた分を除く。

(受託研究)

交付件数 1件(うち、分担1)

金額 910千円(うち、直接経費700千円)

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|---|--|--|
| | | | | | <p>(共同プロジェクトの実施) 平成28年度に大塚ホールディングス株式会社と共同でJSCハイパ パフォーマンスセンターTotal Conditioning Research Projectを実 施することとし、4年間で1億3,500万円を獲得した。平成30年 度は、26課題の研究を実施した(I-2 7(3)②参照)。</p> <p>(3) 協賛金の獲得状況</p> <p>① 体育の日中央記念行事 協賛金獲得業務の外部委託により、民間企業のノウハウを最 大限活用することで、平成29年度に引き続き協賛金を獲得す ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協賛社数 3社(読売新聞社、味の素株式会社、ミズノ株 式会社) ・協賛金額 13,920千円 <p>② ハイパフォーマンススポーツ・カンファレンス2018 パンフレットへの企業広告掲載に関する公募を行い、平成30 年度において新たに協賛金を獲得した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協賛社数 26社 ・協賛金額 2,220千円 <p>(4) その他自己収入拡大のために実施した取組 上記のほか、自己収入拡大のために新たに実施した取組とし て、JSCが保有する知見・人的資源を活用することにより以下の 収入を獲得した。(獲得金額 614千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツイノベーションカレッジ(福岡県)への講師派 遣収入 ・(公財)東京都体育協会平成30年度幹部中央研修会への講師 派遣収入 ・平成30年度佐賀県競技力向上指導者研修会への講師派遣収入 ・中央大学体育連盟監督会への講師派遣収入 <p>2. 適正な利用料金の設定 国立代々木競技場(第一体育館・第二体育館)においては、耐震改修 等工事後の営業再開に向けて、自己収入の拡大、改修による施設機能 向上、消費税増税対応等を反映し、また、利用者に分かりやすい料金 表となるよう見直しを進めた。</p> <p>3. インターネット等を通じた新たな寄附金の獲得 既にインターネットを通じた寄附金を獲得している独立行政法人に対 してヒアリング調査を行い、今後の検討に資する情報を収集した。ま た、スポーツ振興基金やJSN等、JSCが有する資源を有効に活用する方 策を検討し、以下の取組を実施した。</p> <p>(1) スポーツ振興基金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附金付自動販売機の設置 ・Club totoポイントプログラムを通じたClub toto会員への寄附 の募集 ・楽天銀行やジャパンネット銀行寄附ページへの掲載による寄附の | | |
|--|--|--|--|--|---|--|--|

| | | | | <p>募集</p> <p>また、新たな取組として、民間企業が行うポイント交換事業において、ポイントを活用した寄附の募集を行った。</p> <p>(2) JSN 寄附金付自動販売機による寄附</p> <p>JSN に加盟する地方公共団体のスポーツ施設などに寄附金付自動販売機を設置。寄附率の増などにより平成 30 年度は前年度より 451 千円増と、より多くの寄附金の獲得に努めた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置団体数</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>設置台数</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>獲得金額 (千円)</td> <td>2,093</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他民間企業等からの寄附</p> <p>JSC の事業を理解いただいている民間企業等に対して、事業内容の説明や支援を呼びかけることにより寄附金の獲得に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附件数 3 件 ・獲得金額 2,644 千円 <p>4. ネーミングライツ導入の検討</p> <p>ネーミングライツの現況や他の独立行政法人・地方公共団体等の事例について調査を行い、今後 JSC がネーミングライツの導入を検討するために必要であると考えられる事項や、導入による影響等を整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命名権の獲得状況 <p>対象施設：ナショナルトレーニングセンター (NTC) 国立スポーツ科学センター (JISS) サッカー場</p> <p>命名権者：味の素株式会社</p> <p>契約期間：平成 29 年 5 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (7 年 11 か月)</p> <p>契約金額：総額 600,000 千円 (税別) 年額 75,000 千円 (税別) (NTC : 60,000 千円、JISS サッカー場 15,000 千円)</p> | 区分 | H30 | 設置団体数 | 23 | 設置台数 | 48 | 獲得金額 (千円) | 2,093 | |
|-----------|-------|--|--|---|----|-----|-------|----|------|----|-----------|-------|--|
| 区分 | H30 | | | | | | | | | | | | |
| 設置団体数 | 23 | | | | | | | | | | | | |
| 設置台数 | 48 | | | | | | | | | | | | |
| 獲得金額 (千円) | 2,093 | | | | | | | | | | | | |

| |
|------------|
| 4. その他参考情報 |
| 特になし |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|------------------|-------------------|----------------------|
| IV-1 | 長期的視野に立った施設整備の実施 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和元年度行政事業レビュー番号：0328 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | |
|-------------|------|--------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------------------|--|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | （参考情報） | |
| | | | | | | | | 当該年度までの累積値等、必要な情報 | |
| | | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | | |
|---|--|--|------------------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 主務大臣による評価 | |
| | | | | 業務実績 | | 自己評価 | | | |
| <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 長期的視野に立った施設整備の実施</p> <p>長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、その計画に基づいた整備を行うとともに、バリアフリー改修など施設利用者のニーズを的確に踏まえた整備を行う。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新国立競技場については、関係閣僚会議の点検を受けながら、整備計画に基づき、着実な整備を推進する。 ・長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を平成32年度までに作成し、その計画に基づいた着実な整備を行う。 ・施設利用者のアンケート調査等から施設の改善点のニーズを把握し、それらを踏まえた | <p>VIII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 長期的視野に立った施設整備の実施</p> <p>長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、計画的な整備を行うとともに、整備・修繕計画については、随時の更新を行う。また、アンケート調査等により、施設利用者のニーズを的確に捉えた整備を行うとともに、バリアフリーへの対応等を図る。（別表-19を参照）</p> <p>（1）新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画」に基づき、着実に推進する。また、「新国立競技場整備に係る財政負担について」（平成27年12月22日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づき、スポーツ振興くじ</p> | <p>VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 長期的視野に立った施設整備の実施</p> <p>長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、計画的な整備を行うとともに、整備・修繕計画については、随時の更新を行う。また、アンケート調査等により、施設利用者のニーズを的確に捉えた整備を行うとともに、バリアフリーへの対応等を図る。（別表-13を参照）</p> <p>（1）新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画」に基づき、引き続き、関係機関との適切な連携・協議を図りながら、着実に推進する。また、「新国立競技場整備に係る財政負担について」に基づき、スポーツ振興くじ</p> | <p><主な定量的指標></p> <p>特になし</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>1. 新国立競技場の整備</p> <p>新国立競技場は、2020年東京大会のメイン会場であり、本事業は、計画どおりに整備することが求められる、本大会の成否に関わる重要な国家的プロジェクトである。このため新国立競技場の整備については、平成27年8月に策定された「新国立競技場の整備計画」に基づき、スポーツ庁、内閣官房等の関係機関と定期的に協議・調整等を行い、綿密な連携・協力体制の下で、工期及び整備コストを遵守しながら、平成28年12月に着手して以降、着実に推進してきている。</p> <p>整備事業の実施に当たっては、新国立競技場整備計画経緯検証委員会報告書等を踏まえて整備したプロジェクト推進体制及びスポーツ体制の下、次の取組を実施した。</p> | | <p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>新国立競技場は、2020年東京大会のメイン会場であり、本事業は、計画どおりに整備することが求められる、本大会の成否に関わる重要な国家的プロジェクトである。このため、新国立競技場の整備については、令和元年11月末の竣工に向けて「新国立競技場の整備計画」に基づき、計画どおりに、また関係機関との綿密な連携・協力体制の下で、工期及び整備コストを遵守しながら、外部の建築の専門家等で構成されるアドバイザー会議での確認や、関係閣僚会議での点検を受けつつ、着実に推進してきている。</p> <p>事業を進めるに当たっては、システム等関連整備や情報セキュリティ対策等のための大幅な体制強化を図った。</p> <p>平成30年度は、難易度の高い屋根鉄骨工事が中心となる時期であり、度重なる台風の暴風雨の影響により工事施工、工程管理は困難を極めたが、事前に十</p> | | <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価ではA評定であるが、今後の課題・指摘事項の欄に示す点について、更なる改善を期待したい。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価書ではA評定としているものの、根拠として記載されている業務実績は、中期計画等に定めた目標（工期、コストの上限に基づくマネジメントの実施など）を着実に実施したことによるものであり、当該工期、コストの上限を遵守したことは評価しつつも、A評定を付すに至るまでの初期の目標を上回る法人の業績があったとまでは言えないためB評定とした。 | |

| | | | | | | |
|------------------|---|--|--|--|---|---|
| <p>的確な整備を行う。</p> | <p>の売上確保等により必要な財源を確保する。その際、新国立競技場整備計画経緯検証委員会報告書等を踏まえて整備したプロジェクト推進体制及びスポーツ体制の下、以下の取組を実施する。</p> <p>① 専門人材の配置等による体制の強化 ② 「新国立競技場の整備計画」において設定された工期、コストの上限に基づくマネジメントの実施 ③ 定例的なマスメディア向けブリーフィングの実施、ホームページを通じた適時適切な情報発信などによるプロセスの透明性の向上 ④ 関係閣僚会議の点検を受けるための、整備の進捗状況の報告</p> <p>(2) 施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることに鑑み、長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画として「インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成27年3月文部科学省)」に基づく「個別施設計画」を平成32年度末までに策定するとともに、計画的に施設整備を推進する体制を構築する。</p> | <p>要な財源を確保する。その際、新国立競技場整備計画経緯検証委員会報告書等を踏まえて整備したプロジェクト推進体制の下、以下の取組を実施する。</p> <p>① 専門人材の配置等による体制の強化 ② 「新国立競技場の整備計画」において設定された工期、コストの上限に基づくマネジメントの実施 ③ 定例的なマスメディア向けブリーフィングの実施、ホームページを通じた適時適切な情報発信などによるプロセスの透明性の向上 ④ 関係閣僚会議の点検を受けるための、整備の進捗状況の報告</p> <p>(2) 施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることに鑑み、国民の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化による維持管理等に係る中長期的な財政支出の低減を図る観点から平成29年3月に策定した「独立行政法人日本スポーツ振興センターインフラ長寿命化計画(行動計画)」に基づき、利用者の安全・安心な施設環境の提供を第一に、施設の管理・運営を行う。また、取組の進捗状況を把握し、課題の整理と解決策等の検討を行い、計画をフォローアップする。加えて、平成32年度末までの「個別施設計画」の</p> | | <p>上躯体工事を終え、外装、内装仕上工事及びスタジアムの屋根鉄骨工事を実施するとともに、フィールド工事にも着手しており、令和元年11月末の竣工に向けて、着実に進捗している。</p> <p>工事の進捗管理に当たっては、部材の形状や納まりなどで様々な見直しが生じているが、これらの見直しについては、工期、整備コスト及び要求水準が遵守されていることを適時に外部の建築の専門家等で構成されるアドバイザー会議を開催して、事業の進捗とともに確認を受けつつ、JSCとして徹底して確認している。</p> <p>○ 高難易度の屋根鉄骨工事の施工等 最大級の跳ね出し長さ(約60m)を誇る屋根鉄骨工事は、地上約50mの高さでミリ単位の取付精度が求められる本事業において最も難易度の高い工事である。 屋根鉄骨工事の遅れは、最重要事項である全体工期の遵守に支障をきたす大きな要因になる可能性が十分にあったことから、建築構造上の数値や作業上の安全性等を綿密に確認するため、あらかじめ地上部において実大サイズの屋根鉄骨を実際に組み上げる「実大施工検証」を実施することで、取得した様々なデータと技術的知見をフィードバックして最難関である屋根鉄骨工事を実施した。 また、度重なる台風の影響により、現場の維持管理や安全確保等を含め、工事施工、工程管理は困難を極めたが、遅滞なく精度の高い高品質な屋根鉄骨工事を完了させた。</p> <p>○ 関係者との連携 本事業では、工期を遵守するため、隔週の工事関係者との定例会議のほか、毎週、週間定例会議、合同分科会、建築設計意図伝達等のいくつもの分野に分かれた会議体を組織して日々の課題解決を図るとともに、200件を超える行政手続等に関する事項の調整や、別途契約しているシステム等の調達や上下水道・道路等の周辺整備との調整を綿密かつ適切に行っている。 また、隔週で内閣官房、スポーツ庁及び組織委員会と定例の会議を行うとともに、個別の課題については、逐次、内閣官房、スポーツ庁、組織委員会、東京都、新宿区、渋谷区、地元のまちづくり協議会等と打合せを繰り返し丁寧に行い、課題解決を図りながら円滑な事業の実施に努めている。</p> <p>○ 持続可能性に配慮した調達 本事業では、グリーン購入法にとどまらず、持続可能性に配慮した調達コード(東京2020組織委員会策定)を尊重し、例えば、軒庇や屋根鉄骨のラチス材・下弦材等に使用する木材は、森林認証を取得した国産の木材を調達している。</p> <p>○ 世界最高のユニバーサルデザインの導入 世界最高のユニバーサルデザインを導入したスタジアムとするため、障がい者団体や高齢者、子育てグループなど14団体の参画を得て、設計段階及び施工段階において、ユニバーサルデザインワークショップ(UDWS)を計20回開催した。UDWSでは、例えば、トイレの実物大の模型(モックアップ)を製作し、障がい者等の方々に実際に触れていただいで使いやすいなどの観点から詳細な</p> | <p>分に協議・確認等を行い、安全にかつ遅滞なく高品質な屋根鉄骨工事を完了させた。 工事の進捗に伴う課題については、関係者と連携し、打合せを繰り返し丁寧に行うことで、課題解決を図りながら円滑な事業の実施に努めている。 調達については、グリーン購入法にとどまらず、持続可能性に配慮した調達コードを尊重し、森林認証を取得した国産の木材を調達している。 スタジアムには、世界最高のユニバーサルデザインの導入をするため、障がい者団体など14団体の参画を得て、設計段階及び施工段階において、ユニバーサルデザインワークショップを開催し、意見・要望等を工事に反映するなど、きめ細やかな対応をしている 整備コストにおいては、工事の進捗状況に伴って2,000項目を超える設計変更が生じているが、受発注者間の協議・調整、創意工夫等による厳格なコストコントロールの下で整備コストの遵守に努めるとともに、約4億円を減額した。 国民への情報発信や理解増進の取組では、マスメディアに実際の工事現場を公開し進捗状況を説明する機会を設けるなど、プロセスの透明性の確保に努めている。 利用者のニーズを踏まえた施設整備では、秩父宮ラグビー場へ観戦に来る子育て世代の女性来場者が増加していたことを踏まえて新たに授乳室を設置するなど、利用者のニーズを踏まえた施設整備を行った。</p> <p>以上のとおり、所期の目標を上回る成果が得られたことから、A評価とする。</p> | <p>・新国立競技場の竣工が本年11月と迫っており作業が最終段階を迎えているところであるが、引き続き労務管理や職場環境の維持に十分配慮した上で円滑・着実な事業の実施に努めることを期待する。</p> <p><その他事項></p> |
|------------------|---|--|--|--|---|---|

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|---|--|
| | <p>(3) 利用者本位の立場から施設整備を進めるため、毎年度、施設利用者のアンケート調査等を行うことによりスポーツ施設の改善点のニーズを把握し、それらを踏まえた的確な整備を行う。</p> | <p>策定に向けたロードマップを作成し、検討を進めるとともに、計画的に施設整備を推進する体制の整備を進める。</p> <p>(3) 利用者本位の立場から施設整備を進めるため、施設利用者のアンケート調査等を行うことによりスポーツ施設の改善点のニーズを把握し、対応可能なものから整備する。</p> | | <p>部分に至るまでの意見・要望等を踏まえ、工事に反映するなど、きめ細やかな対応をしている。</p> <p>この取組については、内閣官房設置の「ユニバーサルデザイン2020 評価会議」や国土交通省設置の「移動等円滑化評価会議」などにおいて、その構成員である障がい者団体の代表者等から、新国立競技場が優良事例である旨の高い評価を得ている。</p> <p>○ 厳格なコストコントロールによる整備コストの遵守</p> <p>工事の進捗状況に伴って 2,000 項目を超える設計変更が生じているが、受発注者間の協議・調整、創意工夫等により、質を落とさずコストを下げるという厳格なコストコントロールを実施することで、最重要事項の一つである整備コストの遵守に努めている。</p> <p>また、周辺環境との調和に配慮し、デッキ形状の設計変更を行ったが、この変更には、建築計画の変更に係る東京都の公聴会、審査会、防火評定、大臣認定（避難、構造）等々を含め相当の労力を費やし、トラック舗装の整備区分の変更等を含め約 4 億円を減額することができた。</p> <p>(3) マスメディア等を通じた国民への情報発信</p> <p>新国立競技場の整備については、国民の関心も高いことから、新国立競技場担当理事、専門的な知識を有する総括役及び企画調整役によるスポークス体制の下で、広報室と新国立競技場設置本部が連携し、毎月 1 回程度、工事の進捗状況等について国民等へ分かりやすく伝えていただけるよう写真等を用いて丁寧に説明する場として、マスメディア向けに定例ブリーフィングを開催するとともに、ホームページを通じて、定例ブリーフィング資料や関係有識者会議資料のほか、新国立競技場整備事業記録として建設工事の状況を動画で発信するなど、プロセスの透明性の確保に努めている。</p> <p>また、大会 2 年前のタイミングとなる平成 30 年 7 月には、マスメディアに実際の競技場内部の工事現場を初めて公開し、工事の進捗状況を説明するなど、積極的に情報発信や理解増進の取組を行っている。</p> <p>(4) 関係関係会議への報告等</p> <p>平成 30 年度の関係関係会議（第 10 回）は 8 月 3 日に開催され、工事の進捗状況及びデッキ形状の見直しや陸上トラック舗装の整備区分の変更等に伴う整備コストの変動などの新国立競技場整備事業の進捗状況について JSC から報告し、事業が計画どおりに進捗していることの点検を受けた。</p> <p>また、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣及び文部科学大臣のほか、国会の関係委員会に、適時に現場を視察いただくなど、整備事業の理解促進に努めている。</p> <p>2. 施設整備・管理の実施</p> <p>(1) 施設の老朽化に対応できるよう、日常的な点検を実施し、対応が必要な箇所については速やかに修繕することにより利用者の安全を確保した。</p> | <p><課題と対応></p> <p>引き続き、東京 2020 組織委員会等の関係機関と連携を図っていくとともに、竣工後の運営や管理等について、必要な体制を整備していく。</p> <p>また、計画的に施設整備を推進する体制の整備を進めるとともに、「インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成 27 年 3 月文部科学省）」に基づく「個別施設計画」の策定については、ロードマップを基に着実に実施する。</p> | |
|--|--|--|--|--|---|--|

| | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|--|
| | | | | <p>(2) 「個別施設計画」の策定に向けてロードマップを作成し、公的機関に対する業務の提供実績がある企業からヒアリングを行うなど、適切な取組のための準備を行った。</p> <p>(3) 利用者本位の立場からの施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラグビー場に授乳室を設置（ラグビー観戦に子育て世代の女性来場者が増加しており、更なる女性のスポーツへの参画を見込んだもの。） ・ラグビー場の芝生張替え（トップレベルのラグビー選手の能力が発揮できるよう、高品質な試合環境を提供） ・ラグビー用ゴールポスト更新（国際基準） ・テニス場クラブハウスのトイレを和便器から洋便器へ更新 <p>(4) 代々木競技場（第一体育館・第二体育館等）の耐震改修等工事（耐震改修工事・安全安心対策工事）を実施している。</p> | | |
|--|--|--|--|---|--|--|

| | | | | | | |
|------------|--|--|--|--|--|--|
| 4. その他参考情報 | | | | | | |
| 特になし | | | | | | |

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|---------|-------------------|--|
| IV-2 | 内部統制の強化 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | |
|-------------|------|--------------------|-------|------|------|------|------|-----------------------------|--|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | （参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報 | |
| | | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | |
|---|--|---|---------------------------------|--|--|---|--|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 主務大臣による評価 |
| | | | | 業務実績 | | 自己評価 | | |
| <p>2. 内部統制の強化 前中期目標期間において、新国立競技場の整備に端を発したガバナンス体制の不備及び会計検査院から不適切な会計処理について指摘を受けたことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、役職員の意識改革や監査体制の強化など内部統制の強化の取組を推進する。</p> <p><具体的な取組> ・内部統制に関する職員の認識を調査し、その結果から導き出された必要な対策を行うとともに、継続的な職員研修会等の意識改革の取組を行う。 ・監査計画に基づき監視、評価等を行うモニタリングの体制を構築することによ</p> | <p>2. 内部統制の強化 前中期目標期間において、新国立競技場の整備に係るガバナンス体制の不備が見受けられたこと、及び会計検査院からの不適切な会計処理について指摘を受けたことを踏まえ、法令等を遵守するとともに、理事長のリーダーシップの下、役職員の意識改革や内部統制システムの整備を進める。</p> <p>(1) 経営方針を明確化し、役職員が一体となって法人の目的を達成するため、毎年度、理事長による役職員向けの年度方針説明を行う。</p> | <p>2 内部統制の強化 内部統制については、法令等を遵守しつつ業務を行い、法人の目的を有効かつ効率的に果たす観点から、JSC 内の内部統制委員会において内部統制アクションプランの策定及び進捗確認を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>(1) 業務運営に係る経営方針の明確化するため、以下の取組を行う。 ① 年度初めに理事長による平成 30 年度の業務運営に係る方針の説明会を開催することにより経営方針の明確化と浸透を図るとともに、役員と職員の意見交換の</p> | <p><主な定量的指標> 特になし</p> | <p>法人の業務実績・自己評価</p> <p>業務実績</p> <p><主要な業務実績> 1. 業務運営に係る経営方針の明確化 経営方針を明確化し、内部統制の充実・強化を図るため、理事長がリーダーシップを発揮できる体制の推進を中心として以下の取組を行った。 (1) 理事長による経営方針等の説明 ① 経営方針説明会の実施 契約職員を含む全役職員向け理事長による平成 30 年度経営方針説明を直接説明する機会を設け、本部及び HPSC の 2 か所で実施した（平成 30 年 4 月 11 日）。なお、支所に勤務する職員等参加できなかった職員に対しては、社内報において、録画した動画及び説明内容を即座に共有した。 また、理事長から全役職員に向け、その年の重点項目や内部統制の重要性を交えた年頭あいさつを実施し（平成 31 年 1 月 7 日）、同様に社内報に全文を掲載し、全社的な意識の統一を図った。 ② 経営課題の共有 「第 4 期中期目標期間における業務の考え方」や「平成 29 年度・第 3 期中期目標期間 大臣評価結果」について、理事長から部長等へ対面で説明するとともに、全職員に向け掲示板（イントラネット）にてメッセージを掲載し、経営課題に対する認識の共有を図った。</p> | | <p>自己評価</p> <p><評定と根拠> 評定：B 内部統制の更なる充実・強化を図るため、理事長のリーダーシップの下、経営状況に関する説明会、内部統制研修会の開催を複数回行い、職員への意識浸透を図った。また、平成 30 年度においては、平成 28 年度より実施してきた「車座ミーティング」を発展させた「JSC クロスミーティング」や職場訪問を実施し、風通しの良い組織風土づくりの更なる推進を図った。 内部統制の重要性についての意識を職員に対し浸透させる取組として、平成 30 年度に新たに企画・実施した内部統制研修会では、参加者の満足度が 92% となり内部統制についての理解促進、意識の醸成が図れたとともに、平成 30 年度の職員意識調査では、内部統制の「意識度」が</p> | | <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項> —</p> <p><その他事項></p> |

| | | | | | | |
|--|---|--|--|--|---|--|
| <p>り、PDCA サイクルの確立と徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制に関するアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、それに基づいた内部統制の取組を推進・強化する。 | <p>(2) 内部統制に関する役職員の認識について、中期計画期間を通じて定期的にアンケート等により調査し、その結果を踏まえて検討された対策を講じていくとともに、研修等を通じて、内部統制の重要性について浸透を図る。</p> <p>(3) 業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で毎年度作成する年間の監査計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促すとともに、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。これらモニタリングの取組を着実に実施することにより、PDCA サイクルの確立と徹底を図る。</p> | <p>場を設けるなど、JSC の基本理念、運営方針及び役職員の行動指針の周知徹底を図る。</p> <p>② 役員会に付議すべき事項に基づき重要事項に関して役員会において審議・報告を行い、適切かつ迅速な意思決定を行う。</p> <p>(2) 内部統制に対する職員への理解促進を図るための取組を通じて内部統制の重要性について浸透を図るとともに、職員の意識調査を年1回行い、その結果を踏まえ各部署へのヒアリング等による状況把握を行い、次年度の取組につなげる。</p> <p>(3) 業務が適正かつ効率的、効果的に行われているかモニタリングするとともに、業務実施状況の自己評価を以下のとおり実施する。</p> <p>① 業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で平成30年度の監査計画を作成する。同計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促す。また、平成29年度の監査の結果により是正又は改善を促した事項があれば、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。</p> <p>② 定期的なミーティング等により業務の</p> | | <p>(2) コミュニケーションの活性化</p> <p>① JSC クロスミーティングの実施 理事長と職員が直接コミュニケーションをとる機会として、平成28年、平成29年度に開催した「車座ミーティング」の内容を発展させ、平成30年度からは新たに「JSC クロスミーティング」を実施した(平成30年度：6回開催、計47名参加)。クロスミーティングでは、「より深く」「より近く」「より多様に」をキーワードとし、「車座ミーティング」より人数を少なくし、議論を掘り下げるためテーマを設定したほか、勤務地や職階に関わらず幅広い人選を行い、より活発な議論ができるよう工夫した。事後アンケートでは、参加者の87%が、有効な機会だと回答している。職員から出された意見、提案については、次年度の取組につなげていく。</p> <p>② 職場訪問の実施 平成30年度からの新たな取組として、理事長による職場訪問を実施し、(17部署、本部事務所以外も含む)、理事長と職員が共通理解を持つ機会として、理事長が各部署の現状を実際に見て回り、直接かかわることの少ない職員とコミュニケーションを図った。</p> <p>③ イン트라ネットを活用した取組 社内報に理事長の活動報告を掲載するページを設置し、理事長が日々感じ気づいたことをつづり、職員への考えや思いを共有するとともに、「理事長通信」としてイン트라ネットに式典の参加等社外での活動を共有し、外部の動きなどの理解促進を図った。</p> <p>(3) 適切な意思決定の遂行 重要事項に関する審議・報告を行うための役員会を開催した(計32回)。また、重要な案件については、毎週月曜日に開催される役員ミーティングの場において情報の共有が事前になされ、役員会における迅速かつ適切な審議に寄与した。なお、意思決定の過程を明らかにするため、イン트라ネットにおいて資料を職員に共有した。</p> <p>2. 内部統制に対する職員への理解促進</p> <p>(1) 研修会の企画・実施 平成30年度においては、内部統制に関する基礎的な知識の習得を目的として、研修会を企画し開催した(8回開催、計417名参加)。なお、参加者へのアンケート結果においては、92%から高評価を得た(4段階で「とてもよかった」、「よかった」の割合)。</p> <p>(2) 職員意識調査の実施 「平成29年度 JSC 職員意識調査」の結果を部署別に分析し、部長職へのフィードバックを実施した。特に、自由記述については、個人が特定されないよう配慮しつつ、批判的な情報も含めフィードバックを行い、業務改善に向けた取組に活用した。ま</p> | <p>平成29年度の73%から88%に大幅に向上したことから、内部統制の重要性についての意識が一層浸透してきていると評価できる。職員意識調査については、好事例の共有だけでなく、職員からの多様な意見を各部署の部長職に直接フィードバックするなど対応した。</p> <p>「JSC クロスミーティング」や職員意識調査等の取組は、運営点検会議等外部有識者会議の委員からも高い評価を受けているほか、平成30年4月には総務省独立行政法人評価制度委員会事務局から、理事長の強いリーダーシップの下、組織風土改革に精力的かつ継続的に取り組んでいることについて、他法人にとっても好事例であるとのコメントを受けたことも考慮し、より一層積極的に取り組んだ。</p> <p>また、業務が適正かつ効率的に行われているかについて、定期的に監事監査及び自己評価委員会を開催し、適正に行われていることを確認するとともに、「内部統制評価に関する5年間を見据えた基本方針」及び「平成30年度アクションプラン」を作成し、内部統制委員会や運営点検会議において、進捗状況の確認を行った。</p> <p>リスク管理については、リスク管理委員会を中心として、「リスク管理基本計画」及び「リスク管理アクションプログラム」を策定の上、PDCA サイクルに基づき着実に実施した。また、過年度において情報公開法に基づく開示請求への対応が適切になされていなかった事案が発覚したことについては、発覚後速やかに当該事案について所要の手続を進めて完了させるとともに、理事長指揮の下、発生原因の究明や再発防止策の策定を行</p> | |
|--|---|--|--|--|---|--|

| | | | | | | |
|--|---|--|--|---|---|--|
| | <p>(4) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)における内部統制の基本的要素を踏まえ、内部統制の強化に関する5年間を見据えたアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを平成30年度中に作成し、内部統制委員会や運営点検会議においてその進捗状況を確認することにより、アクションプランに記載した事項を着実に実施する。</p> | <p>進捗を役員に適時報告するとともに、各部においては理事への定期的な業務報告を行うとともに、理事長を長としたJSC内部の自己評価委員会において業務実施状況の進行管理を行い、それに基づいて年度計画の達成状況について自己評価を行う。</p> <p>(4) 内部統制強化に関する5年間を見据えた基本方針を作成する。あわせて平成30年度のアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、アクションプランに記載した事項を着実に実施するとともに、内部統制委員会において定期的に進捗状況の確認することなどにより、必要な改善に計画的に取り組む。</p> <p>(5) リスク管理・危機対応については、リスク管理委員会を中心として、前年度のアクションプログラムの取組状況の検証・モニタリング結果を踏まえ、平成30年度のリスク管理基本計画及びアクションプログラムを策定し、リスク対策を着実に実施する。</p> | | <p>た、フィードバックを踏まえた各部署での取組状況のフォローアップを実施し、好事例を社内報に掲載した。平成30年12月には「平成30年度JSC職員意識調査」を実施し、速報値を「運営点検会議」に示し、JSCの状況について助言を受けた。</p> <p>【平成30年度結果概要(回答率82%)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制を意識している職員の割合(※)は88%となり、平成29年度の73%を大幅に上回った。これは(1)に記載した内部統制研修会等の取組が有効であったと推察される。 ・担当業務のリスクを意識している職員の割合は89%となり、平成29年度の84%を上回ったほか、規程遵守の意識については84%(平成29年度76%)、パッドニュースファーストの意識度については84%(同76%)。 ※「意識している」「時々意識している」の割合 ・一方、部署内の風通しを「良い」とした回答者は55%と過半数を超えたが、JSC全体の風通しを「良い」とした回答者は21%に留まり大きな乖離が見られ、縦割り組織や部署間の連携不足といった組織的な風通しが課題となっている状況が見受けられる。今後は、より組織的に風通しを良くするための体制の工夫が必要と認識した。 <p>3. 業務が適正かつ効率的、効果的に行われていることのモニタリング</p> <p>(1) 監事による監査の実施状況</p> <p>① 監事監査の実施 平成30年度の監事監査計画を策定して、業務監査及び会計監査を実施</p> <p>② 理事長との意見交換等の状況 ・理事長との定期的会合の実施 平成30年度は4回、監査の結果について意見交換を実施。監事の意見は、理事長から内部統制の推進に係る総合調整を行っている部署を通じて関係部署に伝えられ、理事長は次の会合時に各部署で執られた対応などについて報告 ・監査報告についての説明 以下の6項目について記載した平成29年度の監査報告を作成し、理事長及び役員会にその内容を説明 ア 業務の適正かつ効率的な実施 イ 内部統制システムの整備及び運用 ウ 役員の職務の遂行 エ 会計監査人による財務諸表等の監査 オ 事業報告書の内容 カ 過去の閣議決定において定められた監査事項 いずれの項目についても適正である旨の意見を記載</p> <p>③ 監査の結果に基づく意見への対応状況 (主な監事の意見/意見への対応) ・支所における「学校安全業務運営会議」等の議事録の作成業務の省力化・効率化/平成30年度以降に開催する二つの会</p> | <p>うなど、組織的に対応した。</p> <p>以上のとおり、所期の目標を達成したことから、B評価とする。</p> <p><課題と対応> 平成30年度の内部統制に関する状況を踏まえ、内部統制の基本的要素(統制環境、リスク評価・対応、統制活動、モニタリング)ごとに有効性や実効性等の観点から、内部統制アクションプランを見直し、記載した事項を着実に実施する。 また、コンプライアンスの確保及びパッドニュースファーストの浸透等を通じて、ガバナンス強化を図るため、研修会や意識調査を通して、引き続き理解促進に努めるとともに、意識調査の結果については各部長職へフィードバックを行い部署ごとに認識を高め、個別意見に対しても組織として取り組むべき改善点として対応する。 情報開示請求対応に関しては、不適切な事案が発生していたことを重く受け止め、上記の取組の一層の推進を念頭に置いた再発防止策の徹底や全役職員へのコンプライアンス意識の涵養に努める。</p> | |
|--|---|--|--|---|---|--|

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>議等については議事要旨を作成することとし、全支所に周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員報酬単価表等の作成／「日本スポーツ振興センターにおける謝金の基準について」を制定（平成31年4月1日から適用）し、外部者を委員として委嘱する際の統一的な基準を整理することにより客観性や透明性を確保 ・平成30年度からの中期計画を踏まえた研修体制の構築等／人事・人材育成の基本的な考え方を整理し、この考え方を基に今後計画的に実施 ・スポーツ振興事業助成金の実態調査結果のフィードバック／既往の取組に加えて、実態調査結果の分析・集計から得られた情報を募集説明会の資料に記載して参加団体に配布し周知徹底することにより不適正な事態の発生を未然に防止 <p>(2) 監査室による内部監査の実施状況</p> <p>① 内部監査</p> <p>平成30年度の監査室監査計画を策定し、以下の監査項目について内部監査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約に関する監査 ・資産管理の状況に関する監査 ・競争的資金等に関する監査 ・支所の監査 ・法人文書の管理に関する監査 ・保有個人情報の管理に関する監査 ・特定個人情報の管理に関する監査 ・情報セキュリティに関する監査 <p>② 内部監査報告書の提出</p> <p>平成29年度の監査室監査計画に基づき実施した監査の結果を取りまとめた内部監査報告書を作成し、理事長に提出した。その内容については役員会に報告するとともに、内部監査報告書のデータをイントラネット上に掲載して情報共有を図った。監査室は、関係部署からは是正改善の措置状況の報告又は改善計画の提出を受け、その措置状況又は履行状況について点検を行い、その結果を理事長に報告した。これらの手続により、監査の実効性が確保されていることを確認した。</p> <p>監査の結果を踏まえた主な対応は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金等に関する指摘事項について、誤って登録した固定資産の情報（取得財源に関する情報）を修正 ・支所で長期間未利用の固定資産に関する指摘事項について、所定の手続を実施（不用決定請求を経て廃棄等） ・法人文書の管理に関する指摘事項について、関係する規定を改正（勤務時間管理員による勤務時間報告書の「管理保管に関する事務」の範囲を明確化） ・特定個人情報の点検に関する指摘事項について、関係する規定を改正（保有個人情報の点検の実施者が特定個人情報の点検を併せて実施していた状況を踏まえたもの） | |
|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | <p>(3) 自己評価委員会の開催 業務の実施状況を把握し、適格に遂行することを目的として、理事長を委員長とする自己評価委員会を定期的に開催し、業務の進捗を部署横断的に確認した。平成 30 年度においては 3 回（平成 30 年 5 月 28 日、11 月 16 日、平成 31 年 2 月 15 日）開催し、業務の実施過程における懸案事項の共有や、目標達成に向けたプロセス等を把握した。</p> <p>4. 内部統制強化に関する取組 「内部統制に関する 5 年間を見据えた基本方針」、「平成 30 年度アクションプラン」及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、四半期ごとに開催の内部統制委員会において適切な進行管理に努めた。 また、運営点検会議でも進捗状況の確認等を通じて、ガバナンスの点検や必要な助言を受け、計画的に内部統制を推進した。</p> <p>5. 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応状況</p> <p>(1) リスク管理委員会の開催 リスク管理委員会において「平成 30 年度リスク管理基本計画」を策定し、当該計画に基づき、担当部署においてリスクの再評価を行い、優先的に対応すべきリスクを選定し「リスク管理アクションプログラム」を策定した。 リスク対策の実施状況については、リスク管理委員会において定期的に検証・フォローを行い、着実に実施した（アクションプログラムの達成度：92.2%）。</p> <p>【リスク管理委員会】</p> <table border="1" data-bbox="1048 845 1588 1174"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>日付</th> <th>議題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 回</td> <td>H30 年 4 月 13 日</td> <td>H29 年度リスク管理アクションプログラム実施状況確認等</td> </tr> <tr> <td>第 2 回</td> <td>H30 年 5 月 18 日</td> <td>H30 年度リスク管理基本計画の審議等</td> </tr> <tr> <td>第 3 回</td> <td>H30 年 10 月 12 日</td> <td>H30 年度リスク管理アクションプログラム実施状況の確認</td> </tr> <tr> <td>第 4 回</td> <td>H31 年 3 月 15 日</td> <td>H30 年度リスク管理アクションプログラム実施状況の確認、H31 年度リスク管理基本計画の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) リスク事案への対応 平成 25 年度から平成 27 年度までの間になされた法人文書の開示請求が 201 件、25 年度から 28 年度までの間になされた審査請求が 7 件あったが、同時期に多数の開示請求がなされたこと、担当部署において他業務が著しく繁忙であったことから、以下のとおり、期限内に開示決定等がなされていないかった。 ・開示請求を受けて処理中の事案のうち、開示決定等の期限を超過：28 件</p> | 回数 | 日付 | 議題 | 第 1 回 | H30 年 4 月 13 日 | H29 年度リスク管理アクションプログラム実施状況確認等 | 第 2 回 | H30 年 5 月 18 日 | H30 年度リスク管理基本計画の審議等 | 第 3 回 | H30 年 10 月 12 日 | H30 年度リスク管理アクションプログラム実施状況の確認 | 第 4 回 | H31 年 3 月 15 日 | H30 年度リスク管理アクションプログラム実施状況の確認、H31 年度リスク管理基本計画の確認 | | |
|-------|-----------------|---|--|--|--|----|----|----|-------|----------------|------------------------------|-------|----------------|---------------------|-------|-----------------|------------------------------|-------|----------------|---|--|--|
| 回数 | 日付 | 議題 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 1 回 | H30 年 4 月 13 日 | H29 年度リスク管理アクションプログラム実施状況確認等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 2 回 | H30 年 5 月 18 日 | H30 年度リスク管理基本計画の審議等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 3 回 | H30 年 10 月 12 日 | H30 年度リスク管理アクションプログラム実施状況の確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 4 回 | H31 年 3 月 15 日 | H30 年度リスク管理アクションプログラム実施状況の確認、H31 年度リスク管理基本計画の確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| | | | | <p>・審査会への諮問準備中等の事案のうち、審査請求を受けてから90日を超過：5件 (毎年度、総務省から情報公開法の施行状況について公表)</p> <p>平成30年度においては、上記の開示決定等28件、審査請求対応5件全てについて所要の手続を完了させるとともに、理事長の指揮の下、発生原因の究明や再発防止策の策定を行うなど、組織的に対応した。具体的には、「パッドニュースファースト」の浸透を通じたガバナンス強化などの再発防止策を策定するとともに、役員間でコンプライアンスの確保とガバナンス強化が経営の最優先課題であることを再確認した。</p> <p>これらのことについては、平成30年度末における組織的な整理を踏まえ、平成31年4月に全職員に対して理事長の経営方針として発信し、法令等遵守の徹底を図りつつ内部統制の一層の強化を行った。</p> | |
|--|--|--|--|---|--|

| | | | | |
|------------|--|--|--|--|
| 4. その他参考情報 | | | | |
| 特になし | | | | |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|----------|-----------------------|--|
| IV-3 | 適正な人員配置等 | | |
| 当該項目の重要度、 難易度 | — | 関連する政策評価・ 行政事業レビュー | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | |
|-------------|------|------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|--|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期 間最終年度値等） | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | （参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報 | |
| | | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|--|---|---|---------------------------------|--|--|--|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | | |
| <p>3. 適正な人員配置等 業務の効果的・効率的な実施のため、人員の適正かつ柔軟な配置を行うとともに、組織の機能向上のため、組織運営についても不断の見直しを行うこととする。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 組織の肥大化を防ぐため、平成 30 年度中に中長期的視野に立った人員計画を作成し、それに基づいた適切な人員配置を行う。 既存業務の点検や職員からのヒアリング等を通じて、業務量等を把握することにより、適正な人員配置や組織の見直しを行う。 人事に関する基本方針に基づき、研修機会の充実や適切な人員配置を行い、職員 | <p>3. 適正な人員配置等 質の高い業務運営を行い、JSC の目的を確実に達成するため、中期目標期間を通じて専門性のある業務を含め必要な人材の育成・確保に努めるとともに、人員の適正かつ柔軟な配置を行い、組織の機能を向上させる。</p> <p>(1) 組織の規模を適切に管理するため、既存業務の点検等による業務の効率化を行うことと連動して、平成 30 年度中に中長期的視野に立った人員計画を作成し、それに基づいた人員配置を行う。また、作成した人員計画を踏まえた採用や人事交流等を通じて、業務に必要な人材を確保する。</p> | <p>3 適正な人員配置等 スポーツ基本法・スポーツ基本計画等に基づく JSC の役割を踏まえ、組織の機能を向上させるよう、適正な人員配置を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 平成 30 年度中に、平成 25 年度に JSC 内で整理した「人事・人材育成の基本的な考え方」を念頭においた中長期的視野に立った人員計画を作成し、次の採用・育成等の取組を行う。</p> <p>① 既存業務の点検により整理された業務の優先度等を踏まえ、中期目標期間中に行う業務を着実かつ効率的に推進するため、中長期的視野に立った人員計画を</p> | <p><主な定量的指標> 特になし</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>1. 中長期的視野に立った人事計画</p> <p>(1) 第 4 期中期目標達成に向け、限られた経営資源を有効かつ適切に配分するため、今後 5 年間の見直しとなる「重点配分の考え方」とそれに基づく人員計画と予算配分について、「第 4 期中期目標期間における業務の考え方（平成 30 年 4 月 25 日役員決定）」を定めるとともに、目標達成を勘案しつつ組織運営に支障がないよう中長期的視野に立った人員計画を平成 31 年 3 月 28 日の臨時役員会において審議・了承した。</p> <p>(2) 「第 4 期中期目標期間における業務の考え方」に基づき、計画的な採用を行うとともに、多様な、業務に必要とされる優れた人材確保のため採用方法の複線化を図った。</p> <p>【平成 30 年度職員採用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員採用統一試験 2 名 専門的分野個別試験 1 名 人事交流 12 名 内部登用 3 名 <p>(3) 人事交流等で採用した専門人材を適材適所に配置し、新国立競技場整備事業や代々木競技場耐震改修工事をはじめとした、高い専門性を有する業務を優先的かつ着実に推進できるように体制整備を図った。</p> | <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>JSC が置かれている環境に鑑みつつ中長期的視野に立った人員計画を策定するとともに、多様な人材を確保するための採用方法の複線化や人事交流等による専門人材の確保を進め、着実な業務運営を行った。また、業務量が増える中、業務の分散などの削減策への取組や職員に対する管理職による健康管理も含めた面談を必要に応じて実施することにより、随時業務量を把握した。</p> <p>研修については、外部有識者を招聘するほか、JSC 職員の知見を有効に活用することにより、職員全体の研修及び専門研修等、職員全体の能力の向上が図れるよう年間を通じて多様な研修を実施した。</p> <p>働きやすい職場環境の整備に向け、男女共同参画基本方針に基づき女性職員の採用や登用に</p> | <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の採用、管理職及び課長補佐職の登用に占める女性の割合はいずれも目標を達成しているものの、男女共同参画の更なる推進のため、母数の大小に配慮しつつ目標値の引き上げも含めた検討を行うなど、より一層の取組が行われることを期待する。 <p><その他事項></p> | |

| <p>の能力や専門性、モチベーションを向上させることにより、法人全体の業務成果の最大化を図る。</p> <p>・男女共同参画の推進及び障害者雇用の推進のための措置を通じて、職場環境の充実を図る。</p> | <p>(2) 既存業務の点検や職員からのヒアリング等を通じて、業務量等を把握することにより、業務の状況を踏まえた適正な人員配置や組織の見直しを行う。</p> <p>(3) 業務成果の最大化を図るため、JSC 業務の理解、JSC を取り巻く環境・情勢の理解、職階に応じた知識の習得など、多様な研修を計画的に実施する。</p> | <p>策定し、状況に応じた柔軟な見直しを図る。</p> <p>② 職員の採用は、総人件費の抑制に留意した計画的な採用を行う一方、研究・支援や施設運営等の多様な業務に必要な優れた人材を確保するため、人事交流、専門的分野での個別試験、内部登用試験等による採用方法の複線化を図る。</p> <p>③ 人員計画及び採用計画を踏まえ、特に今中期目標期間の業務のうち優先度の高いとされた業務を着実に推進するため、専門的知識を有する外部人材を配置するなど、必要な体制を整備する。</p> <p>(2) 平成30年度中に策定する中長期的視野に立った人員計画に加え、超過勤務時間等の調査や、各部等における固有の状況を把握するためのヒアリングを通じて、業務量を随時検証し、必要に応じた組織体制及び定員配置の見直しを行う。</p> <p>(3) 業務を効果的、効率的に実施するため「人事・人材育成の基本的な考え方」に基づき、JSC を取り巻く環境・情勢の理解、職階に応じた知識の獲得などの研修を実施する。平成30年度においては、中期計画・目標の確実な実施に向けて必要な研修を整理し、予算状況も踏まえ、早期に年間研修計画を</p> | | <p>2. 業務の状況を踏まえた適正な人員配置や組織の見直し</p> <p>2020年東京大会を控え業務が多様化する中、ハイパフォーマンスセンターの組織体制見直しにより業務の効率化及び組織機能の向上が図られたこと、超過勤務時間数の多い職員に対する面談の実施等、適切な管理に努めた。</p> <p>3. 研修等の実施</p> <p>業務を適正かつ効果的、効率的に実施するため、JSC を取り巻く環境・情勢の理解、職務能力の向上、職階に応じた知識の獲得等を目的とし、外部団体主催の研修に参加させるとともに、目的や内容に応じて外部有識者の招聘、職員による講義、e-ラーニングなどによる研修を企画・実施した。これらの研修以外にも各部の業務に合わせた研修の実施により、全て合わせて246回、延べ4,185人が受講した。</p> <p>さらに平成29年度に実施した「風通し検討プロジェクト」での研修機会の充実が必要との提言を踏まえ、平成30年度は、新入職員研修を4月に実施したことに加え、7月にフォローアップ研修を実施し、業務理解の促進や知識の定着、組織全体を意識した仕事感覚を養成するなど、研修内容の工夫・充実を行った。</p> <p>【主な研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修 4月～7月 307名 ・国のスポーツ情勢に関する研修 8月6日 90名 ・内部統制研修 9月～12月 450名 ・ハラスメント研修 9月～3月 全役職員 ・情報セキュリティ研修 (e-ラーニング) 12月～2月 全役職員 ・文部科学省文教団体共同職員研修会 10月17～19日 2名 ・政府関係法人会計事務職員研修 10/3～11/16 2名 <p>4. 男女共同参画等への取組</p> <p>(1) 「男女共同参画に関する基本方針」(平成30年3月30日一部改正)に基づき、女性職員の採用、管理職及び課長補佐職の登用を実施し、以下のとおり計画を達成した。</p> <p>(採用等に占める女性の割合)</p> <table border="1" data-bbox="1057 1013 1590 1133"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>計画</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採用</td> <td>30%以上</td> <td>33.3% (2名/6名)</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>7%以上</td> <td>13.2% (12名/91名)</td> </tr> <tr> <td>課長補佐職</td> <td>12%以上</td> <td>29.2% (26名/89名)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成31年3月31日現在)</p> <p>(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に配慮した職場環境を推進するため、年次有給休暇等の休暇取得促進の呼びかけを定期的にイントラネット等で行った。</p> <p>(3) ハラスメントの防止・メンタルヘルスについて、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各職場に相談員計20名を均一的かつ男女のバランスにも配慮して配置し、サポート体制を継続した。 ・全役職員を対象に「ハラスメント研修」を実施し、役員及び | 区分 | 計画 | H30 | 採用 | 30%以上 | 33.3% (2名/6名) | 管理職 | 7%以上 | 13.2% (12名/91名) | 課長補佐職 | 12%以上 | 29.2% (26名/89名) | <p>努めたとともに、ハラスメントやメンタルヘルスについては、サポート体制を構築するとともに、特にハラスメントについては全役職員を対象とする研修を実施し意識向上を図った。</p> <p>以上のとおり、所期の目標を達成したことから、B評価とする。</p> <p><課題と対応></p> <p>人件費の削減を見据えつつも、今後のJSCに課せられる業務を見極め、適切な体制整備が必要である。また、専門知識を必要とする分野においては、外部と連携した人事交流も含め、人材の確保を進めるとともに、人材育成については、引き続き、JSC 業務への理解、取り巻く環境・情勢の理解、職階に応じた知識の習得など、多様な研修の計画的な実施に努めることが必要である。</p> <p>男女共同参画の更なる推進や職場環境改善等、より適切な対応に努めることが必要である。</p> |
|---|---|---|--|--|----|----|-----|----|-------|---------------|-----|------|-----------------|-------|-------|-----------------|--|
| 区分 | 計画 | H30 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 採用 | 30%以上 | 33.3% (2名/6名) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理職 | 7%以上 | 13.2% (12名/91名) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課長補佐職 | 12%以上 | 29.2% (26名/89名) | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|--|---|--|---|--|--|
| | <p>(4) 男女共同参画及び障害者雇用の推進に取り組むとともに、ハラスメントの防止、メンタルヘルス対策の推進等の職場環境の充実を図る。</p> | <p>立て計画的に研修を実施する。</p> <p>(4) JSC において定めた「男女共同参画基本方針」(平成24年3月22日制定)に基づく目標を達成するため、女性職員の採用促進・役職登用等の男女共同参画の推進に努め、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した行動計画により女性の長期的な活躍に向けた取組を推進する。</p> <p>また、ハラスメント、メンタルヘルスについては相談・サポート体制の充実を図る。特にメンタルヘルスに対する取組として、産業医による健康診断及びストレスチェックの診断結果の一元管理が行えるよう整備し、必要に応じてサポートができる体制を整える。</p> <p>加えて、組織的な対応として策定した職場復帰支援プログラムの周知と円滑な職場復帰の支援に対する理解、ハラスメントに対する意識向上を図るための研修等を実施する。</p> | | <p>管理職には管理者向けの内容を追加し、ハラスメントに対する意識向上を図った。(平成30年9月中旬～平成31年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的な対応として策定した「職場復帰支援プログラム」について、イントラネット掲出による周知を継続するとともに、ストレスチェックを実施(平成30年10月中旬～11月)し、その結果は健康診断結果と一元管理を行い、産業医と連携したサポート体制を整備した。また、高ストレス者のうち希望者には産業医による面談を実施した。職員の復職時には、円滑な職場復帰のため、プログラムに沿って個別対応を実施した。 ・メンタルヘルスサポートとして、職員のプライバシーにも配慮し、外部専門機関へ直接相談できる環境を継続した。 <p>(4) 障害者雇用の推進</p> <p>障害者雇用の推進に向け、計画的な採用及び働きやすい職場環境の整備に努め、法定雇用率(2.5%)を上回る2.9%の雇用を行った。</p> | | |
|--|--|---|--|---|--|--|

| |
|------------|
| 4. その他参考情報 |
| 特になし |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|---------------|-------------------|----------------------|
| IV-4 | 情報セキュリティ対策の強化 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和元年度行政事業レビュー番号：0328 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | |
|-------------|------|--------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|--|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | （参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報 | |
| | | | | | | | | | |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
|---|--|---|------------------------------------|--|--|--|----|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 |
| <p>4. 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」及びサイバーセキュリティ対策に関する対策の基準となる「統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティポリシーを随時見直すとともに、全ての職員が情報セキュリティに関しての理解度が深まるように周知徹底を行う。 情報セキュリティに関する職員の専門性 | <p>4. 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>情報セキュリティについて以下の取組を行うことにより、中期目標期間を通じて情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化する。</p> <p>（1）情報セキュリティレベルを高めるため、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）及びサイバーセキュリティ対策に関する対策の基準となる「統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー（「独立行政法人日本スポーツ振興センター情報セキュリティ管理運用細則」）等の関係規程を適切に見直すとともに、役職員の理解を促進するための手引書を平成 30 年度</p> | <p>4. 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>情報セキュリティについて以下の取組を行うことにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化する。</p> <p>（1）情報セキュリティレベルを高めるため、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）及びサイバーセキュリティ対策に関する対策の基準となる「統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー（「独立行政法人日本スポーツ振興センター情報セキュリティ管理運用細則」）等の関係規程を適切に見直すとともに、役職員の理解を促進するための手引書を作成する。</p> | <p><主な定量的指標></p> <p>特になし</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>大規模国際大会の開催に向けて、サイバー攻撃などに適切に対処できるよう、情報セキュリティ管理能力の更なる向上を目指し、最高情報セキュリティアドバイザー等を委嘱し体制強化を図り、また、関係機関と連携し、以下の取組により情報セキュリティ対策を強化した。</p> <p>1. 関係規程の見直し及び手引書の作成</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）及びサイバーセキュリティ対策に関する対策の基準となる「統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等の関係規程を適切に見直すとともに、内閣サイバーセキュリティセンターが公開している情報等を基に「JSC 情報セキュリティの手引き」を作成し、役職員が情報セキュリティをより適切に遵守するために、イントラネット上に掲載した。</p> <p>2. 情報セキュリティに関する研修等の実施</p> <p>（1）全役職員対象研修の実施（受講率 100%） テーマ：「マルウェア感染とその予防」 実施方法：e-ラーニング</p> <p>e-ラーニングの教材については、職員によりわかりやすく伝えるため、独自の教材を作成した。また、非常勤も含め全ての役職員が受講できるように、受講期間を 1 か月程度設けた上、受講状況を確認しながら期限終了前には未受講者に受講を促すことを繰り返し、上司からも受講するよう指導させ、</p> | <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>平成 30 年度「情報セキュリティ対策推進計画」等に基づき、年度計画に定められた取組を着実に実行した。</p> <p>特に、研修の実施については、全役職員向けの研修に e-ラーニング教材を導入したことで 100%の受講率を達成し、組織的対応能力の強化に取り組むことができた。</p> <p>さらに、政府系機関主催の研修会等に情報セキュリティに関する業務に従事する職員を積極的に参加させ、情報セキュリティに関する専門性を高めた。</p> <p>以上のとおり所期の目標を達成したことから、B 評価とする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、関係規程を適切に</p> | <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の理解促進と意識向上に取り組んでいるところであるが、情報セキュリティインシデントの発生件数により取組の効果を測るなど、情報セキュリティインシデントの発生を防ぐ有効な取組が行われることを期待する。 <p><その他事項></p> <p>独立行政法人日本スポーツ振興センターの評価等に関する有識者会合において、有識者より以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティイン | |

| <p>を高めるため、職員の研修機会の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ監査、情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。 | <p>中に作成する。</p> <p>(2) 全ての役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力を強化する。また、研修後にイーラーニング形式のアンケート調査を実施し、理解度の確認と自己学習による理解の徹底を図るとともに研修内容の改善及び充実を図る。</p> <p>(3) 情報セキュリティに関する職員の専門性を高めるため、政府系機関主催の研修会等を有効に活用することにより、職員の研修機会の充実を図る。</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に把握し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図るため、情報セキュリティ監査を毎年度実施し、監査結果等を踏まえて改善策を検討し「情報セキュリティ対策推進計画」として取りまとめ、それに基づいた改善策を実施する。</p> | <p>(2) 全ての職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力を強化する。また、研修後にアンケート調査を実施し、理解度を測定するとともに研修内容の改善及び充実を図る。</p> <p>(3) 情報セキュリティに関する業務に従事する職員の専門性を高めるため、政府系機関主催の研修会等に職員を参加させる。</p> <p>(4) 平成29年度に実施された外部機関によるセキュリティマネジメント監査で指摘された事項等を基に平成30年度の「情報セキュリティ対策推進計画」を立案し、改善策を実行する。また、当該改善策の実施状況に関する情報セキュリティ監査の結果を踏まえ、さらなる改善に資する事項を次年度の「情報セキュリティ対策推進計画」等に反映させるなどにより、情報セキュリティ対策の改善を促進する。</p> | | <p>100%の受講を達成した。</p> <p>なお、e-ラーニングの受講の最後に、確認テストによるフォローアップを行い、10問全問正解するまで受講完了しない仕組みにすることで、研修の実効性を確保した。</p> <p>(2) 情報セキュリティに関する各種担当職員向け研修の実施 組織的な情報セキュリティレベルを高めるため、システム調達・運用管理業務の担当職員向け研修を行うとともに、情報機器を事務所外で使用する職員向けの研修を行った。</p> <p>(3) 標的型攻撃メール対応訓練の実施 平日頃からメール開封における情報セキュリティの意識付けのみならず、不審メール受信事実の速やかな組織内情報共有の浸透も視野に入れて訓練した。</p> <p>3. 政府系機関主催の研修会等への参加 情報セキュリティインシデントへの個々の職員の対応能力（知識やスキル）の向上を目的として、警視庁、文部科学省、内閣サイバーセキュリティセンター等が主催する全ての研修会や勉強会、訓練に参加し、インターネットからのサイバー攻撃の最新知識を習得した。(全25回、延べ63名参加)</p> <p>4. 情報セキュリティ対策実施状況の定期的な把握等 外部機関による平成29年度情報セキュリティマネジメント監査における指摘事項も踏まえ、組織的な情報セキュリティ管理能力を向上させるため、平成30年度の「情報セキュリティ対策推進計画」を情報セキュリティ委員会の審議により策定し、以下の取組を着実に実行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修の実施 ・関係規程の見直し及び手引書の作成 ・クラウドサービスのセキュリティ対策を強化（グループウェアの更新時に実施） ・情報セキュリティ監査の実施 ・情報セキュリティ委員会の開催（以下参照） <table border="1" data-bbox="1025 1155 1554 1441"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>日付</th> <th>議題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>H30年 7月20日</td> <td>・対策推進計画案審議 ・監査結果報告</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>H30年 11月20日</td> <td>・対策推進計画修正審議 ・新規規程制定審議 ・政府統一基準改定報告</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>H31年 2月15日</td> <td>・対策推進計画修正審議 ・新規規程制定審議 ・フォロー監査状況報告 ・外部研修内容報告</td> </tr> </tbody> </table> | 回数 | 日付 | 議題 | 第1回 | H30年 7月20日 | ・対策推進計画案審議 ・監査結果報告 | 第2回 | H30年 11月20日 | ・対策推進計画修正審議 ・新規規程制定審議 ・政府統一基準改定報告 | 第3回 | H31年 2月15日 | ・対策推進計画修正審議 ・新規規程制定審議 ・フォロー監査状況報告 ・外部研修内容報告 | <p>見直すとともに、手引書の内容をさらに充実させ、役職員が情報セキュリティをより適切に遵守できる環境を整備していく必要がある。</p> <p>また、情報セキュリティ対策推進計画については、平成30年度の情報セキュリティ監査における指摘を踏まえたり、新たにリスク評価作業や最高情報セキュリティアドバイザーによる助言を取り入れたりすることで、更に質の高い計画を策定し、効果的に取組を実行する。</p> | <p>シデントに関しては厳正に対処すべきであり、その発件数も評価すべきである。</p> |
|--|---|---|--|---|----|----|----|-----|---------------|-----------------------|-----|----------------|---|-----|---------------|--|---|---|
| 回数 | 日付 | 議題 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1回 | H30年 7月20日 | ・対策推進計画案審議 ・監査結果報告 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2回 | H30年 11月20日 | ・対策推進計画修正審議 ・新規規程制定審議 ・政府統一基準改定報告 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3回 | H31年 2月15日 | ・対策推進計画修正審議 ・新規規程制定審議 ・フォロー監査状況報告 ・外部研修内容報告 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|-----|---------------|---|--|--|
| | | | | | 第4回 | H31年 3月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・対策推進計画実施状況報告 ・新規規程制定審議 ・「高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価ガイドライン」による評価作業状況の報告 ・フォロー監査結果報告 | | |
|--|--|--|--|--|-----|---------------|---|--|--|

| | | | | | | | | | |
|------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 4. その他参考情報 | | | | | | | | | |
| 特になし | | | | | | | | | |